

平成 21 年

第 2 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 21 年 6 月 16 日 (火)

閉会 平成 21 年 6 月 18 日 (木)

十 島 村 議 会

平成21年第2回（6月） 十島村議会定例会

第1号（6月16日）（火）

1. 開 会		1
2. 日程報告		1
3. 日程第1	会議録署名議員の指名	1
4. 日程第2	会期の決定	1
5. 日程第3	会期日程の決定	1
6. 日程第4	諸般の報告	2
7. 日程第5	行政報告	2
8. 日程第6	一般質問	8
9. 日程報告		12
10. 散 会		12

第2号（6月17日）（水）

1.	開 会		13
2.	日程報告		13
3.	日程第1 報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度 十島村一般会計 補正予算（第5号））	13
4.	日程第2 報告第6号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度 十島村国民健康保険特別会計 補正予算（第5号））	20
5.	日程第3 報告第7号	専決処分の承認を求めることについて（平成20年度 十島村老人保健医療特別会計 補正予算（第4号））	24
6.	日程第4 報告第13号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度十島村一 般会計予算繰越明許費繰越計算書）	25
7.	日程第5 報告第14号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度十島村船 舶交通特別会計予算繰越明許費繰越計算書）	27
8.	日程第6 報告第10号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度十 島村老人保健特別会計 補正予算（第1号））	28
9.	日程第7 報告第11号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度十 島村船舶交通特別会計 補正予算（第1号））	30
10.	日程第8 報告第12号	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度十 島村簡易水道特別会計 補正予算（第1号））	31
11.	日程第9 報告第8号	専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正 する条例）	36
12.	日程第10 報告第9号	専決処分の報告について（十島村国民健康保険税条例 の一部を改正する条例）	42
13.	日程第11 議案第47号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について	43
14.	日程第12 議案第48号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	45
15.	日程第13 議案第49号	十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制 定について	47
16.	日程報告		50
17.	散 会		50

第3号（6月18日）（木）

1.	開 会		51
2.	日 程 報 告		51
3.	日 程 第 1 議案第 50 号 辺地に係る総合整備計画の変更について		51
4.	日 程 第 2 議案第 51 号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について		58
5.	日 程 第 3 議案第 52 号 予算補正について（平成 21 年度十島村一般会計 補正 予算（第 1 号））		66
6.	日 程 第 4 議案第 53 号 予算補正について（平成 21 年度十島村船舶交通特別会 計 補正予算（第 2 号））		80
7.	日 程 第 5 議案第 54 号 予算補正について（平成 21 年度十島村介護保険特別会 計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定） 補正予算 （第 1 号））		82
8.	日 程 第 6 議案第 55 号 予算補正について（平成 21 年度十島村簡易水道特別会 計 補正予算（第 2 号））		83
9.	日 程 第 7 議員派遣の件		87
10.	日 程 第 8 議会運営委員会の所掌事務調査の閉会中の継続調査 の件		88
11.	閉 会		88

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	14	日	入		
6	15	月	出		
6	16	火		本会議	<議会運営委員会>
6	17	水	入出	本会議	<全員協議会> <議会広報調査特別委員会>
6	18	木		本会議	
6	19	金	入出		
6	20	土			
6	21	日	入		
6	22	月	出		

平成21年第2回(6月)十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
6月16日	火	<議会運営委員会> 6月定例議会会期日程等の件 14:00～ 15:30～ 第1 会議録署名議員の指名 第2 会期の決定 第3 会期日程の決定 第4 諸般の報告 第5 行政報告 第6 一般質問（永田和彦議員→村長）	1
6月17日	水	10:00～ 第1 報告 第5号 専決処分：予算補正（平成20年度一般会計 補正第5号）+37,787千円→4,100,222千円 第2 報告 第6号 専決処分：予算補正（平成20年度国保特会 補正第5号）+1,830千円 → 109,772千円 第3 報告 第7号 専決処分：予算補正（平成20年度老人特会 補正第4号）+2,087千円 → 18,769千円 第4 報告 第13号 繰越明許費繰越計算書（20年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書）281,765千円 第5 報告 第14号 繰越明許費繰越計算書（20年度船舶特会予算繰越明許費繰越計算書）3,260千円 第6 報告 第10号 専決処分：予算補正（平成21年度老人特会 補正第1号）+1,221千円（繰上充用） 第7 報告 第11号 専決処分：予算補正（平成21年度船舶特会 補正第1号）+34,960千円（繰上充用） 第8 報告 第12号 専決処分：予算補正（平成21年度簡水特会 補正第1号）+6千円（繰上充用） 第9 報告 第8号 専決処分：十島村税条例の一部改正 第10 報告 第9号 専決処分：十島村国民健康保険税条例の一部改正 第11 議案 第47号 条例改正：十島村国民健康保険税条例の一部改正 第12 議案 第48号 条例改正：十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第13 議案 第49号 条例制定：十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定 <全員協議会> ①地域情報通信基盤施設等整備事業の件 ②十島村簡易水道料金改定案の件	2
6月18日	木	10:00～ 第1 議案 第50号 辺地に係る総合整備計画の変更 第2 議案 第51号 過疎地域自立促進市町村計画の変更 <議会広報調査特別委員会> 議会のインターネット中継の件 第3 議案 第52号 予算補正（平成21年度一般会計 補正第1号）+633,777千円 → 3,743,566千円 第4 議案 第53号 予算補正（平成21年度船舶特会 補正第2号）+6,209千円 → 814,480千円 第5 議案 第54号 予算補正（平成21年度介護特会 補正第1号）+6,736千円 → 87,933千円 第6 議案 第55号 予算補正（平成21年度簡水特会 補正第2号）+9,864千円 → 53,012千円 第7 議員派遣の件 第8 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件 <全員協議会> ③ゴミの最終処分場の村内の閉鎖後の対策の件	3
6月19日	金		

(議決結果)

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告第 5号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度十島村一般会計 補正予算 (第5号))	H21. 6. 17	承認	承認 第 5号
報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算 (第5号))	H21. 6. 17	承認	承認 第 6号
報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて (平成20年度十島村老人保健医療特別会計 補正予算 (第4号))	H21. 6. 17	承認	承認 第 7号
報告第 13号	繰越明許費繰越計算書について (平成20年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書)	H21. 6. 17	(報告)	
報告第 14号	繰越明許費繰越計算書について (平成20年度十島村船舶交通特別会計予算繰越明許費繰越計算書)	H21. 6. 17	(報告)	
報告第 10号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度十島村老人保健特別会計 補正予算 (第1号))	H21. 6. 17	承認	承認 第 8号
報告第 11号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算 (第1号))	H21. 6. 17	承認	承認 第 9号
報告第 12号	専決処分の承認を求めることについて (平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算 (第1号))	H21. 6. 17	承認	承認 第10号
報告第 8号	専決処分の報告について (十島村税条例の一部を改正する条例)	H21. 6. 17	(報告)	
報告第 9号	専決処分の報告について (十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	H21. 6. 17	(報告)	
議案第47号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 6. 17	原案可決	議決 第47号
議案第48号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 6. 17	原案可決	議決 第48号
議案第49号	十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定について	H21. 6. 17	原案可決	議決 第49号
議案第50号	辺地に係る総合整備計画の変更について	H21. 6. 18	原案可決	議決 第50号
議案第51号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H21. 6. 18	原案可決	議決 第51号
議案第52号	予算補正について (平成21年度十島村一般会計 補正予算(第1号))	H21. 6. 18	原案可決	議決 第52号
議案第53号	予算補正について (平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算(第2号))	H21. 6. 18	原案可決	議決 第53号
議案第54号	予算補正について (平成21年度十島村介護保険特別会計 (介護保険事業勘定・介護サービス勘定) 補正予算(第1号))	H21. 6. 18	原案可決	議決 第54号
議案第55号	予算補正について (平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算(第2号))	H21. 6. 18	原案可決	議決 第55号
	議員派遣の件	H21. 6. 18	決定	
	議会運営委員会の所掌事務調査の閉会中の継続調査の件	H21. 6. 18	決定	

平成21年6月16日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君			
副	村	長	福	満	征	一郎	君		
総	務	課	長	肥	後	政	司	君	
住	民	課	長	前	田		貢	君	
経	済	課	長	松	下	賢	次	君	
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一	郎	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議	会	事	務	局	長	安	藤	浩	樹	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

平成21年6月17日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一
総	務	課	長	肥	後	政
住	民	課	長	前	田	貢
経	済	課	長	松	下	賢
教育委員会教育総務課長				久	保	源
				一	郎	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	安	藤	浩	樹	君
-------------	---	---	---	---	---

平成21年6月18日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
総 務 課	長	肥	後	政	司	君
住 民 課	長	前	田		貢	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		久	保	源	一	郎 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 安 藤 浩 樹 君

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成21年6月16日（火） 午前・午後 3 時 30 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成21年6月17日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第1	報告第 5号	専決処分の承認を求めることについて （平成20年度十島村一般会計 補正予算（第5号））	承認	承認 第 5号
第2	報告第 6号	専決処分の承認を求めることについて （平成20年度十島村国民健康保険特別会計 補正予算（第5号））	承認	承認 第 6号
第3	報告第 7号	専決処分の承認を求めることについて （平成20年度十島村老人保健医療特別会計 補正予算（第4号））	承認	承認 第 7号
第4	報告第 13号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書）	（報告）	
第5	報告第 14号	繰越明許費繰越計算書について（平成20年度十島村船舶交通特別会計予算繰越明許費繰越計算書）	（報告）	
第6	報告第 10号	専決処分の承認を求めることについて （平成21年度十島村老人保健特別会計 補正予算（第1号））	承認	承認 第 8号
第7	報告第 11号	専決処分の承認を求めることについて （平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算（第1号））	承認	承認 第 9号
第8	報告第 12号	専決処分の承認を求めることについて （平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算（第1号））	承認	承認 第10号
第9	報告第 8号	専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正する条例）	（報告）	
第10	報告第 9号	専決処分の報告について（十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	（報告）	
第11	議案第47号	十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第47号
第12	議案第48号	十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第48号
第13	議案第49号	十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	議決 第49号
		【全員協議会】		
		①地域情報通信基盤施設等整備事業の件		
		②十島村簡易水道料金改定案の件		

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成21年6月18日（木） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第1	議案第50号	辺地に係る総合整備計画の変更について	原案可決	議決 第50号
第2	議案第51号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について	原案可決	議決 第51号
		【議会広報調査特別委員会】		
		議会のインターネット中継の件		
第3	議案第52号	予算補正について（平成21年度十島村一般会計 補正予算(第1号)）	原案可決	議決 第52号
第4	議案第53号	予算補正について（平成21年度十島村船舶交通特別会計 補正予算(第2号)）	原案可決	議決 第53号
第5	議案第54号	予算補正について（平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定） 補正予算(第1号)）	原案可決	議決 第54号
第6	議案第55号	予算補正について（平成21年度十島村簡易水道特別会計 補正予算(第2号)）	原案可決	議決 第55号
第7		議員派遣の件	決定	
第8		議会運営委員会の所掌事務調査の閉会中の継続調査の件	決定	
		【全員協議会】		
		③ゴミの最終処分場の村内の閉鎖後の対策の件		

平成21年第2回（6月）十島村議会定例会

6月16日（火）

△開会宣言

○議長（日高通君）

ただいまから、平成21年第2回（6月）十島村議会定例会を開会します。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布致しております議事日程の通りであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 永田和彦君及び3番 前田功一君を指名します。

△会期の決定

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は、本日から6月18日までの3日間に決定致しました。

△会期日程の決定

○議長(日高通君)

日程第 3、会期日程決定の件を議題と致します。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表の通りと致したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

よって、そのように決定を致します。

△諸般の報告

○議長(日高通君)

日程第 4 諸般の報告を行ないます。

始めに、会議・研修会関係について報告を致します。

5 月 13 日、鹿児島市に於いて「鹿児島県離島振興町村議会議長会の平成 21 年度定期総会」が開催されております。総会の内容としましては、平成 20 年度の会務報告並びに監査報告、平成 19 年度の決算の承認、平成 21 年度の事業計画案並びに予算案、役員の選任でありました。21 年度の事業計画案・予算案につきましては、ほぼ 20 年度同様の内容で提案されております。以上申し上げました、報告・認定・議案につきましては、全て原案の通り可決承認されております。また、役員選任につきましては、会長に浜上・長島町議長、副会長に中村・南種子町議長、監事に寺田・中種子町議長を選任しております。総会終了後は、鹿児島県保健医療福祉課の三角課長を講師に、「離島の医療対策」と題した研修会を開催しております。

5 月 14 日、鹿児島県町村議会議長会の「第 36 回臨時総会」が開催されております。役員選任につきましては、会長に前副会長の町田・与論町議長、副会長に浜上・長島町議長及び兼田・加治木町議長を選任しております。

同じく 5 月 14 日、鹿児島県町村議会議長会主催によります「常任委員会研修会」が開催されております。内容としましては、前総務大臣の増田寛也氏によります「地方発・日本再生の道～変革(チェンジ)への挑戦～」、JA 鹿児島県中央会常務理事の前田英文氏によります「日本の食と農に未来はあるか」、大平・鹿児島県教育委員会事務局教育次長によります「本県教育の振興策について」の講演でありました。

6 月 4・5 日、霧島市に於きまして「正副議長研修会」が開催されております。研修会の内容としましては、県町村議会議長会事務局の徳留事務局長によります「議長(副議長)の権限等について」、東條・鹿児島県総務部市町村課長によります「市町村行財政運営の課題について」の講演でありました。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の 3 月定例会以後に実施されました 3 月・4 月・5 月の例月出検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布致しております通りですので、お目通し願います。

最後に、先の 3 月定例会を主な内容としました「議会だより」第 45 号を、6 月 8 日に発行致しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告

○議長(日高通君)

日程第 5、行政報告を行います。

村長から、3 月定例会以降の行政報告についての申し出がありました。

これを許します。

村長、敷根忠昭君。

(村長 敷根忠昭君登壇)

○村長(敷根忠昭君)

平成 21 年第 2 回村議会定例会の開会に当たりまして、当面する村政の諸問題の推移等につきまして、行政報告を申し上げます。

今定例会は、年に 1 回は村内において村議会を開催するという議員各位及び村民の皆様の強い要望を受けて始まりました村内での議会の開催になりました。

今回の小宝島での開催が実現したことで、平成 13 年 6 月議会の宝島開催をはじめとして 7 つの島を一巡したことになり、「村内での議会開催」が住民の皆様にとってより身近なものになったものと考えております。

今後は、インターネット環境も整備されることから、これらが併せて活用されることで、議会における政策形成過程や議論が住民の皆様によりオープンになり、更に親しまれる議会となるよう祈念するところでございます。

尚、村内での開催ということで議員各位並びに村民の皆様には、何かとご協力頂くことが多々あるかと存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

それでは、最初に職員の人事異動及び新規採用の件について、ご報告申し上げます。

本年 3 月 31 日付けで、定年退職と自己都合で 3 名の職員と非常勤職員の退職があった関係から、4 月 1 日付けで職員の人事異動を行っております。

その内訳は、本庁一般職で課長相当職を含め 5 名、定期船乗組員で船長職を含め 4 名の異動を行ったところであります。

また、定期船に機関部配属として、1 名の職員を新規採用しております。

十島村地域イントラネットの一部運用につきましては、本庁と中之島・悪石島・小宝島及び宝島間を整備する平成 20 年度十島村地域イントラネット基盤施設整備事業は、平成 21 年 3 月 21 日に竣工し、同 3 月 24 日から 25 日にかけて完成検査を実施しました。

4 月 1 日には、総務省九州総合通信局情報通信部長、鹿児島県情報政策課長、鹿児島大学学術情報基盤センター升屋教授にご出席頂き、中之島小中学校、悪石島地区コミュニティセンター、小宝島離島住民センター及び十島村高齢者コミュニティセンター(宝島)と本庁間を TV 会議システムで結び、開通式を開催致しました。

開通式では、ご来賓の方々からお祝いと今後のブロードバンド活用施策について、激励のお言葉を頂きました。

今回、整備された地域の小中学校・診療所・出張所・公民館等、20 施設は既に運用を開始しております。この中には、住民など一般の方が利用出来る端末も用意されております。

本年度は、前年度に引き続き残り 3 島の公共施設間のネットワークを整備することが、決定しております。

携帯電話基地局の増強工事につきましては、NTT ドコモ鹿児島支店の報告によりますと、6 月から 7 月上旬に掛けて、各島の基地局の増強工事を完了し、これと平行して、電波調査並びにアンテナ等の調整作業が実施されるということであります。

尚、これまで、ほぼ全ての地域で通話出来なかった小宝島でも、現在の基地局整備を 7 月上旬に完了すること聞いております。

中之島地区コミュニティセンター整備事業につきましては、先月から本格的に既存建物の取り壊しを開始しております。

これまで作業はほぼ順調に進んでおり、解体から新築竣工までの建設全体の 15%程度となる解体作業については、予定通り 6 月中には完了する見込みであります。

皆既日食が観測される 7 月は現場での作業を休止し、8 月から新築工事が始まり、22 年 2 月下旬の完成に向けて建設を進めて参ります。

鹿児島税務署による税務現地調査につきましては、平成 18 年度の宝島、19 年度の中之島、20 年度の口之島及び平島に続き、今年度は諏訪之瀬島・悪石島及び小宝島に於いて税務調査が実施され、これで全島での調査が一巡したことになります。

悪石島は先月 19 日から 24 日まで、諏訪之瀬島・小宝島は今月 2 日から 7 日まで、それぞれ 5 日間の日程で民宿経営者・畜産従事者を中心に調査が行われ、本年度は昨年に引き続き、一般の給与所得者も調査対象となり、諏訪之瀬島 11 名、悪石島 11 名、小宝島 11 名の住民が個別調査を受け、対象期間については、申告の有無・申告内容等により、過去 5 年分まで遡る調査になっております。

尚、今回の調査による追加徴収については、ほぼ全員が所得税・住民税、中には国民健康保険税についても追加徴収となっており、各納税者の経済的負担が増大し、滞納発生も予想されますが、関係者と協議し、徴収体制を執っていきたいと考えております。

また、鹿児島税務署の今後の本村での調査方針については、時期を調整しながら随時行っていくとしております。

今年度の特定離島ふるさとおこし推進事業が、本年 4 月 24 日付けで決定しております。

本年度の採択事業は、ハード事業 19 件、ソフト事業 7 件、合計 26 事業が採択されています。また、平成 21 年度事業費については、386,437 千円（うち県費 300,650 千円）となっており、前年比約 3% 増（平成 20 年度事業費 374,895 千円）となっております。

尚、本年度当初予算で皆既日食対策関連事業等 6 件、ソフト事業 7 件については、既に予算執行を行っており、残りの事業につきましては、今回の補正予算に計上しているところであります。

本年 4 月 29 日午前 10 時 10 分頃、宝島に於いて原野火災が発生しました。

火災原因等について調査する為、村長他職員 3 名並びに鹿児島中央警察署職員 3 名（中之島駐在所員含む）が翌日宝島に入りました。現地では鹿児島中央警察署による実況検分を行いました。原因の特定には至らず「出火原因不明」ということになりました。

今回の火災の被害規模については、原野を約 50 a 焼失する大きな火災でしたが、消防団及び地域住民の連携により、幸いにも人的被害、建物被害もなく鎮火することが出来ました。

尚、今回の火災により、現地消防団と本庁との連絡体制等について、いくつか問題点・課題も出ておりますので、課題解決に向けて検討していきたいと考えております。

次に、第十管区海上保安本部と十島村救難所との合同訓練でございますが、トカラ列島皆既日食時にツアー客或いは十島村海域に不慣れな不特定多数の船舶が密集することにより、座礁や衝突等の海難事故が予想されます。

第十管区海上保安本部は、「2009 皆既日食海上警備・安全対策準備室」を設置し、皆既日食が観測可能な地域に対して手厚い対応策を検討・実施しているところであります。

そのような中、海難事故が発生した場合、海上保安部だけでは対応が困難な場合も想定して、十島村救難所に協力を求めることを検討しており、その為の事前準備として、先月、一部村内で救難所との合同訓練を実施しました。

訓練内容については、海中転落者捜索・救助訓練・座礁船曳航救助訓練・負傷者搬送・急患輸送訓練の他、救急救命蘇生法の講習を実施して頂き、非常に大きな成果を収めました。

尚、悪天候の影響から、中之島・平島での訓練がまだ実施出来ておりませんが、現在、7 月 10 日中之島、11 日平島での訓練を実施する予定にしているところであります。また、7 月 9 日には県内の防災関係機関との合同訓練を、悪石島で実施することが計画されております。

平成 20 年度の一般会計及び特別会計の決算見込みが出来ましたので、ご報告を申し上げます。

(1)一般会計

歳入 3,839,434,382 円

歳出 3,738,321,868 円

差引 101,112,514 円

翌年度繰越充当財源 43,663,000 円

実質収支額	57,706,323 円
決算積立処分（財政調整基金）	29,000,000 円
純繰越金	28,706,323 円

(2)国民健康保険特別会計

歳入	103,828,021 円
歳出	99,056,000 円
差引	4,772,021 円
実質収支額	4,772,021 円
決算積立処分（国保基金）	4,700,000 円
純繰越金	72,021 円

(3)老人保健医療特別会計

歳入	16,332,374 円
歳出	17,541,212 円
差引	△ 1,208,838 円
実質収支額	△ 1,208,838 円

欠損額の 1,208,838 円 については、翌年度より繰上充用

(4)船舶交通特別会計

歳入	910,228,068 円
歳出	945,188,598 円
差引	△ 34,960,530 円
実質収支額	△ 34,960,530 円

欠損額の 34,960,530 円 については、翌年度より繰上充用

(5)介護保険特別会計（事業勘定）

歳入	88,322,742 円
歳出	86,128,600 円
差引	2,194,142 円
実質収支額	2,194,142 円
純繰越金	2,194,142 円

(6)介護保険特別会計（サービス勘定）

歳入	1,359,201 円
歳出	1,031,444 円
差引	327,757 円
実質収支額	327,757 円
純繰越金	327,757 円

(7)簡易水道特別会計

歳入	66,138,605 円
歳出	66,143,709 円
差引	△ 5,104 円
実質収支額	△ 5,104 円

欠損額の 5,104 円 については、翌年度より繰上充用

(8)後期高齢者特別会計

歳入	8,046,994 円
歳出	7,999,719 円
差引	47,275 円
実質収支額	47,275 円
純繰越金	47,275 円

となっております。

国の緊急経済対策として制度化された、定額給付金の給付状況について、報告致します。

本村は、3 月村議会で予算化の後、3 月 24 日から給付を開始し、先月末時点で 588 人、9,428 千円

(給付率 94.23%) が給付済となっております。

残りの未交付者については、殆どが村外在住者となっております。交付申請期限は、本年 9 月 15 日までとなっておりますが、出来るだけ早期に交付が出来ますよう、出張員等を通じて広報していきたいと思っております。

私は、5 月 18 日の鹿児島県離島振興協議会の総会において、会長に選出され、就任致しました。この県離島振興協議会は、県内 22 の市町村で構成されており、副会長に屋久島町長・伊仙町長も同時に選任されております。

併せて、県の会長が、全国離島振興協議会の副会長も兼ねることから、5 月 26 日、全国離島振興協議会の総会で承認を頂いております。従いまして、全国離島振興協議会の副会長も兼ねるということになっております。役員構成につきましては、会長に新潟県の佐渡市長、副会長に東京都八丈町長、愛媛県上島町長、島根県隠岐の島町長、広島県大崎上島町長、長崎県新上五島町長、そして私を含め 6 名となっております。

地理的ハンディを抱える 139 離島市町村地域の振興の為に、リーダーの 1 人として、鋭意努力していきたいと思っております。

検診体制の充実につきましては、5 月 22 日、23 日各島に於いて、肺がん検診、胃がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診を実施しました。この検診は、住民の健康の維持・向上を目的とし、健康増進法に基づき実施しています。

今年度の実績としては、肺がん検診 293 名、胃がん検診 85 名、子宮がん検診 59 人、骨粗しょう症 117 名でした。今年度から子宮がん検診車を導入したことにより、より精度の高い検診が受けられるようになっております。

新型インフルエンザ予防対策につきましては、5 月 16 日に国内で最初の新型インフルエンザ患者が確認され、国内での蔓延が危惧されているところであります。本村におきましては、国・県の行動計画等を基本に地域の状況を踏まえた「十島村新型インフルエンザ対策行動計画」を現在、策定しているところでございます。

7 月には皆既日食もあり、沢山の方々が十島村を訪れることから、本村としては島としての特殊性を生かし、検疫強化等により、出来る限りウイルスの村内侵入を防ぐことが重要であると考えております。しかしながら、ウイルスの村内侵入を完全に防ぐことは、ほぼ不可能であるということを前提として、対策を取ることが必要だと考えております。

その為にも、地域住民を始め関係機関・団体等の役割を提示し、各種対策や取組みを推進していくことが重要な課題だと考えております。また、今後は住民への新型インフルエンザの正しい知識、感染予防等についても、普及啓発を実施していく予定でございます。

新型インフルエンザは、必ずしも予測されたように展開するものでなく、発生する事態も色々と考えられる為、今後の状況等を踏まえ、計画を策定し、新型インフルエンザの発生に適切に対処し、被害を最小限に抑えられるよう努めて参ります。

次に、畜産組合の問題でありますが、「長年に亘り補助金の取扱い等を中心に、組合の経理が不適切に処理されていることが判明し、鹿児島県の指導も頂きながら、畜産組合と共に実態の解明を行っている。しかし、長年に亘り証拠書類等が整っていないことから、その整理に時間が掛かっているが、可能な限り実態を解明し、その結果について、組合員を始め関係者に報告したい」と考えている。

また、この問題の責任の所在等については、「実態が解明され、整理される過程に於いて判明してくるものと思っており、その上で、今後の畜産組合のあり方等について関係機関の指導も仰ぎながら、検討していきたい」と考えている旨、先の 3 月議会で報告したところでございます。

その後、指定助成事業補助金の補助元である農畜産業振興機構、全国肉用牛振興基金協会が平成 21 年 3 月 23 日に来庁し、関係書類を基に聞き取り調査が行われました。更に平成 21 年 4 月 13 日から 5 日間、6 月 2 日から 4 日間、会計検査院の実地検査が行われましたが、現在も資料要求や問い合わせ等があることから、検査結果の通知は今少し先になるものと推測しているところであります。

従いまして、この検査結果がどのようなものになるか、現在のところ判明しておりませんが、いずれにしてもこの検査結果を受けて、行政は行政として、十島村畜産組合は組合として、また、行政と畜産組合と一緒にあって、確り対応しなければならないものと決意しているところであります。

獣医療については、本来所有者責任で行われるべきでありますが、十島村の獣医療については、村

内に獣医師が不在であること、畜産農家が農業共済に未加入であること、畜産が十島村の基幹産業に成長しつつあること等から、これらの改善を図りつつ、当分の間、獣医療に掛かる獣医師の委託料・旅費・医薬品・消耗品の費用については、行政経費で負担することとし、平成 21 年 6 月 1 日付けで、「十島村における獣医療に掛かる業務委託契約」を鹿屋市串良町岡崎 1834 蔵田家畜医院の蔵田幸男獣医師と締結しております。

蔵田獣医師は豊富な実務経験を有していることから、農家の皆様の努力と相俟って、十島村の畜産振興に寄与していただけるものと期待しております。

平成 21 年 3 月以降の子牛セリ市状況は、3 月セリ市の平均価格は 2 月と比較し登記牛で 92,787 円増の 258,368 円、その他牛は 88,650 円増の 199 千円となっており、3 月から 5 月の平均価格は登録牛で 249,149 円。一般牛で 177,374 円と第 1 四半期よりゆるやかに上昇しています。今後も若干の変動はあるものの、価格安定に期待するものであります。

農業につきましては、地域特性を活かした大名タケノコであります。諏訪之瀬島・悪石島から 2,135 k g、1,400 千円の出荷がありました。これは前年度と比較しまして、1,000 千円の減で単価も 350 円ほど落ちております。

尚、今年度、タケノコ採取場整備を行いましたので、来年度は増産が見込まれているところでございます。

ビワにつきましては、年々出荷が落ちていましたが、本年度は昨年同様の 3,100 千円の出荷がありました。

サンセベリアにつきましては、6 月上旬の集計で 14,000kg、3,200 千円の出荷がありました。

高齢化の進む中に於きましては、グループによる出荷体制を確立することにより、生産農家の所得増加を図る必要があると考えております。

次に、道路事業関係につきましては、皆既日食関連事業で口之島・平島・諏訪之瀬島の側溝蓋等安全対策事業を 6 月 15 日に発注しております。

簡易水道事業につきましては、同じく皆既日食関連事業で平島・悪石島・小宝島の水源地・貯水池の安全対策として、フェンス設置を発注致しております。

皆既日食が 1 ヶ月余りと迫って参りました。受け入れ準備も、仮設トイレやテント等の物資搬入等大詰めを迎えており、計画に基づき着々と準備を進めているところでございます。また、受入れ準備委員会を今月 22 日に開催する予定に致しておりますが、関係者が一同に集まる最終の打合せになります。

各事業項目に万全を期すると共に、住民の皆様と情報を共有し、十島村にとって意義ある皆既日食となるよう努めて参ります。

また、皆既日食当日まで気の抜けない日が続きますが、島民の皆様を始め各関係機関と密に連携を取り合い、今世紀最大の天体ショーを無事に終えるよう、職員一丸となって取り組む所存であります。

「フェリーとしま」の運航状況につきましては、4 月～5 月の運航状況は、低気圧の接近等により出港日の延期・欠航等があり運航ダイヤが乱れましたが、5 月の連休・レントゲン検診便は天候に恵まれ順調に運航することが出来ました。

皆既日食関連の物資の事前搬入を 6 月から実施しており、輸送に当たっては定期船の輸送能力等を勘案し、住民生活に支障を及ぼさないような輸送計画を立てて対処しております。

地域公共交通活性化再生総合事業につきましては、平成 21 年 5 月 15 日付けで九州運輸局長より「平成 21 年度地域公共交通活性化再生総合事業費補助金」の交付決定を受け、6 月 4 日、「第 2 回十島村地域交通活性化協議会」を開催し、総合連携計画策定業務委託のプロポーザル実施要領の制定及び仕様書を協議し、決定致しました。

また、プロポーザル参加業者の選定等も行い、6 月 25 日に参加事業者によるプレゼンテーションを実施することとしています。

尚、総合連携計画を策定する際に、試験運航をすることとしていますが、試験運航の回数は「定期船」及び「ななしま 2」を、それぞれ 5 回運航することとしております。

試験運航の運航方法等の詳細につきましては、決定次第住民の方々及び一般の利用者等に周知することとしております。

3 月 9 日、本庁に於いて定例教育委員会を開会し、当初予算・教職員人事異動・規則改正等が審議

されております。

3月23日、平成21年度教職員人事異動が発表され、本村では、25人が転出し、28人の先生が転入しています。本年度の学校構成は、7小学校・15学級・児童37人、7中学校・11学級・生徒28人、教職員57名となっています。また、人事異動により、教職員住宅の不足が生じ、新年度早々に小宝島村営住宅の建設に着手しております。

5月21日から23日のレントゲン便で、平成21年度学校環境検査を全島で実施しています。指摘等を受けた施設箇所については、順次改善して参ります。

5月24日から28日までの期間に中学校連合修学旅行が実施され、生徒18人・引率8人で、長崎・福岡を訪問しています。帰りの便が予定通り出港せずに、鹿児島に2泊延泊し、私立学校の訪問等を実施致しました。

5月27日から30日までの期間に「小学校連合交流学習事業」が実施され、児童14人・引率8人で、鹿児島市立八幡小学校との交流を実施致しました。

本年度の山海留学生は、6月現在、小学校6人・中学校10人の計16人となっております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等につきまして、行政報告を申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、専決処分の承認を求めるもの8件、繰越明許費に関するもの2件、条例の改正に関するもの2件、条例の制定に関するもの1件、辺地に係る総合整備計画の変更に関するもの1件、過疎地域自立促進市町村計画の変更に関するもの1件、予算補正に関するもの4件となっております。

それぞれの議案の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げます。

何卒宜しくご審議の上、議決して頂きますようお願い申し上げます。

○議長(日高通君)

これで「行政報告」は、終わりました。

これより、5分間休憩致します。

4時25分に、お集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△一般質問

○議長(日高通君)

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇をして行って下さい。第2回目以降の質問、及び執行部の答弁は自席から行って下さい。また、質問の持ち時間は1人、当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可致しません。

それでは、通告の順番に発言を許可致します。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

平成13年の宝島での村内議会開催に始まり、本日9年目にしてやっと、ここ小宝島で議会が開催されるに当たり、「小宝島の住民の皆様、本当にお待たせしました」の思いで、私はいっぱいあります。小宝島は本村内に於いても、最も自然条件の厳しい島であると認識しております。人口問題、生活用水問題、港湾整備問題、農地の問題。様々な困難の中で、これまで頑張って来られた先人の皆様と、今現在も額に汗しながら日々の生活に頑張っておられる住民の皆様に、心から敬意を表させて

頂きたいと思います。頑張っておられる住民の皆様の思いや声を村政の場に届けるのが、私達議会議員に課せられた最大の使命だということを再度認識し、これからの議員活動に繋げて参りたいと思っております。本日より3日間という短い会期ではありますが、これまで以上に、より良い、より有意義な議会とする為にも、住民の皆様の傍聴と生の声に期待しながら、今議会に望んで参ります。それでは、通告書に従って質問に移ります。

まず、第1点目の質問です。私は先の3月議会に於いて、本村畜産組合に於ける補助金交付の不適切な事務処理に係る村の責任について、質問を行いました。その際、村長からは、「畜産組合事務局職員が、村職員と事務局職員を兼務していたことは事実だが、補助金自体は村の会計を経由していないので、村に責任は無い」という答弁を頂きました。私は、「貴方と私の認識には大きな隔たりがあるので、これ以上このことについて貴方に質問を続けても、議論は噛み合わないと思うので辞めます」と。この問題について、それ以上の質問は行いませんでした。このことが翌日の新聞記事となってから、住民の皆様や様々な方々から「あの答弁はおかしいだろう」というご意見を多数頂きました。自分自身としても納得がいておりませんので、敢えて2度目の質問を行なうことと致しました。単刀直入に、再度村長に伺いますが、今現在でも村に責任は無かったと考えているのか、明確な回答を頂きたい。村長も認めている通り、職員が兼務していたということは紛れも無い事実です。しかも、村役場に勤務している業務時間中に、役場の庁舎内で自分の所属していた部署の机で、その他の条件を合わせて考えた時、法律論で言っても責任は免れないというのが法律の専門家の意見であります。そのような法律の専門家の意見よりも何よりも、事務局が役場内におかれ、職員が兼務していたという事実だけでも、村としての責任、村長の使用者責任、管理監督責任は決して免れられないと私は確信しております。組合員の皆様の中には、村が責任を放棄し、組合だけでこの問題を解決出来るのかと不安に思っておられる方がいるのも事実です。私は、そういった組合員の方々の不安を少しでも取り除き、村と共に十島村畜産組合と、現在子牛競り価格の低迷等により危機的状況にある本村畜産業を、以前以上に活気のある基幹産業として再生したいと強く思っております。私は、村長に「村にも責任があった。組合員の皆様、共に今後の十島村の畜産をより良きものにする為に、一緒に頑張っていこう」という、トップとして、住民を、そして畜産農家を牽引して行こうとする強い意思を持った言葉を期待しております。トップとして責任ある答弁を期待しております。今後、十島村畜産組合に対しては非常に困難な問題が降り掛かってくることは間違いの無い事実だと思っています。私自身、責任の重大さに押し潰されそうな毎日を過ごしております。このような時だからこそ、組合員の皆様、力と知恵を出し合って共に頑張っていきましょう。

次に、2点目の質問です。村長は、今回の不適切な事務処理問題の根本的な原因はどこにあると考えているのか伺いたい。私は、今回の問題についての調査に、現組合長として立会わせて頂きました。元担当職員の、畜産組合員の皆様のことを思って、このようなことになってしまったという説明も分かります。しかし、公務員として超えてはならない一線を超えてしまったのかなと、同時に感じたところです。それは、余りにも自分達に都合が良く、勝手な判断の中で処理がなされていたのではないかと、法令を守るという公務員として最も重要な部分の意識が、希薄になっていたのではないかと、思っています。私が3月議会の折、最後に村長にお願いしたのは、正にそのことだったと記憶しております。これまでの村長の職員に対する法令遵守に対する指導、及び教育を、ご自身ではどのように評価しているのか、併せて伺いたい。このことは、職員の皆様1人1人が常に意識をしてもらわなければならない問題だと思っております。更なる指導、教育に期待して私の1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

永田議員の質問に対してお答えを致します。確かに、ご指摘の通り職員であります。しかし、十島村役場・自治体と畜産組合とは、丸っきり別個の問題であります。本来なら、畜産組合は農協があつて、農協がしかるべき措置をするのが本来の姿であります。ただ、本村は農協が無かった為に、農家の利便性を図って、また組合を作ろうということで作って、そこで最初から組合が職員を雇うことが出来れば、これは問題が無かった訳。職員が兼務をするということで、従来ずっと続いてきております。

従って、私は、貴方が3月に質問をした時に、結局職員は確かに村の職員ではあるけれども、仕事

としては全く別個の仕事をしている訳で、畜産組合の仕事であって村の仕事ではなかった訳です。兼務をして職員はやっておった。しかも、組合員の為に一生懸命やろうということでやっている。貴方もそこは承知していると、私は思っております。そういうような中で、結局私が3月の答弁でも申し上げましたが、要するに職員としての立場ではあったけれども、仕事そのものが別個の問題だと。そういうことで、村の監査も受けておりませんし、また、我々はその県の畜産協会からの文書を見たこともありませんし、それを決裁したこともありません。また、補助金の請求についての相談も受けたことは無いし、印鑑をついた経緯もございません。そういうような中で、私は「私の権限外だ」というふうに言っております。従って、責任の問題については、先程の行政報告でも申し上げましたように、これから始まる問題であろうと、私はそういうふうに認識をしておりますが、貴方は、私が組合員に頭を下げなさいと、そういうことでこの質問をしているのかなと、そういうふうにとっております。

とにかく、役場と組合はおのずから違っている訳でありまして、先程から申し上げておりますように、3月の議会でも権限外の仕事であるというふうに理解をしております。現在、畜産組合と共に実態の解明を行なっているところでありますし、しかも畜産組合の運営というものは、役場とは別個のものでありますので、職員は兼務ということの理解をしてもらわないといけません。組合に対する協力は、村の畜産振興という振興方策を掲げている訳でありますので、これを実行して行かなければいけない。畜産組合と一緒にこれら解決を計っていく、私はそういうふうに答弁をしております。従って、今日も行政報告で申し上げておりますように、そういうことで決意をしております。

従って、永田議員は今現在、十島村畜産組合の組合長ですので、もっとこう大きな気持ちになって、今後の対策をどうすべきか、それらを、やはり役場、我々と協議をするべきで今、何もやっていませんでしょう。何をやっていますか。我々には一言も相談も何もしていないじゃないですか。そういうこと自体がおかしい訳で、これから先の組合員活動を、じゃあどうするのか、そういうことをきちんと私は整理をして頂きたい、そういうふうに思っております。一緒になって頑張ろうというふうに、最初から申し上げております。その意味が分からないようでは、それこそ貴方がおっしゃるように、「お互いの意の疎通が、全く出来ていない」。そういうことになるんだと、そういうふうに思います。

それから、何故この問題が起こったか。ご指摘の通り、不適切な処理をしていることは事実であります。ちゃんとした出納簿に出納の手続きをしっかりとやっておれば、このようなことは無かつたらうと、そのように思っております。そこらが、最初は1人で担当しておりました。仕事が忙しかったかどうか分かりませんが、そういうものが重なって、通帳1本での経理というふうになっていたのか、そこらについても、私は詳細は分かっておりません。とにかく、今は不適切な処理という言葉でありますけれども、当時は私は農家の皆様に、それこそ金の1銭も徴収しなくて、そのお金を使ってかれこれやって来た訳ですので、恐らく良いことをしているというふうに組合員の皆様からは見られておったのだと、そのように思っております。ですから、これが本人が悪意があって、意図的にそれをそういうふうにしたのであるならば、これは大きな問題だと認識をせざるを得ません。しかし、私は農家の為に一生懸命やってきてくれたと、そういうふうに思っております。

ただし、その経理の不十分なところで使途不明のところがあるとするならば、それはきちんと本人が責任を持って解明をする努力をする。それでも分からなければ、それなりの弁償なり、その義務はあると思っております。私は、自分の責任をなすりつける訳ではありませんけれども、村長の職と組合との関係については、全く別個の問題でありますので。とにかく、組合に対する援助はしますよ。しますけれども、おっしゃるような「職員が兼務していたから、それは役場の責任、村長の責任」というのは、ちょっと当てはまらないのではないかと、そんなふうに思っております。とにかく、これがどうしてこんなふうになったかということは、組合員の皆様が一番知っていることだと思っております。終わります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

村長の言う部分も理解します。何も、私も「頭下げろ」とか、そういうつもりで言っているのではなくて、本当はここまで突つくと云ったら変な表現ですけども、言いたくないですけど、あえて言いますけれども。その兼務という部分の考え方の中で、先程も触れましたけれども、例えばこれが

全く役場の業務外の時間でやっているのであれば、本当にそれで良いのかなという感じはするのですが、やはり役場内における業務内に、業務時間中に殆ど仕事をされていたと、そういった部分については、やはり、逆に言えばその部分については、「村にその人件費を返して下さいよ」と言われても仕様が無いのかなと。それ位の部分で、そういった部分も含めての責任という部分がどうなのかなという部分を感じます。

それで、これは突っ込んでいった場合は、もう水掛け論にしかならないと思いますので、もうこれ以上は言いませんけれども、やはり村長も先程も行政報告の中でも触れられましたけれども、これから今調査の過程の中で分かっていく部分だとおっしゃるのであれば、尚更のこと、「今の段階で責任が無い」と言い切ってしまうこと自体も、ちょっとどうなのかなと、私はちょっと感じるものですから、少なくとも「現時点でそれについては、何とも判断が出来ない」とか、そういった形であればまだ何か理解も出来るんですが、鼻から「無い」と言われると、逆に「それで終わりなのか」という気もするものですから、あえて、今回2度目の質問をさせて頂きました。

それと、2点目の部分については、その出納簿の問題も先程、村長触れられましたが、そういった実務の部分もそうなんですが、私は「それ以前の問題として、それ以前の部分も聞きたいな」と思いまして、質問をしたところです。結局、その出納、実務の部分での、そういう証拠書類等の不備によってということですが、そうではなくて、やはり本来補助金については、農家にちゃんと返すんだよと。農家まで渡るのが本当でしょうという中で、それでやって行かなければならなかったのを、農家の為を思ってという思いも分かります。元の担当職員のことも、私も充分に知っておりますので気持ちは分かるんですが、やはり、そこは余りにも安易だったのではないのかなと、今にして思えば、そういう気がしてなりません。

ですから、そういった部分の認識というか、そういったものに対する職員指導、教育等について村長に伺いたいなと思って、2点目の質問は行いました。私自身そんなことを言えた人間ではないというのは、重々承知しておりますけれども、やはり十島村の住民の為に頑張ってくれている職員の皆様、あまりにも地元を思うがあまりの部分で、超えてはならない部分だったのかなという気がしてなりません。そういった形で、話を聞けば、調査に立ち会えば立ち会う程、どうだったのよという思いがしてならないものですから、そこら辺の職員に対しての指導・教育について再度、村長の今後の考え方。それから、これまでの部分について、ずっと職員を指導されてきた中で感じていること等があれば聞かせて頂きたい、そのように思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員の指導ですけれども、本来この問題が起こる以前から、私の何代か前から職員のそうした指導については、当時の村長も一生懸命そういうことでやってきております。私もやはり、特に金銭のトラブル、これがあってはならない。そういうことで、指導を徹底してきているつもりであります。とにかく、自分が手掛けた仕事を、ちゃんとご指摘のように精算を早くする。それが本来の姿なんです。その精算が出来なかった過程において、間違いを起こしてきた。「そうとしか言いようがない」と思っておりますが、そこらの勤務の関係、私共の手元に書類が回って来るものであれば、これはどこかで発見が出来たかも知れません。全く、役場の関係ではなくて組合の関係でしたので、そういう形になっていったのかなと、そんなふうに思っております。

それから、先程もご指摘がありましたように、とにかく、「役場の中で勤務をしておったから、役場の責任だ」と。それはちょっと違うんじゃないのかなと。組合がそこを使っていたと解釈すれば、それで済むことでしょし、村は「貴方は組合の仕事が、そうした専門家がいなくてそこをしなさい」というふうにしている訳ですので、自ずからそこは違うんじゃないですかね。貴方がおっしゃるように、その役場の経費を使ってやっておったから、それだったら返納しなさいよと、そういうことも確かに言えると思いますよ。殆ど組合の仕事をしていたと。国からの関係で、牧野改良。そういう村長部局に回ってくる、村長の権限で来る関係。それについてはちゃんと村の職員の仕事をしてもらっている。

ところが、色々ありますが、地域肉用牛振興特別対策事業。それから、中核肉用牛繁殖経営等育成対策事業、子牛生産拡大奨励事業、肉用牛生産者補給金交付金・肉用牛ヘルパー等組織支援対策事業。

これらについては、全く村には通っていない訳です。従って、県の畜産協会と畜産組合がイコールして仕事をやっている、そういうところにも問題があったのかもしれませんが。ですから、我々が本来の決裁ルールのやり方で我々の目に留めてするものであるならば、これはやはりおかしい経理であろうと、そういうふうに理解をしております。

その他に色々あったのかもしれませんが、話に聞きますと、過去にそれで子牛増殖の関係で基金を借りて、その償還が無い為に、そのものに充ててやっているもの等もあります。

それから、過去の。これもご承知かもしれませんが、やはり役場の職員だけでは駄目だから、組合で1人でもそういう職員を育てようということで、個体登録制度の仕事もさせてもらった経緯があります。これについても、何の関係だったか分かりませんが、うやむやになって育ってない。そういう状況がある訳で、やはりこれから私は組合と、やはりこの問題については、後のことを考えないといけない。組合がこれから先、どうするべきか。そういうものを考えて行かなければならない。今になって、「職員の指導がどうだったから、こうだったから」と、これは言われても、私はそれなりにちゃんとした指導はして来たつもりですけども、そこらにやはり間違いが生じる場合もある訳で、一概に「それが指導の影響だと、そういうことではなかろう」と。そういうふうに思っておりますが、これからは職員の指導については、徹底してそうしたミスがないように、きちんとした公務員としての資質を高めて行きたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

一般質問の途中でございますが、予め延長致します。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

まあ、先程村長も言われました通り、今後のことも具体的なものを早急に掲示した上で、村とまた協議をしないといけないという部分は、私自信も思っております。その為の下準備も、今現在進めているのも事実であります。ただ、この問題について非常に問題の取扱についてデリケートだという部分の中で、内部での調整は出来ても、なかなか農家の皆様、組合長の皆様及び農家の皆様に、どういった形でその起案なりを計っていけば良いのか。時期的なもの、それから方法についても、非常に微妙な部分があるかと思うので、なかなか積極的な形での打ち出しというのが、し難い部分があるのかなと思いつつ、今はまだ、私自信の考え方という部分の中で練っているところです。まあ、今議会が終わりましてから日食終了後に、具体的な話をさせて頂ければなと思っておりますので、村長の行政報告の中でもありました通り、私も求めています通り、村と組合と一緒に、今後の十島村の畜産のあり方という部分、組合のあり方という部分、一緒に考えて行ければなと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

△散会

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は、全て終了しました。

明日は、午前10時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

6月17日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りと致します。

△日程第1 報告第5号 平成20年度十島村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第1、報告第5号、平成20年度十島村一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第5号について、ご説明を申し上げます。本案については、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成20年度一般会計補正予算（第5号）を専決処分により、予算措置したものでございます。

補正予算を専決処分として定めなければならなかった経緯につきましては、教職員の人事異動に伴いまして、小宝島地区の教員住宅に不足が生じたことから、村営住宅一棟。これは2世帯住宅ですけれども、これを整備しなければならなかったことと、平成19年度分の老人医療給付費の国庫負担金の精算を、平成20年度内に処理しなければならなかったこと。また、特別交付税確定額による基金積立金の整理等の諸事情が発生したことから、急遽3月25日付で専決処分によって予算を制定したものでございます。補正予算額につきましては、議案の2ページにございますように、37,787千円を追加いたしまして、予算総額を4,100,222千円と定めております。

それでは、中身に入りますが、まず、8～9ページから順を追って説明を申し上げたいと思います。

まず、歳入関係ですけれども、地方交付税で37,103千円を計上しております。これにつきましては、20年度の特別交付税が確定したものでありまして、結果的に、前年度19,556千円増の242,390千円が交付されております。

次に、県支出金で568千円を計上しておりますが、国の2次補正を活用して、臨時職員の財源を緊急雇用創出臨時交付金として充てて、雇用したところであります。

それから、財産収入ですけれども、これにつきましては、目間の組み替えで予算増減はございません。

次の、諸収入でありますけれども、116千円を計上しておりますが、村営住宅補修に伴う入居者負担の負担金分でございます。

それでは、次の10ページから歳出関係について説明を申し上げます。

まず、総務費で10,249千円を増額しております。主なものにつきましては、特別交付税を財源として、地域振興基金に10,000千円を積立てております。ちなみに、20年度の基金積立額は、特別交付税の増額交付等の関係から、227,819千円となっております。

それから、報償費で、ふるさと納税返礼品と致しまして、185千円を計上しておりますが、これにつきましては、平成20年度に本村にふるさと納税として寄付をしてくれた関係者に、寄付金の税控除額分5千円相当額を、お礼として村の特産品を送ったものでございます。

尚、20年度のふるさと納税額は、36件の3,369千円となっております。

定額給付金につきましては、節間の調整でありまして、予算に影響するものではございません。

次の、民生費についてですけれども、繰出金で国保会計へ財政支援分とする予算費目の更正と、国保医療給付費の減少に伴う一般会計からの繰出金調整を行ったものでございます。

それからまた、老人医療特別会計への繰出につきましては、平成 19 年度老人医療費の国庫支出金の精算金として、2,087 千円を措置したものでございます。

次の、農林水産業費につきましては、節間調整の為、予算の増減はございません。

商工費につきましては、504 千円を計上しております。これにつきましては、口之島地区セランマ温泉の露天風呂の冷泉タンク整備と致しまして、繰越事業により執行したものでございます。この施設につきましては、周知の通り、天然温泉として島民は勿論のことではありますが、観光客等からも貴重な財産としての利活用をされているところでありまして、皆既日食時での活用も大いに見込まれる施設であります。

次の、土木費についてですけれども、先程も触れましたように村営住宅整備と致しまして、18,720 千円を計上しております。小宝島分校が学級編制の関係から、教員の住宅が不足したことから、2 世帯長屋一棟を整備する為に、設計管理費と工事請負費を繰越事業で予算処置をしております。

次の、教育費につきましては、30 千円を共済費の不足に伴い、措置するものでございます。

それから、交際費につきましては、今年度の村債元金償還額が決定したことから、7,141 千円を計上しております。予備費につきましては、財源調整の関係で 886 千円を措置しております。

5 ページを開いてください。繰越明許費の補正をしてございます。繰越明許費の補正につきましては、5 項に記載しております通り、子育て応援特別手当、口之島セランマ温泉タンク整備、村営住宅整備の 3 事業を次年度に繰越すものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

口之島のセランマ温泉の工事関係なんですけど、過去において利用された方から「熱くて、云々」というような、入れないような状況だとか、色んなそういう話も聞く中に、室内の改装辺りもすべきじゃないのかという、色んな話も出た経緯があったように記憶しておりますが、観光客が来て活用するのに、室内辺りは大丈夫だということで見られているのか。あるいはまた、今までに何回か改装したんだということなのか。その点について、伺いたいと思います。

それから、村営住宅の件につきましては、建設は勿論、住宅が不足してどうしようも無いという状況の中で、早くそういう建設を進めるということでは、勿論、教員にとっても、住民にとっても大事なことだろうというふうに思います。しかし、家賃の滞納辺りも含めて、現在の経済状況、景気が悪い状況の中で公共事業等の発注も少ない。従って、住民が収入とする賃金も入らない。そういう状況の中で家賃の滞納も含めて、これからも出てくるのではなかろうかと。その点については、今現在、どのような状況になっているのか。

それと、村営住宅の活用に関しては、過去にも、ある地域でも「住宅は返してるが、本人がいない」と。手荷物も置きっぱなし。村としても、対応に苦労した経緯があったように記憶してんですが、現在でも、私の地域でも 1 件、借りてはいるんだが、本人が帰ってくるか、帰ってこないか分からない。このようなことを、きちんと何らかの一線を引いて、それが出来る。そういうような方法も、今後取っていかねばいけないのではなかろうかなという想いがするんです。そこら辺はまた、どのように。勿論、住んでる住民の側の中にも、よく精査しながら、やっていかなきゃいけない。あるいはまた、次住みたいという人の、実際は人が住んでないで契約をしてると。その中で、住みたい人がいるんだけど家が空かないというような形で、村営住宅が上手く活用されないような状況も、そこに生まれてくるんじゃないかなという想いがするんですが、その点について、伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

セラマ温泉の件について。先程、室内の清掃をしたかということでございましたけど、室内の整備そのものというのは、ここ何年も、長い間していません。で、大分、セラマ温泉というのは、集落から離れてる所にあるものですから、電気なんかの設備等もされてなく。前は発電機を起こしてやってたと言いますが、今はその発電機も使える状態。あつ、なってるそうです。前はちょっと使えない状態で、まあ整備されております。昼入るなら、室内の方は大分良いんですけど、夜はちょっと、やはり発電機を起こしたりとか、そういう形になるかと思います。で、露天風呂に今回計上してあるのは、露天風呂の温泉が、冷泉というか、お湯を薄めなくてはちょっと入れない状態であるんですが、その為のタンクを設置した訳でありまして、で、露天風呂の方も島の有志の方なんかの整備によりまして、大分綺麗になって、島外から来られた方なんかも距離は遠いんですけど、行けば大分満足されて帰ってるような状態でございます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

村営住宅の家賃の滞納及び居住者が不在ということについてのご質問がありましたので、お答えしますが、滞納者については、もう既に何人、何月と、いくらというように確定しております。ここにちょっと資料持ってきておりませんが、これらについては督促をかけながら、早急の収納を図って参りたいというふうに思ってます。

それから、居住者が不明というか、長期に亘っていないというようなことにつきましては、その方々と今連絡を取ってます。それでまだ、当時小宝島にも1件ある訳ですが、その方とも先般連絡を取りまして、近々退去したいと、転出をしたいという申し入れを受けております。それから、平島につきましてもコンタクトを取るということにしております。

それから、もう1件ですかね。そちらについても、三島村へ行ってるんですけども、諏訪之瀬島で1件ありますが、それらについても、準備は進めておりますけれども、なかなか住宅の家賃の問題とか、それらが解決しないということで、まだはっきりとした退去の手続きがされてないというところであります。今年度に入りまして、諏訪之瀬島の方については、引き続きその本人と我々の方と協議していくということにしております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

温泉施設そのものが各島ある中に、観光客、あるいは来島されたお客さんから見ますと、温泉入浴料を払うと。払う中に、払う以上は、それなりのサービスがそこに付いてなければということでは、温泉そのものの担当というんですか。室内等の清掃、あるいは料金払うだけの価値があるような、そういう見方をしていかなければいけないのかな。例えば、お店に行ったらシャンプーを買うにも、買いたいんだが、石鹸を買いたいんだが販売してないと。入浴料プラス石鹸とかシャンプーとか、それも売るような形をしていかなければ、それはサービスの中に入らないというのは、そういうような捉え方をするお客さんもいる訳です。それは、それぞれ委託を管理している各島の自治体辺りも考えて、今後、そういうサービスについてのことを、学んでいかなければいけないのかなというような思いもしますので、今後そういう立場からというんですか。温泉の活用にも設備投資はするんだが、そういうサービスそのものが、本当にこのままで良いのかということも含めて、考え直していく必要があるのかな。

この間の、村の地域活性化交通対策協議会の中でも、名瀬行きの週2便ということを前提に、色んな協議がされた訳ですが、奄美から見ると魅力あるトカラだと。そこへお客さんを送り込んだりしても、果たしてお客さんがもう1回行きたいというような、そういうサービス等が出来るかどうかというのが、また今後、奄美・名瀬行きを週2回ということを定着させるにも、そこら辺が問題であろうというような話も出ましたので、色んな角度から受け入れ態勢の、そういうサービスの勉強も、今後進めていくべきではなかろうかなという思いが致します。

あと、その村営住宅の滞納、あるいはその活用に関しては、厳しい財源の中で定住促進を図ろうという形で住宅も建て、活用を図ろうという形でしてる訳ですから、諏訪之瀬島の件に関しては、ここ1年以上前から同じような、そういうものが続いているように、私は聞いております。それらを早期

に解決していくような何か、その契約。当時の契約内容等もきちんと見直しをして、やってくれるんじゃないだろうか。あるいは、その家賃の滞納が起きた時に保証人制度も、確か作ってあると思うんですね。そこら辺も含めてしていかなければ、行政側として対応が遅れば遅れる程に、今度は保証人にその分が被ってくると。僕らに言わせれば、行政のそういう怠慢じゃないのかというような、逆にそういうことが起こらないような手続きを、ちゃんと早急にしていけばいいんじゃないかと。そういうような思いがしますので、そこら辺も再度確認をしながら、早急に解決に向けて努力していただきたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各温泉施設のシャンプー等の整備についてでございますけど、温泉施設そのものが指定管理者制度という形を取っていますので、その指定管理者の方にサービスとか、そういうのはある程度して頂いて、入浴使用料を取るという形でやっていければなと思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

その家賃の滞納につきましては、議員がおっしゃる通り、私共が保証人への督促も一応しております。ただ、1番問題なのが諏訪之瀬島の関係でございます、ちょっとあの方とトラブルがありますので、まあ、一部は解決してるんですけど、あと全体的な問題がまだ残ってるということです。大きい部分ですね。その荷物の関係とか、そういうやつをこっちで処分して良いかどうかというようなこともありますので、そのことも踏まえながら、相手さん方とも交渉を進めていくと、今後についても進めていくということです。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

前段の観光政策についてですけれども、確かに今おっしゃったように、例の地域活性化協議会での奄美市長さんの発言がありました。奄美から見たら、トカラは大変財産があって、観光資源があってという話ですが、何も奄美から見なくてもトカラは素晴らしい観光資源があると思います。今日も久しぶりに、私は小宝島の露天風呂を利用しました。もう素晴らしいですね。ああいうのは都市生活者から見たら、これも素晴らしいものだと思うんですね。

ところが、それがまだ今まで世間にはあまり知られていないということは、事実だと思います。今後、この皆既日食でトカラという地域が、大変世界に紹介されると。そういう意味では、我々の受け入れ対策をきちんとしていけば、これから有数の観光地になる可能性は秘めてるだろうと思っております。ただ、今までのこの経過があります。これからどうするかという、これからの検討課題であります。この辺をですね、今後のこの皆既日食で世界にトカラの名が売れることに関して、これから、そういうことも考えていかなきゃいけないだろうなと思います。

それから、セランマ温泉のアレも素晴らしいと。そういう意味では、いくらでもアピールするものはあるような気がします。ただ、交通の便が週2便であつたりとかですね。奄美便は週1便というようなことで、その交通が、そのアクセスがネックになっておりますので、その辺はどう解決していくか。あるいは、それが解決されたとして、今度は受け入れの、例えば民宿の対応であるとか、あるいは住民のガイドの状況であるとか。そういうことが評価されていくんだろうと思います。その辺を、今後十分に住民の皆さん方と力を合わせてどうしようかというようなことを、今後検討していく必要があるだろうなと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

よく分かりました。

ただ1つ言えることは、経済課長が今答弁で管理を委託しているということなんですが、村をあげて観光促進という中では、いくら委託してても名瀬便2便を確保するんだというような。その為には、

奄美からの客数を増やすんだという面においては、村をあげて、そういうサービスのことを考えながら指導していくということでは、各島バラバラではあまり宜しいのではなかろうか。サービスにおいてはね。そういう面で村をあげて、そういう取り組みをして頂きたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

10 ページの報償金ですね。ふるさと納税返礼品。寄付をもらった皆さん方に品物を送ったということでありますけれども、目的は地域の振興に使ってくださいということで送られたと思っております。理解しておりますけれども、品物でお礼をするのも良いことなのか。そして、地域の為にそれを、180 千円を使うのも、私は良いんじゃないだろうかと思っております。ですから、この辺の主旨を伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

ふるさと納税制度と言いますのは、昨年の地方税法の改正によりまして、村の方でもトカラふるさと基金というものを設置しております。その中で、村長の方で説明のありました通り、去年は 36 名の方が 3,369 千円の寄付を頂いたということになっています。

で、この寄付の中については、5 千円については、税額の次年度の税の控除の対象外ということになる関係からしまして、つまり 20 千円個人の方が村に今寄付したとなった場合に、15 千円は 21 年度、つまり今年度の市町村民税から税が安くなるという形になる訳です。その残りの 5 千円については、つまり自己負担ということの関係がありました関係で、県内の 45 の団体、それと鹿児島県を含めて協議会を作っている訳なんですけども、その団体の中でも、その自治体によって 5 千円の自己負担分については、何らかの形で地域のお土産品で御礼をしようということ等で進んでる団体もあります。本村もそういうような形で、せっかくご好意でしてくれた方にお礼の気持ちを込めて税の対象外となります、5 千円相当の特産品を贈ろうという形で、この 20 年度の中で対象者の 36 名の方に送ったということになります。

で、議員が言われます、昨年頂きました 3,369 千円につきましては、20 年度のトカラふるさと基金の中に積立てております。これは当然、積立するのが目的ではありませんので、その税の中に 7 項目の地域振興にも充てるという目的金もありますので、場合によってはこの 21 年度、あるいは 22 年度の中で村の財源も投入しながら、何らかの形で寄付してくれた方々の気持ちを込めた政策に充てていきたいとは思っているところです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

あの、ちょっと補足しておきますけれども、まあ、寄付をして頂くこと。大変ありがたいことでありまして、今、総務課長が話したものの他に、来年度・再来年度も是非そうしたことで、寄付をまたお願いをしたい。そういう気持ち等も含めて、こうしたことを個人の負担分についてはお返しをする。そういうことをすることによって、また来年も再来年もというふうになってくれば、大変ありがたい。そういうふうな気持ちも込めております。

で、こういうことは特に霧島市辺りが、早くからこういう対策をやっておりまして、今、県が県下をまとめて、このふるさと納税を一手にしようということをやっておりますけれども、寄付者から直接市町村を名指しで来る所もある訳であります。我々の所にも何軒か名指しで来て、寄付をしておる人がおります。そういうような人たちもおりますので、是非県に納めるんじゃなくて、名指しで十島村に納めて頂きたい。そういうことで、その気持ちを込めてやっておりますので、その辺ご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

趣旨につきましては、理解が出来ました。関連がありますから、うちの職員の皆さんのですね、ふるさと納税への協力の状況をどれくらいの、何%ぐらいの職員が協力を出来たか、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

職員で村内にいる職員は除きまして、46名の職員が対象になる訳です。その内25名の職員が、この納税をして頂きまして、926千円という形での受け入れをしております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

約半分ですね。約半数ですけれども、ただ、やはりですね。村から給料を頂いて、他の住居地に納税を行っております。住民の方から見ますと、これはちょっと感情的にどうかと思っておりますけれども、そこら辺は本人本人の自由ですけれども、そういう住民があつての自分たちだということを認識をさせるような、そういう指導を行ってくださいますよう、要望を致します。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

昨年、第1回目という形でふるさと納税、今、職員に対しても、周知・送付を図った訳なんです。その時に、うちの税担当の者で、あなたが今回寄付出来る限度額はこの程度の数字ですよということ等は、各職員宛に通知しています。

ただ、これが強制する訳にはいきませんので、あくまでも職員の任意という形での寄付を受入れることでのお願いということで出しております。まあ、議員が言われますように、当然我々は地元に役場は無いということで、当然26名の職員も、25名の職員も寄付している訳ですので、当然職員というものは寄付をしてもらえるものだろうということ等で私共も理解しておりますけれども、残念ながら約半数近い職員しか応対してくれなかったということで、送付が徹底されなかったのかなということ等は反省しているところです。今回もほぼ前年度の所得に対する、今年の各自治体からの住民税の通知もありますので、また近いうちに各職員宛にこの程度のものは寄付が出来ますから協力をお願いしますというものを、村長名で各職員には通知していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

ただいまのふるさと納税の職員の皆さんの対応についての部分、総務課長の説明もよく分かりました。

で、そういう形で職員の皆さんに協力を要請するという部分は、是非やって頂きたいと思いますが、そういった中でやはり職員間においても、1番理想的な部分においては自然発生的に自分たちの村のことだということで、お互いにそういった認識を高めていこうよというような意識を醸成して頂くような職場環境に、村長以下、管理職の皆さんのお力で、そういう職場環境にしていって頂きたいなと、そのように感じております。

それと、1件質問です。この村営住宅の関係で入居者の方からですね、今、小宝島でも建設中の長屋形式の住宅において、隣の部屋との生活騒音と言って良いのか、ちょっと微妙なところなんだろうけど、やはり隣の部屋の生活音が結構気になるという話を、最近ちょっと伺いました。で、そこら辺について、実態について、村としてどのような形で把握をされてるのか伺いたい。

それと、実際そういう声があるものですから、そこら辺について今後また、何らかの調査等をしていく考えがあるか。その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

確かに、2世帯住宅の場合は、壁と壁で仕切られているということで、隣の物音とか聞こえるのは普通かなと思っておりますけども、今現在まで建ててる住宅についてはどうしようもありませんので、今後については、やはりその辺の防音ですかね。それらについて検討していく必要があるかなというふうに思います。で、議員がおっしゃいますように、そういう苦情とか聞いているかということですけども、まあ、若干そういう話も伺っておりますので、今後のまた参考にしていきたいと思います。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

この小宝島の住宅難ですけど、以前私質問したことがあるんですけど、今回のこの住宅の建坪、あるいは坪数単価。それで1番私が気になっていたのが、いわゆる使う材料なんですよ。以前中之島辺りで住宅建設する時に行ってみますと、明らかにこれが1番安いだろうなという材料を使ってるんです。そこら辺りで、やはり業者さんとの契約であれ、坪単価にしたら、これ以上の、これぐらいの材料は使ってくださいよというような、何て言うのか、指導とか契約みたいなのがなされてるのかどうか、質問します。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

村営住宅の小宝島の分につきまして、実際事業の進めの部分では教育委員会の方が関わっておりますので、私の方でお答えしたいと思います。

今回のこの住宅の仕様という部分につきましては、従来通りの、従来から村営住宅等で使っている図面をベースに設計をしております。ですから、その内容・仕様という部分については、1番最新の諏訪之瀬島の住宅等の仕様書を基にしておりますので、それ等の部分で。それと県内産材を使うという形等も含めて、若干の改良点も2、3点残っていると思いますので、その坪単価的に見劣りするような材料とか、そういったもの等は村営住宅の中ではやってないと、私の方では思っております。専門的なものになりますと、ちょっと仕様書の設計図の中身を見てもないと思いますけど、材料的には極端に質の落ちたという部分で、建設費を下げているという状況ではない契約をしていると思っております。

お答えします。今、建築中の部分は延床面積72.20㎡でございます。2世帯住宅ということで。建築費が17,850千円。これを割りますと、㎡単価247,229円という形になると思います。

あの、㎡単価に直しますと、247千円と。それを3.3倍、坪単価にしますと815千円という、大体こういった金額になるかと思っております。

○議長(日高通君)

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

確かにその建築費は下げてないと言いますが、業者さんが使う材料によって1番安い、分かります。例えば、同じ「やれない」でも、1坪例えば5万円の物があれば、1坪1万円の物がありますよ。そういうのを、1万円の物を使えば、業者さんはそれだけ利益率は物凄く出る訳で、そっちのを使うとか、たまには建設物のやつを見てですよ。見えない所はもう、かなり値段を抑えたような材料を使った所があるんです。そこら辺は、やはり「ここはこれ以上の物を使ってくださいよ」とか、そういう契約というか、出来ないものかなと。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

契約上、いわば、まず入札に付する時に、今回は設計を入れておりますので、設計者の方で全て工事毎に項目毎に内容を入れた形で入札をします。ですから、基準はいくらだとか、何cmの物だとか。それから、色んな基準の仕様書を入れた形で入札に付しておりますので、あと、それをその契約に基づいて、仕様に基づいて実際やっているかというのは、設計監理の方で設計者の方が金融を決めて、工事毎にそういった、実際現地に赴いて確認を受けた形で報告をもらっております。ですから、その

際に使用されている材料、そういった物等を確認出来ると。その為の設計監理を入れておりますので。まあ、最初から悪い材質、安い材質の部分で設計者の方に入れている訳がありませんので、そこら辺の確認の出来るかと。

それから、業者においても仕上表とか、そういった物等が各部門毎に書かれております。それを、設計書を渡しておりますので、それに基づいて完成検査を受けるということになっておりますから、途中で材質を変えるとか。そういったもの等は、やはり契約の真偽に反するという部分でなってくると思いますので、そこら辺は心配無いんじゃないかなと思っております。ですから、あくまでも設計監理者の方での監理報告書。そういったもの等で、こちらは判断をするようになっております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、報告第5号、平成20年度十島村一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第1、報告第5号、平成20年度十島村一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

審議途中でありますが、これより5分間休憩致します。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第2 報告第6号 平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第2、報告第6号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第6号について、ご説明を申し上げます。本案につきましても、専決処分の承認を求めることについてでございますが、国民健康保険特別会計におきまして、保険給付費の療養給付費・高額療養

費の概算が確定したことに伴いまして、予算調整に急施を要したので、これを専決処分としたものでございます。

まず、歳入について説明を申し上げますが、2 ページの補正予算に対する調書の中で 1,830 千円を減額し、それぞれ歳入・歳出 109,772 千円と定めるということで、お願いをしております。

7 ページ・8 ページで説明を申し上げますが、一般会計の繰入金につきましては、療養費の実績に伴いまして、一般医療被保険者及び退職者医療分の療養費の減額によりまして、1,830 千円を減額したものでございます。

次に、歳出につきましては、療養給付費について直近までの医療費の実績に伴いまして、一般被保険者療養給付費を 430 千円減額しております。同様に退職被保険者療養給付費を 1,000 千円減額をしております。また、一般被保険者高額療養費につきましても、実績に伴いまして 400 千円を減額するというので、処置をしております。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

この説明によりますと、療養費の減だというふうに私は捉えてるんですが、この事務的負担金・事務的交付金と、その療養費の減に伴う考え方と、そこら辺もちょっと理解出来ませんので、説明を求めます。

それと、国保税に関する件で、昨日の村長の施政方針にもありましたように、税務署の立入等もあり、遡って税を支払わなければいけないとか。あるいはまた、今現状の景気の底が見えないというような厳しい生活を住民は強いられながら生活してる訳ですが、国保税の滞納等もかなり出てくるんじゃないかなろうかと、そういう予想はされる訳です。勿論、最終的に出納閉鎖期間内に納税がされなければ、例年問題になってます税の滞納による奨励金等がもらえないというようなパターンも出てくる中、それに向けての対応もしていかなければいけないんじゃないのかなと、非常に今までに無い厳しさが、今回は生まれてくるんじゃないかなと思うんですが、その点について、どのように理解してるのかということも含めて、答弁を頂きたいというふうに思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

この事務的負担金等につきましては、医療費に今財源不足を処理した場合に、一般財源等から交付をして賄うということになっておりますので、それらの調整をしたということになります。

それから、1 番大きな問題は議員がおっしゃいました滞納の分でございます。これは交付金等が入ってこないということになりますと、やはり大きな収入の減となって参ります。財政力の乏しい本村におきましては、これは貴重な財源でありますので、住民の皆さん方をお願いしたいのは、やはり期限内にそういうのを納期限内に収めて頂きたいということになります。

本年度も残念ながら、2 件ほど未納が出ました。これによって、交付金がまた来年度以降についても減少するということになります。先般の、去年の国保の運営委員会でも、このことが問題になりまして、この未納によってどれだけ村の損害を与えるのかということ、村はもっと真剣に住民の皆さんに広報をして欲しいと。村政座談会等でこの問題が 4,500 千円等が入ってこなければどうなって来るんだと。皆さん方の保険料に跳ね返ってきますよということを切に訴えて欲しいという、先般の運輸金融の方でもやりましたので、今年度からは資料を持って、座談会の折には、私共は皆さん方にご協力をお願いしていくということにしております。

ただ、県外に転出した方で居所不明、連絡の取れない方については、どう仕様も無いんです。本年度も 1 件あります。これらは国保だけではなくて、将来に亘っては介護保険等も跳ね返ってくると。今年も 1 件ありました。村におきまして、その方がまだ若いんですけども、脳いっ血等で半身不随になり、車椅子の生活になったと。それで、介護を認定したいということでありました。

ところが、本村はこの方がいなくなった時点、諸々その時も国保の滞納がありました。けども、そ

の時点で調査をして、どのくらいいないのかということ等を調査致しまして、住民票は職権を消除しておりましたので、これはこの介護保険の給付について、うちで認定する訳にはいかないということで拒否しておりますので、そういうこと等を含めまして、地方にというか、うちの村から出られた方については速やかに、やはりある程度の期限を括って、住民基本台帳本に基づいて、やはり職権処分をして、後年度になって負担が生じないような対策もしていくということを、課内では確認をしているところです。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この療養費・医療費が、あまり高くならなかったということにつきましては、村自体が色んな「トカラいきいき教室」とか、健康増進について、総合的な意味で医療費が上がらないというのを理想に掲げながらやってる中で、そういう成果もある程度は現れてきてるのかなと。そこら辺の分析も含めて、今後のまた「トカラいきいき教室」とか、そういう健康増進に関わることも、もっともっと力を入れてやっていくとかいう、そういう展開がされるようなデータ分析も今後は必要なのかなと思います。これはまた、その年によって高額医療費が必要な人も出てきましょう。それとはまた別に、年間通してのそういうデータ等も分析していく必要があるのかなというふうに考えます。

また、国保税の滞納辺りに関しては、この間の議会でも申しましたように、雇用保険の取り扱いも法律の改正によって変わってきたと。今まで公共事業に出てた人が、仕事が一端切れてしまうと、その時点で雇用保険から外され、そして国保被保険者に切り替えなければいけない。仕事は無いわ、収入は無いということで、それで今度は国保税を払わなければいけない。色んな悪条件がそこに重なってくるような気が致しますので、村としてもそうであれば、雇用対策も含めて、せめて国保税、あるいは水道料・村県民税。仕事が無くても、そこへ払わなければいけない。そういう問題がそこに生じてきますので、そこら辺も含めて総合的に考えながら、税の滞納辺りが無いような対策も講じていくべきじゃなかろうかなという気がしますので、住民課だけの問題じゃなくて、十島村の全体のことを議論しながら、今後も雇用対策も含めて進めていかなきゃいけないというふうに思うんですが、その点については住民課として、あるいはまた村長として、今の現状をどのように把握し、また今後どういうふうにしようかなというふうに考えがあれば、伺っておきたいと思います。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

医療費につきましては、審査されて返ってくるレセプトの枚数。それから、医療費の金額ですね。これは確かに減ってるのは、事実であります。ですから、高額な疾病の方がいないというのが大きな原因だろうとは思いますが、毎年、毎月ですかね。やはり枚数が減っているのは事実であります。ですから、我々としては、やはり今の状態が良いのかどうか分かりませんが、その「いきいき教室」等がすぐにこれに結びついたのはどうかなという判断はしますが、5月の診療分がもう間もなく7月にはデータ的に出て参りますので、それらを去年と、あるいは2、3年は比較しながら、どういう疾病がどうなっていたかということも、やはりデータ化して検討していくということは考えています。また、9月の決算にはそれもデータとして、お出し出来るというふうに思っています。

それから、やはり滞納につきましては、万全を期しておりますけれども、なかなか上手く収納が出来ないと議員がおっしゃいました通り、年々公共事業も減ってきておりますし、収入も低くなってきているというところで、色んな公共料金も上がっている中で国保等にも知らせが来てるというのは、もう事実だと思いますので、最善を尽くすということを約束したいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

雇用とその滞納の関係ですけれども、確かにその公共事業が少なくなってきておりますことは事実でありまして、以前からこういうことが予想されるということは言って、住民の皆さんにも協力をお願いしてきた訳ですけれども、一層この世の中が難しくなってきてることは、周知の通りでございます。

そういうような中で、私たちも出来るだけ今、雇用対策として国がやっております事業等。そういうものを含めて、色々部内でも検討をしながら、出来るだけ少しでも賃金が回るような政策等について、検討を進めております。色々大変、時代の流れと言いながらも、皆さんには大変そうした面ではご苦勞を掛けておりますけれども、我々もそこらを踏まえながら、尚一層努力を図っていきたいと、そういうふうに思っております。

その滞納の関係につきましては、もう議員がご指摘の通りでありまして、これをやはり皆さんの協力無しには出来ない訳ですので、住民課長も言っておりますように村政座談会等でもそこらを掘り下げて、皆さんの協力を頂きたい。そういうふうに考えております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この保険税に関しては、確かに前の年の所得に対してかけます。

ところが、前の年は仕事があって、仕事をしたら収入があった。それに対して、今年は仕事が無いと。仕事が無い上に税が来る訳ですから。だから、そこら辺は非常に住民としては、仕事が無ければ困ると。その全体の中の、十島村の住民の中の公共事業に頼って生活してる人たちが、全体の何割いるのか。そこら辺もきちんと把握しながら、そういう対策も講じていく。

また、逆にこれをまたチャンスとして、今度は地域の活性化で今まで眠っていたやつを、例えば飛び魚獲りももっと、今まで以上にしないと生活が出来ないんだとか。色んな村興しの、島興しの方へも結びつけながら、その雇用対策も進めていく必要があるのかなという思いがしますので、そこら辺の検討をお願い致します。

○議長(日高通君)

副村長、福満征一郎君。

○副村長(福満征一郎君)

村民の所得について、鹿児島県が今年の4月に19年度の市町村民所得推計を出しております。残念ながら、その中で十島村の村民1人辺りの所得は、1番低いものになっております。で、その中身を私なりに分析してみますと、要するに公共投資とか、色んな生産されてるものは鹿児島県内でトップなんですね。1人辺りに計算しますと、525万円くらいになってます。これはもう、ダントツです。

じゃあ、鹿児島市はどうかと言うと、300万円ぐらいなんですね。しかし、それが「じゃあ、どういう具合に所得に反映されてるか」というと、その生産の方を見ますと60%が建設業です。それから、30%近くが三次産業なんですね。これは給与所得者、先生方とか発電所の職員の皆さんとか、そういう方がおられて。あと、残りが一次産業という形になっています。ですから、総体で見ると、要するに色んな投資とかそういうものは、建設業に大部分がいつてるということになるんだろうと思います。ところが、こういう生産が所得にどう結びついてるかという、その520何万の生産が十島村の場合には、3割ぐらいしかやってない。要するに、反映されてない。所得が120万円ぐらいですから。で、鹿児島市は300万円の中ですら約8割程度が、その所得に反映される。ということは、色んな生産・投資がされても、村民の所得にはなかなか結びつかないシステムになってしまっている。

ですから、そこには行政がいくら投資しても、なかなか村民の所得を上げるということには、大変限界があるんだろうと思っております。そうすると「じゃあ、どうするの」という話になるんですが、要するに村民の皆さんが額に汗して頑張れば頑張るほど所得が上がるというような、そういう仕組みが出来てないんですよ、十島村には。ですから、そういう意味でなかなか行政投資でそこらを救っていくということが、現段階では大変難しい段階になります。

ですから、これを何とか解決しなくちゃいけない。とすれば、やはり何か自らが働いて、その公共投資とか賃金とか、そういうことだけではなくて、やはりそういうふうな仕組みを今後、みんな島毎に特徴がありますから、島毎で皆さんと一緒に、行政も一緒になって、そういうものは何か無いかというようなことを考えて、そこに例えば初期投資を行政でしていくとかいうようなことで、そういう今後は全体の仕組みの中で、十島村が生きていくようなことを考えていかなければ、どうしても限界があるのかなというように具合に思っているところです。ですから、今後そういうようなことについて、皆一緒になって真剣に考えていかなくちゃ行けないなという段階ではないかと思っております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

4 番、平泉二太君。

○4 番（平泉二太君）

滞納によって交付金がもらえないということで、ここ数年の一般会計からの繰入金の状況はどうなっているのか、ちょっと説明願いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ちょっとですね、データを持ってきておりませんので、済みませんけど、また決算の日に報告させていただきます。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 2、報告第 6 号、平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 2、報告第 6 号、平成 20 年度十島村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第 3 報告第 7 号 平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第 3、報告第 7 号、平成 20 年度十島村老人保健医療特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 7 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございますが、老人保健医療特別会計の専決処分でございます。補正予算第 4 号の専決処分でございます。老人医療給付費国庫負担金の平成 19 年度生産還付が発生を致しまして、そのことで予算調整に急施を要しましたので、専決処分としたものでございます。

2 ページに予算の総額を掲げてございますが、歳入・歳出総額に 2,087 千円を追加致しまして、総額を歳入・歳出それぞれ 18,769 千円とするということで、お願いをしております。

7 ページと 8 ページを参照して頂きたいと思いますが、まず歳入におきましては、一般会計の繰入金について、老人医療給付費国庫負担金精算還付金の確定によりまして、2,087 千円を増額するとい

うことです。それから、歳出につきましては、還付金について老人医療給付費国庫負担金精算還付金の確定によりまして、2,087千円を追加するということでございます。

簡単ですけども、以上で説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、報告第7号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、報告第7号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第4 報告第13号 繰越明許費繰越計算書についての件(平成20年度十島村一般会計予算)

○議長(日高通君)

日程第4、報告第13号、繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

それでは、報告第13号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第13号について、ご説明を申し上げます。本案については、繰越明許費繰越計算書でございます。

議案の裏面をお開き頂きたいと思いますが、平成20年度一般会計歳出予算の経費で21年度に繰越して執行する事業が、本年5月29日に確定したことから、今議会に報告するものでございます。

まず、第1点の総務費の総務管理費についてでございますが、船舶特別会計で離島航路活性化特別対策事業の移動用シェルター、中之島・切石港・やすら浜港を国の交付金を活用して、年度を越えて整備しようとする事業の地元負担分の分担金2割、652千円を一般会計から負担をしております。

それから、2つ目で定額給付金については、住民への給付期間が3月から本年の9月まで行われることから、年度繰越分として10,584千円を繰越しております。この内の住民給付額は、4,704千円となっております。

次に、中之島のコミュニティーセンター建設事業につきましては、年度末での予算執行と完成時期が22年2月末時期までの関係から、ほぼ全額に近い200,504千円を繰越しております。

次に、民生費につきましては、児童福祉におきまして、子育て応援特別手当と致しまして、定額給付金の一環であります子育て応援特別手当が創設されまして、この事務が年度を越えて執行する関係から、148千円を繰越しております。

次に、農林水産業費につきましては、単独の草地開発事業と致しまして、国の20年度一次補正で措

置されました地域活性化交付金を活用して、国庫補助事業の入っていない地域、小宝島・悪石島地区の牧野改良事業を、年度を越えて事業を進めたものであります。

次に、単独林道整備事業の1,943千円につきましては、林道口之島線の補修事業で地元の他事業牧野・牧道草地事業の施工の関係から、全額を繰越したものでございます。

次に、商工費の観光一般経費の繰越につきましては、口之島地区セラノマ温泉の露天風呂水タンク整備事業の経費として、504千円を繰越しております。この温泉につきましては、先程も色々説明を致しましたが、ゴールデンウィーク時期の集客対策、あるいは皆既日食対策等の関係から、年度末までの予算執行を行ったものでございます。

それから、次の土木費につきましては、道路の一般経費と致しまして、中之島殿川線、悪石島集落内排水施設工事の執行が同地区内での他事業との兼ね合いの関係から、年度末での施工となり、3,871千円を繰越しております。

それから、補助港湾建設費で42,550千円を繰越しております。これは、国の総合経済対策20年の第一次補正で、諏訪之瀬島元浦港の防波堤、元浦側から波飛沫が上がることに伴い、あるいは波が防波堤を超える。そうした現象があることから、防波堤の嵩上げ整備が認可されまして、事業を年度を越えて施工しているものであります。

それから、単独住宅建設費の18,683千円につきましては、年度末に村営住宅整備に需要がありまして、先程から申し上げております小宝島地区において急遽発生したことから、年度を越えて事業執行を行うものでございます。それぞれの事業の財源内訳の詳細につきましては、繰越計算書に提示してございますので、参考にして頂きたいと存じます。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

農林水産費の中の単独草地開発事業、小宝島・悪石島。この事業の内容等の説明を、お願いしたい。

それと、小宝島にしては見て回りますと、鉄柱・鉄線辺りがかなり煙害でやられてるのが。この工事費辺りも入っているのか。

それと、土木費の中の、中之島の殿川線ありますが、これ何処ら辺りの工事なのか、経済課長。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先程の農林水産費の件でございます。これは賃金と、それから工事原材料が入っております。

それから、それに伴う通信一般費ですね。工事材料を送り込む為の、通信一般費も入っております。これは鉄柱とか、そういうのなんかも購入することが出来ます。腐食とか、そういうのが進んでる所があれば、そういう材料なんかを送り込んで、それも整備出来るものでございます。

殿川も、既に工事は完成しております。ガードレールの整備をしたあそこは、警察団地のあっちから左の方に中に入っていく所、下の方に下った所ですね。終わってます。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

ただいまの単独草地整備事業に関して、鉄柱・鉄線の購入も出来るということなんです、実際対象が小宝島・悪石島ということですが、地元の方から資材の購入について、要望等があがってるんじゃないかと思うんですが、そこら辺については、どのようになっているんでしょうか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

ちょっと担当の方と、まだ私の方、直接話はしてませんが、私も今のところはちょっと把握はしていませんが、担当の方には話がいつてるのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

担当の方に再度確認をした上で、出来るだけ早急に対応して頂きたいと、そのように思います。

それと、定額給付金及び子育て応援特別手当ですか。これの関係。昨日の行政報告の中でもあったかと思うんですが、殆どが村外在住の方ということで昨日の説明にはあったかと思うんですが、村内の方等でもやはり、今現在まだ申請をされていない方がどれぐらいいらっしゃるのか。そして、そこら辺について申請が無かった場合、その後国の補助金等についてはどのような取扱いになるのか、そこまで併せて説明をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

定額給付金の執行につきましては、年度末での執行で約 54%ということになっております。

実は、先月の下旬に出張員会議を実施した訳なんですけど、その際にかなり村内の居住者でも申請をされていないという方がいた関係もありましたので、出張員会議で再度呼び掛けを行ったところ、昨日の村長の行政報告の通り住民の方は殆どが申請をしてきているというような状態です。ただ、中にはまだ申請をされていない方もいますので、これはまた出張所と通じて公布を進めていきたいと思えます。

それから、この給付につきましては、法律の中で給付開始から 6 ヶ月間ということになっています。本村の場合は、3 月の 16 日から給付の受付をしておりますので、9 月の 15 日で一応法律の期限切れということになりますので、そこも併せて未交付の方には周知を図っていききたいとは思っているところです。

未交付につきましては、当然国の方に返納致します。

それから、この事務費もかなりの 10,000 千円ぐらいの時分もあるかと思うんですけども、これにつきましても未執行についても併せて返納と。

それから、子育て応援特別手当につきましても事務費と、それから、その対象者への給付の残りについても返納ということになります。ただ、今回繰越の中で子育て応援寄付の中では 148 千円という繰越額になっておりますけども、住民への給付はもう全て終わっております。この枠につきましては、事務費部分です。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで日程第 4、報告第 13 号、繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

△日程第 5 報告第 14 号 繰越明許費繰越計算書についての件（平成 20 年度十島村船舶交通特別会計予算）

○議長（日高通君）

日程第 5、報告第 14 号、繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

それでは、報告第 14 号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 14 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村船舶交通特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

平成 20 年度十島村船舶交通特別会計予算第 3 条の、繰越明許費を別紙の通り翌年度に繰越した関係で、報告をするものでございます。先程もありましたが、離島航路活性化特別対策事業による中之島及び平島・悪石島・小宝島に移動式のシェルター。これを整備しようとしているものでありまして、現在内訳と致しましては、県の補助金が 2,608 千円、一般会計より 652 千円を計上しております。繰越計算書の関係については、裏面で示してございますので、参考にして頂きたいと思います。

終わります。

○議長(日高通君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

この件に関しては移動式のシェルターで、過去の議会でも少し議論をした経緯がある訳ですが、特に平島・小宝島というのは港の条件が非常に厳しい。その中でも梅雨時期、雨が降る時期に高齢者も含めて、海岸へ行った船に乗り降り、そういう面では非常に船にとっても、また乗る乗客にとっても、非常に難儀をするということも含めまして指摘をした訳ですが、この完成辺りが、何月何日辺りに完成をし、また地元へそのシェルターが活用されるのかなというような思いで、この事業が執行されて着くのを待ってるような状況なんです、その点については島に配置される日程等は、はっきりと分かっているかどうか伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今のところ、まだ担当の方からその報告を受けてませんので、また調査しまして、お知らせしたいと思っております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。

これで日程第 5、報告第 14 号、繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

△日程第 6 報告第 10 号 平成 21 年度十島村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第 6、報告第 10 号、平成 21 年度十島村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第 10 号について、ご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについてでございますが、十島村老人保健医療特別会計補正予算(第 1 号)についてでございます。平成 20 年度老人保健医療特別会計の欠損額を、平成 21 年度老人保健医療特別会計予算より、繰上充用する必要が生じたことに伴いまして、急施を要したので専決処分とするものでございます。

まず、予算書の関係ですけれども、歳入・歳出それぞれ 1,221 千円を増額致しまして、予算額の総額をそれぞれ 2,075 千円に定めるということで、お願いをしております。

まず、歳入でございますけれども、7 ページをお開き頂きたいと思います。医療費の交付金につきましては、平成 20 年度精算によるものでございまして、1,221 千円を増額してございます。また、医療費国庫負担金につきましても、平成 20 年度精算によるもので 1,211 千円を増額してございます。

次に、歳出でございますが、諸支出金につきましては償還金 1 千円で、20 年度事業に係る精算分であり、支払い基金への返納分であります。一般会計繰出金につきましては、預金利子として 11 千円を増額としております。それから、繰上充用金につきましては、2,066 千円を増額してございます。医療費国庫負担金の追加交付 2,066 千円。

失礼しました。

還付金で 1 千円を補正してございますが、次の一般会計の繰出金が 11 千円。それから、繰上充用金で 1,209 千円を計上してございます。

簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

特別会計の、この老人保健医療特別会計。これは後期高齢医療制度が出来た経緯もあって、この精算が終わり次第この会計は無くなるというような説明を受けていますが、これはこの会計がここで補正予算等が出てくるのは、これで終わりだというふうに見て宜しいのか、まだまだこれから年度内続くのかどうか、その点も含めて伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

老人会計につきましては、前年から後期高齢者医療ということで統一しておりまして、それに制度が乗かっていったという関係がありますので、これの精算を 3 年間かけてやるというふうに聞いております。

ですから、来年までですかね。22 年度まで、この精算事務がどうなるというふうに聞いております。ですから、今まで発生した医療費の過去の関係等を調整してるんだと思います。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 6、報告第 10 号、平成 21 年度十島村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 6、報告第 10 号、平成 21 年度十島村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

これより昼食の為、午後 1 時まで休憩致します。

午後 1 時になりましたら、お集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先程の船舶の移動シェルターの件でございます。

悪石島の方が、これは改造ですので、大体製作に2週間程度かかるということです。あと、中之島・平島・小宝島については、これは新設に造るということで約2ヶ月程度、その製作にかかるということでございまして、7月の下旬頃発注予定と、入札をする予定です。だから、早くて9月の下旬、悪石島の場合は7月の下旬頃には整備出来るのではないかと思います。

もう1つ、村単独事業の牧野改良事業で先程の小宝島の件でございますけど、鉄柱280本、それから、鉄線2,950mを既に契約済みで、近々発送する予定です。

以上です。

○議長(日高通君)

暫く休憩します。

休憩

○議長(日高通君)

本会議に戻します。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先程、中之島・平島・悪石島・小宝島というふうに報告申し上げましたが、中之島・諏訪之瀬島・悪石島というふうに、訂正させてください。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

船舶の特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告の中で、中之島・平島・悪石島・小宝島と、こういうふうに説明書には書いているんです。そういうふうに解釈して良いと思います。

△日程第7 報告第11号 平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第7、報告第11号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第11号について、ご報告申し上げます。本案につきましては、平成20年度十島村船舶交通特

別会計の欠損額を、平成 21 年度船舶交通特別会計予算より繰上充用する必要が生じたことから急施を要したもので、地方自治法の第 179 条第 1 項の規定によって、専決処分により繰上充用をしましたので、これを地方自治法 179 条第 3 項の規定により、報告を申し上げ、承認を頂きたいというものでございます。

まず、補正予算の 2 ページに予算額を書いてございますが、歳入・歳出それぞれ 34,960 千円を増額致しまして、歳入・歳出総額をそれぞれ 808,271 千円ということで、お願いをしております。

それでは、歳入・歳出について申し上げますが、まず、7 ページ・8 ページを説明申し上げます。

歳入についてですけれども、県支出金で 34,960 千円を計上してございます。これは、平成 20 年度十島村船舶交通特別会計の決算見込みが 34,960,530 円の欠損となった為に、平成 21 年度県離島航路補助金として交付されるということになります。

それから、歳出につきましては、営業費用の店費で 34,960 千円を計上してございます。歳入で説明を申し上げましたように、平成 20 年度の欠損見込み額が 34,960,530 円となっております為に、平成 21 年度予算から繰上充用する為に計上をしたものでございます。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、報告第 11 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 7、報告第 11 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第 8 報告第 12 号 平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第 8、報告第 12 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第 12 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成 20 年度十島村簡易水道特別会計の欠損額を、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算より繰上充用する必要性が生じたことから急施を要したもので、地方自治法

第 179 条第 1 項の規定によって、専決処分により繰上充用を致しましたので、地方自治法 179 条第 3 項の規定により、報告申し上げて、承認を頂きたいというものでございます。

補正予算第 1 号は、2 ページに書いてございますように 6 千円を追加致しまして、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ 43,148 千円とするものであります。

次に、7 ページ・8 ページです。歳入について、ご説明申し上げますが、事業収入で 8,349 千円を計上しておりますが、これは平成 20 年度十島村簡易水道特別会計の事業収入見込みが 6 千円の欠損になることから、平成 21 年度予算から 6 千円繰上げて充用するというものであります。

歳出につきましても、繰上充用で 6 千円を計上してございます。これにつきましても、歳入で説明致しましたように 20 年度の欠損見込み額が 6 千円となる為に、平成 21 年度予算から繰上充用を計上したものでございます。

以上、簡単ですけど説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

補正に関する質疑ではありませんが、先程から話が出ております皆既日食等に向けての水の確保ということに関しまして、この短期間の、7 月の 22 日前後の短期の中に人口が増えるということに関しては、皆さんがそれぞれ島の状況を把握して給水車、あるいはタンク等を準備されて大丈夫だろうというふうに認識はしてるんですが、村の特別会計に移行しましてから現在に至るまで、水道の管理体制辺りがまだまだ不十分ではなかろうかというような思いがします。

と申しますのは、先程来の議会の中で再三申し上げております、各島の水道の確認。そしてまた、各島におかれまして断水、あるいは漏水等の対応のあり方。色んな意味を含めまして、特別会計の村が預かるというような流れからしますと、旧態依然のやり方に近いような。地元に残してやってるような、そういう諸々が、まだまだあるんじゃないかなと思うんです。

まあ、私の個人的な捉え方かもしれませんが、私の地域におかれましては、以前自治会が管理してましたものと、ほぼ変わらないような状況であると。他の島においてはどうされているのか分かりませんが、もっと村としてはそういう意識を持って、管理体制、あるいは運営にしましても、住民の命を預かるのと一緒ですから。水の問題は、ですね。安全管理、あるいは断水においてはその供給の体制。そこら辺を徹底していくべきじゃないか。

また、先程も言いました雨量計等のデータも含めて、(聞きとれず) 飲料水の確保ということでは、データにより早めに対応をしていくということが、私は管理ではなかろうかなという思いがするんです。そこらについては、担当課長辺りがどのように受け止めていらっしゃるかと。データ分析も云々ということでも、はっきりした返事が返ってきてませんので、「そういう方向で行きます」という言葉も返ってきてませんので、不安であります。そういう意味において、考え方を伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

水道の漏水等なんかにおきましては、前回早急に漏水を発見して地元で対応が出来れば対応が出来るようにということで、漏水用のパイプが「チャッキ」ですかね。それも購入致しました。

それから、その安全対策としましても、平島・悪石島・小宝島にも、今度の皆既日食関係でその安全対策としてフェンスを立てるように考えております。何せ簡易水道のそのものが 1 箇所では無い為に、7 ヶ島全部に散らばってる為に集中的にやろうかということが、なかなか全体的に取り入れることが出来ませんので、国庫補助等を使いながら現在は悪石島の導水管の整備をしている訳でございまして、次の悪石島が済めば、今度は中之島というふうに順序を。まあ、どこを優先と言え、もう全部で、島が優先は優勢なんですけど、とにかく今は、急がなくてはいけない所から整備してる訳でございまして、既に口之島と宝島は導配水管終わりまして、次中之島をする予定でございまして。どうしても、その事業、料金関係そのものも大分低く抑えられてる所為か、その整備にかかる日にち、それからお金。そういうのなんかも、なかなかこの今の状態では整備がなかなか進まない状態にあると

ころでございます。

先程申しました水道の関係に致しましても、何分殆どの島が天水を頼りにしてる訳でございますので、やはり雨とかそういうのが降らないことには、データを分析してどのくらいの貯水量があるかというの、なかなか把握出来ないところでございますけど、何せ住民の大事な飲料水ですので、なるべく早急にとすることはちょっとはわかりますけど、整備を急がなくてはいけないなとは思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

施設の整備等は、お金をかければ出来ると。まあ、お金が無いからなかなか先へ進まない。そういうのは理解出来るんです。何かあった時にじゃあ、どうするのというような。何かというのは、大体、渇水期には、今年は雨量が通常の年度よりもどのくらい少なかったと。だから、渇水期にはこれは水不足が予想されるぞというような、そういうデータに基づいた予想。その前に、今度は防災無線等を通じて、節水が予想されるから節水と呼び掛ける。あるいはまた、過去において埋設設備をしまった水道管の配置図等の確認等も何処へ突っ込んであるか分からないと。で、業者が来て何ミリを使っているか、何処を走ってるか。それすらも補助事業でやった設計図もちゃんとあってした事業なんだけど、その資料さえ何処にあるか分からないというのが現実ではなかろうかなと。そこら辺の整備そのものもきちんとしながら、対応策を進めていかなければ、今の状況では全くそこら辺が。新しく出来たものは別ですよ。水道会計になってからね。

それ以前に補助事業で作った設備が、図面があったはずなんです。それが、探そうともしないのか、探しても無いのか、処分したから無いのか。それは分かりませんが、そういう諸々のものが何かあやふやになっていると。それだけに、対応が遅れてしまうと。その図面が無い為に、あるいは口径が分からないとかいうことでね。そこら辺も、私はボチボチじゃなくて、追々じゃなくて、早急に各島の状況を見て、私はその探すなり、出来てなければ請け負った業者等にも問い合わせたり、色んな形でそういうものはしておく必要があるんだろうと思います。

それでまた、雨量計のデータ辺りにしましても、何処の県の町の水道局が分かりませんが、その雨量計のデータが無いとか、分析もしてない所は無いと思うんですがね。そこら辺も含めて、もうちょっとしっかりした運用をしていく必要があると。

村としては、村長。今担当課長が言ったような、このようなやり方で良いのかということだよ。私は、納得がいけない。だから、もし皆既日食時でも万が一水不足が生じた時どうするかとか、そこら辺対応は考えていらっしゃるんでしょうけど。だから、万が一のことを何かこう、ちゃんと考えてないような気がしてならない。そういう面では、過去の図面とか。そういうこともきちんと整備をさせて、整理をさせて、試しておかなければいけないんじゃないかと。まあ、今後これから先、今日水道料金の会計についての協議があります。その中でも申し上げたいことはいっぱいありますが、そういうことも含めて料金会計に基づいて、やることはやってなければ、住民としてはノーと言うしかないのかなというように思いがします。村の考え方を、方針を、今後考えて頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

本村の、この簡易水道が出来てから、もう相当な期間が過ぎております。私の記憶では、おそらく昭和40年代に逐次出来てきたものだと。そういうふうに思っておりますが、私が住民課時代、担当をしていた時代がありますけれども、その時はご指摘の、その各島の水道の図面が残っておりまして、それだけは永久に保存と。「それをしないと、後先補修する時が困るんだよ」ということで、引継いだことを記憶しております。

ところが、平成になってからですか。私が企画に変わってからじゃなかったかと思うんですが、何かのことで「その水道の図面を持ってきたさい」と言ったところが、それがもう廃棄したか何かで無くなったと。こういうような状況で、その後おそらく以前の図面は分からないと。こういう形になっていたと、そういうふうに記憶しておりますが、依然として、おそらく復活と言いますかね。図面を作って、おおよそでも良いけれども、こういう形で通ってるんじゃないかというふうな物があ

るのか、どうなのか。私はその時点で随分指摘をして、やはりそろえておかなければ、いざという時の対応が出来ないよということでありました。

あの当時は水道屋が決まっていた、今も残っておりますが、「おそらくそこにもその図面は無いんじゃないのかな」と思いながらも、「そこに尋ねなさい」と言って指摘をしたこともあります。その後、その報告も受けてはおりませんけれども、その後に新しくしてきたものは、ちゃんと残っていると思いますが、それ以前のものがおそらく無くて、図面による補修ということは難しい一面があるんじゃないのかと。特に、諏訪之瀬島辺りは何回もやり変えて、落差の関係でやり変えた経緯がありますから、水道管ばかり通って、本来の図面が無いので、どれが本管かも分からない状況があった経緯があります。

そういうようなことで、もうご指摘のように本当に、そういう基礎的なものをしっかりしておかなければいけないと。重々、そこらは注意をしながらやっているつもりですけども、これがどの程度整備されているのか。その確認は今しておりませんが、以前村が引き取る前の状態との違い。それはまあ、村がもう一括して面倒を見るんだということにした訳でありまして、本来は、やはり地域の皆さんのご協力を頂けなければ、これは出来ていかない。これはもう言うまでも無いことでありまして、しかし、その対応については即戦力ですぐ、漏水があれば漏水を直す工夫。地元ちゃんと指示して、聞いて、そして地元で対応が出来なければ、業者をやる。そういうやはり敏速なことはしていかなければ、いつまで経っても改善は出来ない。こういうことだと思っております。

従いまして、現状ではそういうことを聞けば、私もちょこちょこ、やはり村が引き取った以上は、それなりの心配を集落にかけたくありませんから、出来るだけ早く、どうなったか、どうしてるか。そういうこと辺りも聞きながらやっております、これからもうそうした、やはり皆さんに指摘されないような状況を作り出していかなければいけないだろうと、そういうふうに思っているところです。

この間も経済課長にも話しましたが、中之島の本管は、これはそんなに古い本管ではないと、私は土管からアレに切り替えた時期がありますから、そう思ったりして、他の平島辺りのやつは、どうなのよ」と言った経緯もあります、一辺に切替が出来ませんので、順次そうしたことを考えていこうというふうにしておりますので、古いものについては、おそらく漏水の危険性も非常に高いのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、最善を尽くして水の心配の無いようなことはしていけないといけない。そういうふうに思っております。

色々まだ残された課題はいっぱいあるかと思っておりますけれども、皆さん方の知恵も拝借しながら、より良い方法で水道事業を進めて参りたいと思っておりますので、宜しく願いを申し上げます。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

皆既日食対策の以前の問題ですが、観測者はペットボトルを支給したり。これは良いんですが、肝心の住民の方が、人が増えることで水が足りなくなると。これも、どんどん状況が日々変わっていくんですけども、その状況も島毎に大分違うと。

例えば、今日ここで今考えられることは、空梅雨になってきてると。だから、梅雨になった時にどういうことが起こるかという、要するに海水を淡水化するところは淡水化施設を万全にしていかななくちゃいけない。それから、雨水や用水に頼ってる所は、これはまた大変貯水をして、今からしていかななくちゃいけないというような問題があるだろうと思います。

そういうこと諸々考えているんですが、最終的には、例えば「フェリーとしま」は大分水をタンクに貯めておりますので、そういう島毎の、もしそういうことが起こった時には、そういうことまで活用するというようなことまで、今対策会議の中では議論しております。

いずれにしても、「これで万全だ」という対策は取れない訳なんです、その各島毎の事情に応じた対策は今後取れるようなことを考えていきたいという具合に思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

考え方としてはトップの考えと、担当課長、あるいは担当者の考え方が一致した上で、この事業は進めて頂きたいなというふうに思います。財源が少ない中、私の地元でも停電になった場合のポンプ

アップが出来ないということで、真夜中に。また補正ということで発電機を購入して頂きました。

ところが、発電機そのものが来てから半年ぐらい経つ中に、配線の仕方すらも全然計画の中に入っていない。それで、発電機そのものも3ヶ月ぐらい雨ざらし、日ざらし。で、水道の担当、出張員にも私の方から「お前達、自分のお金で買った物だったら、こんなことしておくのか。せめて、ビニールシートでも被せておけ」。そのような指示をした経緯もありますけど、事の重大さをそんなに認識していないというような思いがします。水道担当にしましても、平島へ来た時に平島の水道施設がどういう状況になっているのかすらも、まだ把握出来てない。そういうことも含めて、今後指導もやっていく必要があるだろう。

今回の補正に、私は入ってるかどうか分かりませんが、電気配線、あるいは水道が漏水、漏電も起こしているということも踏まえて、あれだけ何回も連絡をしてるのに、どういうやり方・補正を組んでるか分かりませんが、そういう諸々のやつも、ちゃんとされてないというのが事実なんです。そんなに、口説いようですが、今日からでもそういう1つ1つをクリア出来るように努力して頂きたい。そういうように思います。

以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島発電機に関しましては、今度の補正予算で発電機の倉庫。それから、平島のそういう施設の配備施設とか、そういうのがございますので、一応、平島の水道施設点検業務ということで、委託費で試算をして1,000千円程度計上してあります。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

悪石島水源地は改良されて、導水管も半分以上配管された訳ですが、量的にどのぐらい増えたのか、ご存知でしたら教えて頂きたい。

それと、皆既日食に向けて仮設シャワーが付きますよね。そこで、飲料水に使うのは問題だということで、吉留さんのプラントの真水を出してる訳なんですけど、その後の話の経過はどうなってるのか、分かっていますかね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

新しく20年度で悪石島の原水地の方を改良した訳でございますが、今のところ、どのぐらいの用水量であるかというのは、まだ把握を致しておりません。

それから、その吉留の方のプラントの方は、私の方ではまだちょっと、聞いておりません。利用するとか、どうのこうのという話は。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

水源地の水路の件は、改良する前と。改良する前のデータは、ありますよね。あの工事が終わってからということは、水量の検査をしてない訳ですね。終わった段階ですぐやるべきじゃなかったのかなと思います。

それと、吉留さんのプラントの水なんですけど、近畿日本ツーリストさんの方と、あと自衛隊さんですかね。それと私と、役場の担当の有川と入れて話したんですが、まだ、そこまで話はきてない訳ですね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆既日食の担当の方にはきてるかもしれませんが、私はその話は聞いておりません。鳥越室長の方には、その話は有川が悪石島担当ですので、その話をしてるかと思えますけど、私の方にはシャワ

一とか、そういうことについては、相当やはり色んなボリュームがあるものですから、いちいちという言い方はおかしいですけど、まだそういう報告なんかは私の方では、まだ承っておりません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

島担当であります、うちの総務課の職員の有川君ということで、ちょっと私、今どういう話をしたのということで聞いてみたんですが、その時に近畿日本ツーリストの方と、それと業者の永代建設等との話の中で、仮設の配管が必要になってくるだろうと。そうした時に、約 2,000 千円くらい事業費が嵩むということ等がある関係で、果たして皆既日食だけの費用で 2,000 千円の投入するというもの等は如何なものかなということ等での話が、そこで止まってるという話を聞いております。

あとは梅雨での、それを待つという方法がもう良いのかなというのを、3 者の中ではそういう話を進めたということです。具体的にどうしようということは、まだ結論が出ている状況じゃなかったです。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 8、報告第 12 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 8、報告第 12 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

これより、5 分間休憩致します。

1 時 50 分に、お集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 9 報告第 8 号 十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件

○議長（日高通君）

日程第 9、報告第 8 号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは、報告第 8 号についての報告を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 8 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、専決処分の報告になりますが、十島村税条例の一部を改正する条例であります。

地方税法の一部を改正する法律が、本年の 3 月 31 日に改正・施行されまして、課税事務を執行する上から同日付で専決処分により、村税条例の所要を法律の施行に基づき、改正したところでございます。

なかなか税の関係で難しい用語が出てくるかと思いますが、21 年度の地方税制改正の要旨につきましては、現下の社会経済情勢を踏まえ、個人住民税において、住宅借入金等特別税額控除を創設し、環境への負荷の少ない自動車にかかる自動車取得税の時限的な税率軽減措置等を講じる他、道路特定財源の一般財源化への対応、自動車取得税の時限的軽減措置、上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率の拡充、21 年度評価替えに伴う土地にかかる固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長等を実施することとしたところであります。

今回の地方税法改正に伴い、村の住民に関係するものと致しましては、まず 1 つ目に、個人住民税における住宅借入金等特別控除。これは、住宅ローンの控除であります。平成 21 年度分以後の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用があるもの。平成 21 年から平成 25 年までの入居者が当該年度分の所得税から、控除しきれなかった同控除額について、所得税控除額と同額を限度とした額を住民税から控除されることとなったものであります。この場合に、個人住民税の減収額は全額国費で補填するということになります。

それから、2 つ目に、土地にかかる固定資産税の負担調整措置でありますけれども、平成 21 年度から 23 年度までに土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、平成 21 年度評価替えに伴い、宅地等にかかる負担調整措置の仕組みを継続すると共に、据え置き年度において地価が下落している場合には、前年度課税標準額を引き下げ、または据置くものとしたところであります。

以上の 2 項目が、主なものでありまして、その他については、現行の地方税法の日切れ特例法の見直しに伴い、関係条文の文言等整理を行っているものであります。

次に、条例各条文の改正条例の内容についてでありますけれども、まずこの条例案を見て頂きますと、第 34 条の 7 の改正につきましては、寄付金税額控除における寄付受納団体である名称に法律番号を付したものであります。

それから、第 36 条の 2 につきましては、村民税の申告規定で様式番号を新たに加えたものであります。

第 38 条につきましては、個人の村民税の徴収方法を規定するもので、年金特別徴収者に年金以外の収入がある場合は、普通徴収にて徴収することになった為に、関係条文を削除するものであります。

第 47 条の 2 については、公的年金等にかかる個人村民税の特別徴収を規定するもので、第 2 項の特別徴収対象年金所得者について、当該給与所得及び公的年金等にかかる所得割額以外の所得割額についても、本来の年金所得にかかる特別徴収税額に加算して、特別徴収の方法によって、同時に徴収することになっておりましたが、先に説明致しましたように、今回改正によります普通徴収扱いとなることから削除するものであります。

また、第 2 項の削除により、番号を改めるものであります。

次に、第 47 条の 3 でありますけれども、特別徴収義務者であります。第 27 条の 5、年金所得にかかる仮特別徴収義務者等の規定も、前条同様に特別徴収規定に削除するものであります。

第 54 条につきましては、固定資産税の納税義務者を規定するもので、地方税法改正に伴う文言修正であります。

それから、第 56 条につきましては、固定資産税の非課税規定の適用を受けようとする者がすべき申告規定で、固定資産税の非課税規定の適用を受ける場合、学校法人・公益法人・公益社団法人・公益財団法人・宗教法人・社会福祉法人の所有に属さない場合は、学校法人等に無料で使用させている旨の証明書を添付し、村長に提出することにより適用されるが、その対象団体に新たに公的医療機関の開設舎・医療法人・一般社団法人・独立行政法人・労働者健康福祉機構・健康保険組合もしくは健康保険組合連合会、あるいは国家公務員共済組合もしくは国家公務員共済組合連合会が追加をされる

ということになります。

第 58 条の 2 につきましては、固定資産税の非課税規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、社会医療法人の所有に属さない場合については、社会福祉法人に無料で使用させていることを証明する書面、土地・家屋償却資産の区分においてを添付しなければならない旨を追加されております。

第 59 条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告では、第 93 条卸販売業者等の売り渡し、または消費等を見直す場合の規定については、税法改正に伴い文言修正を行うものであります。

附則第 7 条の 3 で個人住民税の住宅借入金等特別税額控除については、次項において新たに住宅借入金控除が設けられたことから、現行条文の削除整理をするものであります。

附則第 7 条の 3 の 2 に、新たに個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除規定が設けられたもので、平成 22 年度から 35 年度までの村民税に限り、所得割の納税義務者が前年度分の所得税につき、租税特別措置住宅借入金控除の適用を受けた場合において、次の場合に限り控除すべき額を、当該納税義務者の当該年度村民税所得割の額から控除する旨が規定されたものであります。規定による申告書に必要事項の記載がある場合、あるいは給与支払報告書を提出するものから給与を受け、前年中に給与所得のみであり、前年中に租税特別措置法の適用を受けている場合、それから、村営の申告付与ですけれども、第 8 条で肉用牛の売却による、事業所得にかかる村民税の課税特例第 10 条読替規定については、地方税法改正に伴う文言修正であります。

附則第 10 条の 2 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規制の適用を受ける者が行う申告を規定するもので、本改正については、地方税法改正に伴う条文用語を改正するものであります。また、新たに本規定に熱損失防止改修住宅、または熱損失防止改修専有部分について、熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に住所・氏名・工事完了日・費用等の事項を記載した申告を、村長に提出することによって、固定資産税の減額を受けることが規定されたものであります。

附則第 10 条の 3 の削除は、阪神淡路大震災にかかる固定資産税の特別の適用を受けようとする者が全て申告規定であり、これを削るものであります。附則第 11 条 土地に対して課する固定資産税の特例と附則第 12 条 宅地の課税特例、附則第 13 条 農地の課税特例、附則第 15 条の特別土地保有税の課税特例、附則第 16 条 土地譲渡の課税特例、附則第 17 条 長期譲渡所得の課税特例、附則第 17 条の 2 優良住宅地の譲渡所得の課税特例、附則第 18 条 短期譲渡所得の課税特例、附則第 19 条 株式等譲渡所得の課税特例、第 20 条 特例中小会社発行の譲渡所得の課税特例、附則第 20 条の 2 先物取引所得の課税特例、附則第 20 条の 4 条約適用利子等の課税特例を、それぞれ規定しているものでありますが、地方税法改正に伴い、年度等の用語を見直すものであります。

次に、第 2 条の条例改正につきましては、附則第 10 条の 2 の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告規定で、新築住宅等において減額規定の適用を受けようとする場合は、1 月 31 日までに住所・氏名・家屋番号・種類・居住開始年月日等の必要書類を申告書に添付し、村長に提出しなければならない規定が設けられたものであります。

次に、第 3 条の改正につきましては、昨年度改正された条例で本年 3 月 31 日で日切れ地方税法となった関係条文の文言等の改正を行うものであります。施行期日につきましては、地方税法の施行に併せて、平成 21 年 4 月 1 日からとなるものであります。また、附則において関係条文により、施行期日並びに経過措置をそれぞれ規定しているので、参考として頂きたいと思います。尚、新旧対照表等が添付されてございますので、参考にして頂ければありがたいと思います。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

地方税法の改正に基づいて、村の条令を改正するということに関しては、本村に関することで住宅資金等を借りた場合の減税措置とかいうことでは、村の住宅資金を借りた分だけで、それに対する減税措置とかそういうのが行われるという意味なのかどうかというのを、1 点伺いたい。

それともう 1 点、固定資産税に関することで、本村の村道辺りを通しての中で、あるいは農地・

宅地、それぞれを個人の土地を通しております。その中で、固定資産税そのものは（聞き取り不能）。

（防災行政無線放送につき、中断。）途中で中断しましたが、本村の村道に関しては村の事情もあり、個人の宅地・あるいは農地等を土地の提供という形で、過去からずっとそういう形で道路を確保してきた経緯があります。その中で、この間私の地域でも「本人の土地だ」と、「物だ」ということで、少しトラブルがありまして、基本的に面積で言えば何と申しませうかね。10aある農地の中の3aを道路を通しておると。そうした場合に、本来であれば、3aに対しては公道として使ってる訳ですから、そこで固定資産税を本人は払う必要は無いだろうと。また、逆から言わせれば、道路を通しながら10aの固定資産税は取っていると、本人から。だけど、その道路はその上を通していているということでは、どう逆立ちしても何か矛盾してるというような、そういうような指摘も受けまして、それが十島村の中でどのくらいあるのか、また、今後それを、あるいはその道路を通して分は、買い上げるということは難しいにせよ、非課税措置を何らかの形で取るような形でなければ、個人の財産を道路を通しながら、実際に作ってる面積よりも異常に、その道路の分まで課税をしてると、固定資産税に。そこら辺の矛盾も全島の状況を把握して、整理していかなければ、これからますます世代交代が行われていくと、ますます問題になっていくだろうと。ですから、そこら辺を一边には出来ないにせよ、整理をしていかなければトラブルの元になるというような気がするんですが、その点について、どのような見解を持ってるか伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目の方の、村の住宅資金を借りた場合の住宅ローンの控除の対称になるのかということですが、これは今税務署の方に照会をかけております。で、税務署の見解ですと、その申告が出てこないことには、はっきりお答え出来ないということになっています。昨年、実は村の資金を借りて、例の中之島の元民宿の施設ですね。あれ辺りも対象になるんじゃないだろうかとということ等で、一応、税務署に照会をかけています。それで今、担当を通じて、一応その申告の方はやってみる必要があるだろうということで、その関係者には連絡をしていると思います。その際に、当然村の村長名で残高証明というものの等の添付が必要になっていくと思いますので、これは担当課であります経済課長の方で、住宅残高証明の書類作成は必要になってくるんじゃないかなと思っています。

それから、この住宅ローンの提供を受けておりますのは、学科の先生たちがかなりの方がおります。この申告が、税務署を経由して本村に来る訳なんですけども、既に今年度も数件来ているということで、今回の地方税法の改正に伴うものでは対象になっているのかなとは思っております。それから、2点目の方の村の村道と、あるいは農道等に提供した土地での名義変更のされていない土地がかなりあります。既に地籍調査の終わりました、小宝島・悪石島につきましては、その整理は一応完了している訳なんですけども、今議員が言われます平島地区でも、私共も昭和60年時期に2年か3年ぐらいかけて、名義変更の出来ない。つまり、村の名義に出来ないこと等のものを、まず台帳整理はしたようなつもりであったんですけども、どうしても何か漏れが今回見つかったということがありますので、これは放置する訳にはいきませんので、出来るだけ早くそこは調査の測量も含めてやっていきたいと思っています。

それから、もう1つ、どうしても名義の変更と併せて村長とも先日、平島での問題を含めて協議した訳なんですけども、将来的には買い上げるという方法まで進める必要があるんじゃないかなとは思っております。ただ、具体的に全島を調査して買い上げるということ等は、どれだけの財源がかかるかというものの等は、ちょっとそこまで試算しておりませんけども。ただ、村の公共単価でそれを算定した時に、大きな財源は伴わないんじゃないかなというのは感じております。ただ、これは調査してみないと何とも言えません。時代が変わることによって自分の祖先、あるいは親の土地という物等がなかなか、今納税されている方との生活条件も違う訳ですので、過去に遡って村の無償提供したということ等が、果たして今後それが通用するのかなということ等は、今後の大きな検討課題になっていくんじゃないかなと思っています。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

補足しますけれども、その第2点目の土地の村道、あるいは農道に提供した土地の関係ですけれども、これについては各島、これはあると認識しております。私もまだ若い時代でしたので、詳細には分かっておりませんけれども、とにかく、昔のウサギ道から車が通る道路に変えようと。

こういうことの狙いが、そもそもそうしたことに繋がっておりまして、やはり土地の狭い所では提供にも相当抵抗があった時代があったと、そういうふうに理解をしておりますが、今になって当時の承諾をした人が生きておればまだ良いんですけれども、これが2世・3世になってきて、昔の土地台帳を見て、「これは、私の土地なんだ」と。しかも、これは道路になってるじゃないかと、そういうものが確かに出てくる可能性は高いと、そういうふうに思っているところでありまして、今回の平島の件についてもそういうことで、自分たちは全く知らなかったというようなことでのトラブルだというふうに、理解をしております。

従いまして、先程総務課長からも話がありましたけれども、その土地を提供する時に立ち会った役場の職員が、もう既に卒業して、おりませんので、なかなか明確な数字は出てこないと思うんですが、一時期そういう税の対象にまだなってるということが判明しまして、それを出来るだけ削除しようということで、登記を用いた経緯があるんですけれども、それが100%おそらく為してなかったと。たまたまそういうようなことで、そういうものが出てきているんじゃないのかなと思っております。

他のところでは、あまりそういう話を聞いておりませんけれども、一部分で僅かな面積ですから、「うるさくそういうことを言うのであるならば、お金を出しても解決した方が良いんじゃないの。」と言った経緯もある訳ですが、もっとやはり議論を尽くして、これらについては解決をやはり早くすべきだろうと、そういうふうに思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

確かに買い上げるにしましても、地籍調査が完全に済んで、境界に杭があつて。そうであれば、その中でまた財産相続をする方が明確にちゃんと分かってれば買い上げて、そういうことも出来るんだろうと思うんです。

ただ、そこら辺が財産を相続すべき人の中で1人だけがはっきり分かってれば、もう1人だけだということになれば、本人と話すれば良いんでしょうが、遡ってまた印鑑をもらったりとか、色んなものもそこにあるだろうと思うんですね。そこら辺の作業が上手くいくのかどうか。また、それを完全にクリアするまでの期間。例えば、税金は当たり前10a取る。その内の3割は道路として使わなきゃいけない。

それは、何処かで減税措置。例えば、その面積測ってですね。減税措置でも当分の間はしながら整理をして、そういう形でしていくというようなやり方をすべきじゃなかろうかなと。そのような思いがします。これは、特に公道として使ってるだけに、そこに通行止めされたら手も足も出ないというようなことになりますので、他の島にどれだけやるのか、そこらの調査もしながら、これは早急に少しずつでも進めていく必要があるだろうというふうに思いますので、そこら辺は計画的に、近いうちにその面積はいくらだということも出した上で、対策を講じてもらいたいと思います。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今議員が言われます、平島での個人地と公道の関係につきましては、一応、今年度の課税ではちょっと間に合ったように出来ておりませんので、22年課税の段階では調整するという事等で、担当の方で調整中になっています。

それから、もう1つ。この問題は、平島だけでなく全島、先程申し上げました小宝島・悪石島を除いて、他の5島につきましては、同じような状況にあるんじゃないかと思います。私が先程、昭和60年当時に、ある調査会社を通じて名義変更の出来ないものについては、一部減免措置を取っているということ等も、そういうような形で当分の間は進めていくことになるのかなと思います。

ただ最終的に、先程村長も触れておりますように、2世・3世の代になっていくと、そういう問題等が、果たしてこういう法治社会の中で通用するのかということ等も今後、大きな問題になっていく可能性がありますので、場合によっては村で買い上げるという方法の方向に持っていく事になるのか

なと思います。

ただ、そこで問題になるのが議員が言います、名義変えするとなった場合には、今現在の登記名義を十島村との名義変更になる関係もありまして、かなりの相続人の対象者が出てくるんじゃないかなと思います。それを避けるということを考えれば、地籍調査での面積を確定することによって、その費用が発生しないと。あるいは手続きはしなくて済むというようなこと等が考えられますので、これはまた今後検討していく必要があるのかなと思っております。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

ただいまの考え方は分かりましたので、そこら辺は段階的でも良いですから、早急にその対応を検討していくというふうにして頂きたい。

それと、もう 1 つ。固定資産税に関することで、農地辺りが課税漏れになってる場所が多々あるような、そういうようなこともチラッと聞いたりする訳ですが、今回の問題・トラブルの中でも、隣の土地があるにも関わらず、法務局にちゃんと登記されてるということにも関わらず、村からの固定資産税がかかってないと。そのような話を聞くことに、村全体で見てどれだけあるんだろうというような、平等に欠けると言えばそれだけなのか、その固定資産税をかけてないというのは、法的にどうなっているのか分かりませんが、そういう諸々のやつも何処かで整理をしていかなければいけないんじゃないのかなと思うんですが、その点については、どのように考えてるか伺いたい。

○議長 (日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長 (肥後政司君)

今回のもう 1 点目の問題点としまして、議員が今言いますように課税漏れの土地があるということで、一応そこについては法務局の方の台帳事情も私共の村の方に複写謄本がありますから、それで確認を取れて。確かに漏れているということ等は、確認が取れてます。

ただ、過去において何らかの経緯があるんじゃないだろうかと思いますので、これは村の方でなかなか判断出来がたい面もありますので、一応その自治会の方に照会をかけて、来年以降にこの土地を課税対象としたいと。それについて自治会の方で、何か疑義みたいなものが無いかということ等を、一応問うてみようと思っております。その自治会の方から何ら、そこでいわれのあると言いましようか、何かの理由がある中で漏れがあるんだということ等が無ければ、22 年課税から対応をしていきたいなとは思っています。このことは一応、本人にも役場に尋ねてきましたから話しております。一応、その申請を本人から出してもらって設けていますので、その申請の中に法務局の方の当局謄本の写しも添えて受けていますから、それをもって自治会の方に一応、照会かけて、問題無ければ 22 年から課税の対象にしていきたいなと思っております。

ただ、こういう土地が他にもあることは予測出来ます。ただ、今のうちの税務担当の業務の中では、これを一筆調査して課税漏れを持ち込むということ等は、なかなか不可能な話だと思いますので、先程から申し上げますように、地籍調査の終わってる土地。小宝島、あるいは悪石島については、全て課税漏れの無いような形で今進めておりますので、長い話になるかもしれませんが、この地籍調査を待つという方法しか、今のところ考えにくいのかなとも思っておるところです。

○議長 (日高通君)

用澤満男君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但し書きの規定によって、特に発言を許可します。

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

その課税漏れがいくらあるかというのは、勿論調査してみなきゃ分からないと。ただ、その地籍調査をしていった中で、そういう課税漏れが発覚したというのは、今までやった小宝島・悪石島・中之島。その中で何軒ぐらい出てきたのかというのは、把握してれば伺いたいと思います。

私は何軒かあったというふうには聞いておりますが、中之島高尾辺りも課税漏れの土地があったというようなことを聞いていますので、そこら辺の確認が出来てなければ、また後日でも構いません。件数だけでもあれば、大体分かれば伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

詳細の件数は、ちょっと今把握しておりませんが、確かにあります。特に、こういう表現が正しいかどうか分かりませんが、縁故地という土地ですね。この小宝島にも、かなりの筆数がありました。それにつきましては、課税が地籍確定した段階で課税を賦課しておりますので、悪石島の方もそういう土地が、確か数件あったような記憶があります。そういうこと等で、調査をすることによって漏れというものが、かなりのものが見つかっていくことが予想されるんじゃないかと思います。

○議長（日高通君）

これより、暫く休憩します。
協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。
これで日程第 9、報告第 8 号、十島村税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件
を終わります。

△日程第 10 報告第 9 号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告
についての件

○議長（日高通君）

日程第 10、報告第 9 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につ
いての件を議題とします。
それでは、報告第 9 号についての報告を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第 9 号について、ご説明を申し上げます。専決処分を求めるものの報告でございますが、本案
は十島村国民健康保険税条例の一部を改正するものでありまして、地方税法等の一部を改正する法律、
地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成 21
年 3 月 31 日に交付されたことに伴いまして、この条例の一部改正が必要となりまして、課税事務を
進める上から同日付で専決処分において処理をしたところでございます。

条文がそこに示されておりますが、まず条例の各条文の改正条例の内容につきましては、第 2 条に
ついては、介護納付金課税の限度額の見直しを行っているものでありまして、厚生労働省において毎
年度試算を行い、見直しの要否が検討されておりますけれども、その結果、介護納付金課税限度額の
見直しが実施されることになりまして、介護納付金課税限度額を 90 千円から 100 千円に改めるとい
うものであります。

それから、附則関係の改正につきましては、従来の山林所得の課税の特例に上場株式等に係る配当
所得が追加されたものでございまして、地方税法の改正に伴うものであります。

案件の改正については、大体以上のようなものでございます。新旧対照表を添付してございますので、参考にして頂きたいと思います。

終わります。

○議長(日高通君)

報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

この合算額が 90 千円を超える。これを 100 千円に、また変わったということで、具体的にどのような状況が生まれるのかなど。そこら辺がよく理解出来ないんですが、その点について、説明を求めます。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

所得割及び均等割・平等割ということがありますが、これの合算額が限度が一杯は 90 千円ですから、100 千円に上がるということで、課税の標準が下がってくるということで、90 千円で課税になっていた人が 100 千円に上がった為に、その場で非課税になってくるということになります。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。

これで日程第 10、報告第 9 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についての件を終わります。

審議途中でありますが、これより 5 分間休憩致します。

2 時 50 分にお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 11 議案第 47 号 十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第 11、議案第 47 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 47 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由の説明と致しましては、平成 20 年度において後期高齢者医療制度が開始されたことに伴い、後期高齢者分の賦課額が後期高齢者医療制度に移行致しまして、国民健康保険税の応益割合が

45%以上 55%未満の範囲を外れてしまっております。この範囲を2年連続外れてしまいますと、7割・5割・2割の軽減割合が6割・4割の軽減割合しか適用されなくなる為に、軽減世帯の税額負担が増額することになります。

また、平成21年度についても、子牛価格の下落や燃料費高騰等によります課税標準額の大幅な減少が見込まれまして、応益割合が45%以上 55%未満の範囲を外れてしまう恐れがあります。

このような中で、平成21年1月29日開催の国民健康保険運営委員会協議会の際にも課税標準額の大幅な減少が見込まれ、国民健康保険税率の改正が必要なことを説明しておりまして、平成21年5月27日付で各委員に書面にて、被保険者均等割額を9,900円から14,500円へ税率改正することと致しまして、後期高齢者支援金等課税額を6,600円から2,000円へと税率改正することの諮問を行いまして、全ての委員から了承をもらっております。

そういうようなことから、応益割合を適正な範囲に保つ為に、被保険者均等割額と後期高齢者支援金等課税額の税率を増減することによって、被保険者の税額負担を増額すること無く応益割合を適正に保って所要の改正をしたいと、そういうことであります。

議案を見て頂きますと、まず、条例の各条文の改正であります。第4条につきましては、一般医療被保険者の均等割の関係でありまして、現行の9,900円から14,500円に改正するものであります。それから、第7条においては、後期高齢者支援金に係る均等割額の関係でありまして、現行の6,600円から2,000円に改正するというものであります。

また、一般医療被保険者分及び後期高齢者支援金分の均等割を足した額が国民健康保険税の均等割額となる為に、現行の均等割額部分を足した額と改正後の均等割を足した額が同額になる為、この改正で被保険者の負担が増えることはございません。

そういうようなことになりますが、以上申し上げたような改正にしたいということで、お願いをしてございます。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

応益割合が変更になることに伴い、適正な軽減割合の適用を受ける為というような理由で改正をするということなんですが、ただいまの村長の説明ですと、国保税の料金は上がらないと。

そうすると、過去の審議委員会の中でも段階を踏んで上げなきゃいかんというような近隣町村の税額に比べて低いんだというような話もあったんですが、前の議案でも議論したように、底が見えない景気の悪化の中で公共料金が上がるってことが、かなり住民にとっては生活が苦しくなるというような思いもするんですが、この会計から見ると税収も変わらないというふうに捉えて宜しいのか、その点について伺いたい。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

ただいまの件でございまして、現在の応益が33%となっております。33%と67%となっておりますので、これを50:50に近づけようということで、今回やっております。

従いまして、議員がおっしゃる通り非常に仔牛の価格とか、そういうものまで収入が、何か所得が低くなってきている中で、我々の方としてはこの税率を改正は出来ないと。

過去何回かでやってきましたので、大分上がってきてる訳ですけども、それに加えて今回の45%~50%に近づける為にどうしたら良いかと。税額を上げない為にどうしたら良いかとということで、1つここで言うて良いかどうか。テクニク的に、4,600円は引き上げて片方を4,600円引き下げるということで、ドロー・イーブンということにして、殆ど税額等は10,000千円いくべきじゃないかと。

住民の皆さん方に少しでも軽くする為にはこういうテクニクも必要かなということで、県の方とも協議致しました結果、県としては、「これはもう村で判断することです。県が直接どうの、こうの言うことはありませんよ」という確認も取っておりますので、こういうことで改正されて

頂けるというふうに思ってます。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 11、議案第 47 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 11、議案第 47 号、十島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 12 議案第 48 号 十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第 12、議案第 48 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 48 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

提案理由と致しましては、施設の指定管理者が安定的に管理運営を出来るよう、利用料金の見直しを行うものであります。第 8 条第 2 項第 3 号に管理と 1 日につき 2 千円以内を、1 日につき 1 人を加えるものであります。裏面に新旧対照表を添付してございますので、参照して頂ければありがたいと思います。

この改正案の中で書いてございますように、1 日につき 1 人辺りいくら 300 円。それから、1 日につき 300 円以内というようなもの等を示してございます。今度の改正は、3 項の管理等の関係でありまして、今までは 1 日につき 2 千円であったものを、1 日につき 1 人辺り 2 千円ということに改正しようとするものであります。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

この管理等という部分、どういうふうに定義してるのか。で、この管理等が実際ある施設が、そん

なに何施設あるのか、その点を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

管理等があるのは、口之島平瀬・平島東之浜・宝島大籠。

以上の3つです。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

1日につき1人とありますけれども、1回海水浴に行ってシャワーを浴びるのも、1日とみなされるのですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは管理等に四苦八苦される方がいたものですから、そうすると、例えば宝島のビーチハウス等に1人であろうと10人であろうと2千円ということでしたので、それが10人ともあれば20千円という形に取ったものですから、シャワー等とかそういうのじゃなくて、管理等そのものに泊まる方を限定しております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

これは1人辺り1日につき2千円以内。絶えず、このシャワー等につき1人辺り1日300円以内と書いてあるのは、ある程度高く料金を設定をして、その範囲の中で、例えば1千円もらうとかいうようなパターンで、今まで過去にやってきた使用量を徴収してた事例がありますよね。トップの場合に、1日1人辺り2千円以内という形では、今現在は2千円と考えているということですか。

例えば1千円・2千円以内に買い取って1人辺り1千円とか徴収するとか、そういうふうに料金設定辺りはどのようにしてるか、その点を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは協定書で結んでありますので、その範囲内で、その協定書の金額でもって定めております。それぞれの管理等については、ですね。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

それぞれ施設によって違うという、そういうことはよく理解出来ます。ただ、管理者に後は料金設定をなさいという形なんですけど、ある程度の線と申しますか。そこら辺りは、例えば1,900円なのか、あるいは990円なのか。そこら辺は、村としてもある程度は投げっ放しじゃなくて、そういうことも把握する必要があるだろうし、そこら辺はまた把握はしてるということに理解して良いんですか。今ここに資料が無いということで。今概略、その限り無く2千円に近いような料金は設定してあるというふうに、捉えて良いんですか。

私は、私の地域ではいくら取ってるか、そこら辺分からないんだけど。でまた、料金の表示等も、何処かそこら辺に各島、そうしてるのかな。その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その協定を結ぶ前、協定を結ぶ際は前年度の収支決算。そういうのを緩和して、赤字の出ないよう

に。あまり設定が高すぎると、役場としても、ちょっと高いんじゃないですか。前年度比べて収支がある程度収まっていけば、それ以内にしたい方が宜しいんじゃないでしょうか。という話はします。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、議案第 48 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 12、議案第 48 号、十島村レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 13 議案第 49 号 十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第 13、議案第 49 号、十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 49 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、十島村船待合所の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

提案理由と致しましては、地方自治法第 244 条の規定によりまして、船待所の設置及び管理に関する条例を制定し、施設の有効利用を図ろうとするものでございます。

第 1 条で目的、第 2 条で設置、第 3 条で管理、第 4 条で利用、第 5 条で行為の禁止等、第 6 条で委任事項を定めてございます。

この第 2 条の設置では、旅客待合所の名称及び所在地を別表において定めております。

第 3 条の管理では、村長が管理運営を行うものと定めております。

第 5 条の行為禁止等では、船客待合所内での禁止行為を定めてございます。

附則で、施行日を公布の日からということで定めてございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今説明のあった 49 号に漏れがございまして、3 行目の十島村「船待」の間に「客」を挿入してください。3 行目の「十島村船待合所の設置及び」、ここの「船」と「待合」の間に「客」、「船客待合所」です。それで下の方も、「船客待合所」。更に、提案理由のところの地方自治法第 244 条の規定に

より「船待」とありますが、「船客待合所」を、「客」という字を挿入して頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

船客待合所の条例の設置ということでありますけれども、船待施設が出来て相当年数が経っている島もございます。その辺の維持補修の関係。それから、それをどのように考えているのか。それと、5 条の行為の禁止の中に、事前に宿泊所に使うお客さんがおります。こういうのも、やはり文言を入れた方が私は良いと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長(日高通君)

副村長、福満征一郎君。

○副村長(福満征一郎君)

今おっしゃる内容は当然のことでありまして、その為に 4 条で利用の目的を書いておりますので、これ以外は使わない。その中で、これは絶対してはいけないよということが禁止条例として第 5 条に掲げてあるという具合にご理解頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

4 条においては、他の者の利用について迷惑を及ぼす行為ということで良いでしょうか。少し言い訳ですね。宝島とか、古くからある待合所が、結構あちこち傷んでる所がありますけれども、そういう補修の計画はあるのかとか、その辺も計画はあるのか伺いたいと思っております。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

前籠漁港の待合所の件だと思いますけど、あそこはトイレ等が今、ちょっと使えるような状態ではございません。また、窓ガラス等も破損はもう修理したと思います。で、どうしてもあそこの方は風の向きによって波が入ってきたりして、前もトイレの方がまた使えなくなってしまうということで、今ちょっと検討中でございます。どういうふうにしたら宜しいかですね。待合所そのものは今の状態で使えるんですが、トイレの方はちょっと今使えない状態にあります。

○議長(日高通君)

それでは、これより休憩致します。

協議会へ移します。

協議会

○議長(日高通君)

協議会より、本会議に戻します。

他に質疑は、ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番(永田和彦君)

中之島の方も新しい接岸港の方が、もう殆ど工事の先が見えてきてる状態なんですけど、今後のその待合所の新設。それから、どういった形での設置をしようというふうに考えているのか。大まかな青写真なり、持っておられるのであれば構想的なものも含めて伺いたいのと、具体的に年度毎での整備計画等。そういったものがあれば伺いたい。

それと、待合所とは直接は関係無いんですが、今の接岸港に関しては今度の 7 月の日食の段階では使用するのか、しないのか。ちょっとそこら辺が島の中でも色々話があって、はっきりしてないんで

すが、もしそこら辺について情報があるのであれば教えて頂きたい。

それと併せて、何年度からの実際共用開始になるのか、そこら辺も伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中之島の方も今、着々と工事が進んでる状況にあります。その船待施設の話はまだ、私の方は具体的なことは持っていませんけど、担当の方としては当局側と話をしてるかもしれません。私の方は今のところ、そここのところを把握してませんので、それにおいても設置場所とか、そういうのは島の方なんかと一緒に考えてはならないかと思っております。

で、十島村の皆既日食については、まだ十島村も1回もトライアルをしてないと思いますので、皆既日食までまだ間がありますけど、それを運輸局内にそういう所の接岸とか、そういうのは手続きがございますので、今そういうのも全然やってない状態にありますので、皆既日食の場合には使わないかと思っております。共用開始となれば、来年を目途に定期が、まだ、今のところは私の方も具体的な日にちは聞いておりません。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この中之島の待合所の建設辺りというのは、いつ頃やる予定で考えているのか。

それと、この5条の中の4番目。「船客待合所において、人寄せをし、又は物品を販売すること。」は、これは村長の許可を受けたら良い訳ですよ。そういう中で、例えば中之島の待合所を建設する場合は、やはり物も売り易い、利用し易いような待合所を上手いこと計画を立てて作って欲しいと思うんですが、如何なものでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その待合所の具体的な建設の方は、私の方はまだ聞いてませんので、いつ頃になるかはお答え出来ませんが、構造そのものについては、やはりそういう希望があれば、それなりのことを考えなくてはならないんじゃないかと思っております。

バイトの方でもし物品売をする場合においては、5条にある通り、村長の許可が必要ですので、お願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今経済課長の方から話がありましたが、県の管理港なものですから、まだ県の引継とか、そういう予定が我々の方には来ておりません。ですから、あそこが完成がいつなのか、私たちも期待をしてる訳ですけども、あれが完成して所要開始がすれば、我々も船待施設の関係に取り組まないといけないと思っております。

しかし、今年はとても間に合わない。造るとすれば、特定離島の補助金等を活用しなければいけないと思いますので、来年度以降になるのかなと思っております。船待施設は村で設置するということになっておりますから、その辺は今年は間に合いませんが、来年度以降にはしなければいけないと、そういうふうにご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

ほぼ取付道路辺りも完成、あと何日かで取付道路も完成するということですので、おそらく今年度中には、ほぼ出来上がりますので、来年度以降なるべく早く建物の計画をして欲しいと思いますので、お願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先日も振興局と会議がありまして、その辺もただしたのでしたけれども、彼らの言い分としては 21 年完成ということしか言わない訳ですよ。ですから、進捗は進んでると思うんですけども、そこら辺がいつ使用開始をするのか、その辺もはっきりこっちには伝わっておりませんので、暫くお待ち頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

先日、地元の業者であります吉留建設の方から私に連絡があった訳なんですけども、今中之島の新しい岸壁に休憩施設ということ等で、雨除け・日除けの施設を事業費で約 6,200 千円程度のものを投入しまして、8、9 月完成で一応受注を受けたということできておりますので、場合によっては今議員が言われますように、今年の秋ぐらいには仮共用みたいなものが出てくるんじゃないかなとは思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 13、議案第 49 号、十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 13、議案第 49 号、十島村船客待合所の設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△散会

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は、全て終了しました。

明日は、午前 10 時にお集まりください。

本日は、これで散会します。

ご苦労様でした。

6月18日（木）

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りと致します。

経済課長より発言を求められておりますので、許可します。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

昨日の離島航路活性化特別対策事業について、移動用のシェルターの配置の件でございます。これは中之島。それから諏訪之瀬島の切石、悪石島のやすら浜港と小宝島があるかというご質問でございました。これは小宝島も入っております。

報告させていただきます。

△日程第1 議案第50号 辺地に係る総合整備計画の変更についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第50号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第50号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、辺地に係る総合整備計画の変更でございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備の為に財政上の特別措置法の規定に基づき、本村の辺地に係る総合整備計画を見直すものであります。本村については、この計画を平成19年度から平成23年度まで5カ年計画として策定をしております。現在取り組んでいるところでございます。毎年度の予算編成の事業費内容等によって計画変更を行い、法律第3条第1項の規定に基づきまして、県知事と事前協議を行い、村議会の議決を経て、県知事及び総務大臣に提出するものであります。

今回の変更にあたっては、各辺地地区の総合整備計画内の電気通信施設にアンダーラインで表示しております箇所に、今年度事業執行しようとする住民向けブロードバンド整備となる地域ICT事業を、新たに計画するものとして掲げたところでございます。

ここに、それぞれ総合整備計画書を添付してございますので、それを見て頂きたいと思っております。この事業につきましては、総務省が薦める地域間の情報格差是正を解消し、地域住民の生活向上及び地域経済の活性化を図ることを目的としたものでございまして、国の緊急経済対策を活用して今年度実施しようとするものでございます。

7ページから8ページには、参考資料と致しまして、平成19年度から23年度までの各事業毎の年次計画を添付してございますが、20年度までは実績額。21年度からは計画額を、それぞれ記載しております。また、この計画に上げることによりまして、辺地対策事業債が充当されることにもなります。

従って、平成21年度は同事業債を充当して、林道事業、あるいは地域イントラネット基盤整備事業。それから、簡易水道事業。そして、今回新規計画している地域ICT事業を予定しているものでございます。内容につきましては、それぞれの地域毎に記載してございますので、参考にして頂きたいと思っております。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

昨日も協議会で話があったイントラネット基盤整備事業。本村にとっては、新聞等を取り寄せても、なかなか1週間分まとめてきたりとか色んな形で情報が遅れているという中で、この整備が進むことによって住民の生活は勿論ガラッと変わるというふうに期待をしている訳ですが、今現在でも人口対策等について定住促進ということで定住促進事業というものを掲げてやっている中、このインターネットの整備が進むことによって、完成することによって、また定住促進のあり方も村全体が考えて方向性を打ち出す必要があるのかなど。これを活用して定住促進も図るというような方向性も、勿論考えていかなきゃいけないというような思いがするんですが、その点については今後の課題として、概略で構いませんが、どのような方向性を打ち出していくべきなのか、どういうことを考えているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

昨日の協議会の中でも、今年度住民向けのブロードバンドの整備を図りたいということで進めている訳なんですけど、このブロードバンドを仮に今年度約 210,000 千円の事業費を投入して整備しても、ただその加入者が少なければ、何の意味も持たないというようなことになっていくかと思うんです。で、昨日申し上げた形で、例えば本村に定住することによって、3 年間は基本料については無料化しますというようなこと等を、うちのホームページ等で照会することによって、新しい住民の確保というもの等には繋がるんじゃないかとは思っています。その他につきましては、当然、今既存住民の皆さん方にも昨日のような形で説明しているようなもの等を、例えば初期投資に当たる機器の購入費等についても一部助成をすることによって、既存住民の方にもメリットが出てくるというようなこと等を積極的に薦めることによって、住民の固定化というもの等が進むんじゃないかなとは思っているところです。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

2 年間通して 1,000,000 千円以上と。総経費が約 1,000,000 千円というような投資をする訳ですから、前から話します定住促進の為にプロジェクトチーム辺りも立ち上げて、1 人 1 人の考えだけじゃなくて総合的な意味から議論をし、そして定住促進に向けての村の政策というものを押し出していく、打ち出していくことは絶対に必要だというような思いがするんです。

だから、過去においても何回も申し上げましたが、そのプロジェクトチームさえ立ち上げようとしなくていい、してないということもありますので、しかもこの費用対効果ということもあります。勿論、住民の生活が豊かになるということも基本ですが、我が村の人口対策というものは共同体が壊れてしまうような、そういう高齢化と高齢化社会が進みすぎて綱取りすら出来ないような状況に、危機にあるんだと。ましてや、臥蛇島みたいなことになってはいけないというような思いがありますので、そういう協議会でも立ち上げて、新たなこのインターネットが繋がることによって定住促進もどういうふうにしてやっていくんだと。どういうふうにして呼びかけるんだということまで、具体的に政策を掲げて欲しいと。その点については村長が副村長、どういうふうに考えていますか。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

ご指摘の通りであると思いますが、今のところ、その具体的なことは持っておりません。

従いまして、今ご指摘にありました、そのプロジェクトチーム等を立ち上げて、新たなやはり定住促進の考え方。こういうものをまとめていく必要はあると、そういうふうに思っております。なかなか

か近年の状況を見ても、難しいところがありますけれども、このブロードバンドが出来ることによって、この綺麗な空気の島で仕事出来る可能性は充分あると、そういうふうに思っております。

そういうことを1つのPR材料として、国内等に広くPRする。これらが1つのやはり方法であろうと。先程も総務課長の方から、「村の関係のそれぞれの機器を活用してやりたい」と言っておりましたが、そういうやはり色んなものを通じてやるのが、これからの1つの大きな課題であろうと、そういうふうに思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

このインターネット等をブロードバンドを活用して、地域興しに成功したというような。日本だけでなく世界も含めてで構いませんが、その事例等は皆さんは何かあるかどうか。そこら辺は、今現在では分かっておりますか。そこら辺があれば、また照会等も含めて、「1つの村の活性化に、あるいは定住促進の方向性を打ち出していく必要もあるかな」というように思うんですが。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

鹿児島県の1番南にあります与論町が、県内離島の中で、本土よりもおそらくブロードバンドがかなり進んでいるんじゃないかと思うんですけども、そこが行政指導じゃなくて民間指導の中でブロードバンドを整備したと。その方は以前IT関連の企業に勤めていて、たまたま与論町の方に定住して、そこで関係者と立ち上げたということを聞いています。その所以かどうか分かりませんが、与論町については人口の方の流出があまり無いということ等は聞いております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

昨日から総務課長が多岐に渡り説明をして、今6番議員が言われるように我々のような島にとっては非常に便利と言いますか、推進的にそういうことになるかと。

しかし、今、昨日も説明があったように、何年間かは無料で補助しよう。また、機材に対しても多少の援助をしようと、等々を考えると、非常にやはりこの先心配されることが、特に年間メンテも相当かかる。20,000千円ぐらいでしょうか。分かりませんが、その辺のこともまた説明頂きたいんですが、この先の財源というのが、やはり非常に心配される点だというふうに考えておりますが、今言うメンテ、それから何年かの無料等についての所在と言いますか、考え方について、お聞かせ願えません。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

ランニングコストにつきましては、昨日の資料の中でもお示ししている通り、30,000千円から35,000千円かかるだろうと。それ以外に、一部起債を借りるということでの、その償還費が約10,000千円近くかかるだろうということ等を考えますと、約40,000千円から45,000千円は確実にランニングコストという形で毎年出て行くだろうと。

それに加えて、昨日の住民向けのICT事業が整備されて、住民負担分を仮に3年間無料化するとした場合には、減額と致しまして約12,000千円の費用が発生するだろうということ等は見込まれます。更に、機材の方を一部支援となった場合でも、数百万の物が一時的な物として出て行くだろうと思われま。

このランニングコストにつきましては、財政の豊かな、例えば鹿児島市、あるいは東京都の付近につきましては、民間の通信事業者の方で全て対応する訳ですから、財政の厳しい本村・過疎地域については、こういう形で賄わざるを得ないというようなこと等で、今までも議会を含めて、また住民にも雇用の費用も発生するんだと。その部分を住民サービスに充ててた財源の方は、こっちの方にいくらか投入されるということ等では、その住民の負担というものは、そっちの方での負担というものが出

てくるのかなというのを感じます。

ただ、私共も総務省、あるいは鹿児島県の方に村長・副村長を含めて、事ある毎にこういう不合理な財政負担の状況を改善して欲しいということで、再三要請しております。去年の、今現在、全市町村会長の、「十島村が来年からこういうランニングコストが発生するから、その費用については県の方も全く知らないという方向にはしないよ」というようなことを、本人自らが、私も直接聞いておりますので。

ただ、どういう形で支援してもらえるのかということ等は、具体的なものは無いです。ただ、想定されるのは、例えば「特別交付税辺りで、何かしらの費用負担というもの等があるのではないのかな」ということ等は、今、考えられるんじゃないかと思っていますところです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今総務課長が話されましたように、我々の地域については、ランニングコストが余計なものとして、これから上がって参ります。

従いまして、先程から言っております情報格差の関係そういうものが来る訳ですので、都会ではさっきも話があったように、民間が経費を出して、自治体が金を出すという所は無い訳ですので、そこら辺が非常に不合理だと。私共はそういうことで、国や県に強く要望をしようということで、去年一昨年から、その話は進めておりますが、まだ、具体的なことは承っておりません。

しかし、それらをやはり強行に国や県に訴えることによって、これが実現出来ることを希望している訳でありまして、副村長の話では県の副知事も「何か考えないといけないよ」ということまでは言っているみたいですので、何か具体的なものが近いうちに出てくるんじゃないのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今のイントラネット、非常に発達した今の転機・企業ですけれども、そういった物には当然、便利な物にはお金がかかると、コストも掛かるということは皆さんよく分かってるんだろうと思いますが、本当に大きなお金がかかるということでは、自分は大変心配されると思うんですが、いくらかの、どのくらいかのそれが、これからの進行次第によって決まるんだろうと思いますが、大まかどんな感触。例えば今、約 50,000 千円ぐらいですか、じゃないかと言うようですけども、希望的観測的にですが、出来そうか。感触つかめてたら、また教えてください。

それから、これは本当に今話があったように、定住がやはり 1 番の力になるんじゃないかと、私個人も思ってるんですけども、後はやはりどういうふうにして、これをいち早く情報を流すかということが大事だと思うんですけども、その辺のアレもまた、計画・考え方があるならば、聞かせて頂ければと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

ランニングコストにつきましては、先程から先日で申し上げている通りなんですけれども、ただ、国にしましても、県にしましても、具体的にどれだけの額を支援してくれますということ等は、まだ無いです。

ただ、幸いにしまして、最近国の方が今の自民党の政策と言うんでしょうか。国の経済対策の政策と言うんでしょうか。かなり地方の方に重きのある財源支援をしてくれています。で、対前年度と比較致しまして、19 年度と比較致しまして、20 年度でも地方交付税で約 60,000 千円程本村は増えています。そういうもの等が、以前平成 12 年当時よりもかなり地方交付税落ち込んだものが、19 年度・20 年度という形で。

以前までの復活じゃないんですけども、内 2 年、大分復活しております。その結果として基金の方にも約 200,000 千円を超える、20 年度の方も積み立てしております。そういうもの等の財源は当然、積み立てるものが目的ではありませんので、こういう財源にも使えるということ等になっていくんじや

ないかと思っています。

それから、この事業そのものが完成するのが、22年の2月から3月時期になります。ただ、この住民向けのICT事業につきましては、いずれ近い内に既存の住民の方のアンケートを取らざるを得ません。今現在、200世帯の加入ということ等で、一応想定して212,000千円という事業費を、今一応想定している訳なんですけども、出来るだけ私共の方は多くの方に200人と言わずに、200世帯と言わずに、多くの方を加入して貰うということ等を、早く住民に情報を流して数値を把握していきたいと。

で、今後の新しい定住者につきましては、当然うちのホームページ等の中で、一応定住される場合は、3年間は基本料、あるいは設置費用については村の方で支援しますということ等を定住対策の柱という形で持っていけば、IターンなりUターンの方が増える可能性があるんじゃないかと思っています。

ただ、この作業につきましては、あくまでも21年の後半、あるいは22年の初めぐらいの情報提供になるのかなとは思っているところです。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

ブロードバンド整備が出来ますと、無限大の可能性が開かれてくるものと、私は思っております。特に、私が思うには医療の分野ですね。それと、教育環境の分野が非常に便利になるんじゃないだろうかと、私は思っております。特に、この医療が遅れている地域において遠隔医療とか、そういうものがやはり大事なんですよね。

ですから、こういうものを情報を集めて、早めに住民の皆さん方に、「便利なんですよ」というような情報を流してもらいたいと思っております。そうでないと、お年寄りが多いものですから、「ブロードバンドって、何なの」と、「どういうふうになるんですか」というのが結構あります。

ですから、そういうものを早い段階で、情報を流して欲しいと思っております。教育の方面も、そしてまた地域の特産品の販売網も情報で出来ます。

ですから、こういうことが便利になりますよということを早めに住民の皆さんに知らしめて欲しいと思っておりますので、そこら辺の考え方を聞きたいと思っております。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今回の事業で各診療所。それから、役場。それから、出張所、学校という形でネットワークを築く訳なんですけども。ただ、医療面については、最終的に医療機関とその専用の回線を結ばないことには、なかなか住民の医療の向上というものには繋がり難いだろうというのは感じております。

問題なのは、うちの専用回線の中に、例えば日赤病院辺りと仮に専用回線を結んだとなった場合に、その専用回線の費用というものがかなり発生しそうなことを聞いています。具体的にどの程度かということ等は、まだはっきり示されておりませんけども。

それからもう1つは、日赤病院側の方がそれに対応するかということ等の問題もあるかと思います。これはまた後日、担当課の方で日赤病院の方と詰めて採用することになっていくんじゃないかと思います。

それから、学校関係につきましては、今教育委員会を通じて、今のテレビ会議システムの中でも充分活用出来ますので。ただ、運用のものが今のところ4ヶ島の整備ということで、あと今年度3ヶ島整備されることによって、学校間の情報の共有化ということ等は、大分図れるんじゃないかなと思っています。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

この医療というものを、この離島にいつも自分たちが本当に早く格差の無い医療というものを、私たちは言い続けているんですが、これはどうしても出来ないと、駄目だと私は思っております。

ですから、日赤との交渉も私は「これは絶対実行して欲しい」と思っております。村長の考え方を、ちょっと聞きたいと思いますが。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

このブロードバンドを整備したことで、今おっしゃるような期待と言いましょうか、そういうのがある訳ですね。ところが、現実には遠隔医療というものについては、まず、その医師方でお医者さんが診察をするというのは、対面で見ると聞く・触る。これが基本になっている。ところが、遠隔医療の場合には、性能が高まれば見る・聞くは出来ると。でも、触るは出来ないというようなことがあります。

だから、そういう場合に「医師方でそれを診察して診てくれるかどうか」という、まず法律の問題がそこにあります。それから、もしそれが診れたとして、今の診療報酬制度とか、そういうもので誰がどういう形で追々手続きの負担をしていくかというような、そういう課題もあります。ですから、まず、この辺のところを解決して頂くてはいけません。そのことについて、総務省と厚労省で今、そういう遠隔医療だとか、そのブロードバンドを使った医療についての研究会があります。

ただ、今彼らが一生懸命やってるのは1対1の遠隔医療。要するに、例えば心臓外科の専門家が出て、ちょっと離れた所の地方の病院でその手術を必要になったと。その時に、こっちから同じ医者同士での通信において、外科手術を地方ですするというような。そういうことは今盛んに研究されております。

ところが、我々が求めているヘリコプターが飛べない、船も近寄れない。そこで、瀕死の重症の患者が出たと、どうしてくるのと。そこにだから、ブロードバンドを使って見る・聞くだけは出来るんだから、看護師がいるんだから。その中で何とか治療の方針を出して、それを何とか救っていくというような場合に、じゃあそれを見捨てるのと。ところが、今の医師法ではそのところは出来ていないんですよね。そういうところをどういう具合にしますかというような意味では、大変重い課題があって、なかなかそこに簡単に「うん、こうしよう」というような解決策はたぶん今すぐには見つからない。

ただ、そのところはしっかり研究して頂くてはいけないと。我々としては、そこに瀕死の患者が出た時に「何とか救って欲しい」という気持ちは誰にだってある訳ですから、これは離島住民であろうが、都市住民であろうが、それは同じ命ですから、そのところは何とかしてくださいよというような意味で、今のところまだ公式の方に、私も今後のこういう我々がやってる整備の中で、どのようなことが可能かというようなことが想定出来た範囲で、そういう段階で公式に注文付けていくというような、そういう段階を踏んでいかなきゃいけないだろうと思っております。

ただ、当面看護師が見る・聞く。そういう中で、当面的確な指示を頂けて、より今まで以上に正確なと言いましょうか。きちんとした診療が出来るようになることは事実だと思っておりますので、そういう意味で今後この遠隔医療というものについては、どうしても解決しなければならない課題ですけども、なかなか道のりは長いだろうと思っております。

そういう意味で、決して我々がこのブロードバンドを折角整備してる訳ですから、そのところは何とかクリア目標として絶対捨ててはいけない目標だとは思ってます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

厳しい話だとは思っております。現在でも遠隔医療というのは出来てますよね。やってるんじゃないんですか。日赤病院と関東では。やってますよね。ですから、やはりその命の大事さというものを訴えて、そのところ住民が安心して受けさせるような医療環境を早めに整備して欲しいと、私は思っておりますので、充分皆さん方の誠意を見せてもらえることを、お願いを申し上げます。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

先程総務課長の方からも説明がありました、そのランニングコストの将来的な確保というか、そういった部分において、例えば今近いうちに総選挙等も行われる中で、先程総務課長の説明の中にもありましたけれども、仮に政権交代とか、そういったことがあった場合においても間違い無くそういった形での国や県の補助がもらえるような形での部分で、最終的にはおそらく村長の政治的な手腕。そういったものが非常に大きなものになるのではないかと思いますので、そこら辺についてはこれまでに、村長にもそこら辺の確保についても努力をして頂きたいと思います。

それと、住民のブロードバンド加入の件についてアンケートを取るということなんですが、そういったアンケートを取る際に、より住民にとって身近で使い易いソフトの。今既存の物ではある物で対応出来る物があれば、それでも構わないでしょうし、より十島村の現状にあったような形の、そういったソフトの開発。そういったものも含めた形で住民に是非ブロードバンド加入して、「自宅からこんなことが出来ますよ」と夢が語れるようなものを示した上で、アンケート等を取って、少しでも加入世帯を増やしていけるような形での対応をして頂きたいと、そのように思いますので、そこら辺の考えについても伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

近いうちに選挙があるということ等で、当然今の政権与党が変われば、また国の政策も変わると思います。

ただ、本村の場合はそれを待つ訳にはいかないと思うんですね。これだけ、地域離島ということでの過疎化が進む中。そして、更にはこれ以上の情報格差があつては、もう本村の死活問題にもなってしまうということ等を考えれば、確かに 50,000 千円～40,000 千円のランニング費用というものは、かなり住民にとって大きな負担だと思います。しかし、それを待つ訳にはいかないということ等で、今回も走るしかないとは思っています。

それから、当然住民向けのブロードバンド整備に当たっては、住民の皆さん方が加入してもらわないと、全く絵に描いた餅ということになる訳ですので、私共は今回整備されることによって、住民にこういう形でプラス面がありますよと、メリットが出てきますよということ等は、当然メリット効果というものを前面に打ち出して、多くの方々に加入してもらいたいようなアンケート内容にしていきたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

政権交代があるか無いかの問題もあろうかと思いますけれども、極力政権が交代になってもこれは続けていかなければいけない問題でありますので、精一杯どのような政権が交代して、どのような構図が出来ていくのか。この予想はつきませんけれども、今民主党辺りが言っていることを聞きますと、何か行政の方を素通りにするような政策をするようなことも聞いておりますが、どういう形になるのか分かりませんが、離島のこうした格差のある地域を無駄遣いだとか、そういうことはおそらく言わないだろう。

そういうようなことで、政権が交代になっても精一杯努力をしなければいけない。そんなふうに思っておりますので、どんな形で今後国の様子が変わっていくのか。1つは大きな課題であろうと思っておりますが、そうしたことで頑張りたいと思っております。

○議長（日高通君）

これより、暫く休憩します。

協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 50 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 1、議案第 50 号、辺地に係る総合整備計画の変更についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより 5 分間休憩致します。

10 時 55 分にお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 2 議案第 51 号 過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件

○議長(日高通君)

日程第 2、議案第 51 号、過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第 51 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、過疎地域自立促進市町村計画の変更でございますが、本村の過疎地域自立促進市町村計画につきましては、過疎地域自立促進特別措置法、平成 12 年制定の規定に基づきまして、平成 17 年度から 21 年度までの 5 カ年計画として策定をしております。

今回の計画の変更につきましては、過疎法第 6 条第 6 項の規定によりまして、村議会の議決後、県知事を経由し、総務大臣に提出することとなっております。変更計画につきましては、例年当該年度の予算確定後、特に特定離島ふるさとおこし推進事業の確定を待って、本変更計画を行っているところであります。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、1 ページから 2 ページに記載する通りでございます。左段が変更前、現在の計画です。従いまして、今回変更分を右欄に掲げてございます。新規事業計画を 15 件、既存事業の内容変更を 3 件、産業の振興から自立促進事項までをそれぞれ促進施策

区分毎に変更したところでございます。

3 ページからの様式につきましては、過疎地域自立促進市町村計画の参考資料ですが、それぞれの事業名と事業費を記載しております。平成 20 年度までは実績、21 年度は予算額を計上しております。

それから、18 ページからの様式 3 につきましては、変更計画による各事業の理由事項を記載しておりますので、参考にして頂きたいと思います。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

水産振興業の中で、私の地域のことで誠に申し訳ないんですが、漁業振興、水産振興の中で船を大型化しつつあると。その中で船を引き上げる施設そのものが、今現在フォークリフトを使って引き上げてると。荷役用のフォークリフトを使って引き上げてる訳ですが、片方ではフォークリフトは使ってはいけない。かと言って、今度は巻き上げ施設そのものも無い。

それで、諸々こういう座談会の要望等も過去にも出してるんですが、そこら辺が全然見えてこないというのはどういう理由なのかなというような思いがします。

雑談では何回か語ったことがあります、どのような考え方。ここには座談会等でしばしば話を聞く中で、住民の要望そのものは順番を付けて、そして急ぐやつから先に予算化してくんだというような話も、度々座談会等でも話してる訳です。

この流れから見ると住民からの、ここだけの事業ではないですが、これだけじゃないんですが、本当に住民の要望に答えてるのかなという思いがしますので、その点についての取扱いの考え方を伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今議員さんの言われたことは、今回諏訪之瀬島の方に巻き上げ施設を計画してるということの関連だと思います。

村政座談会においても、大分昔から諏訪之瀬島の方も、そうした巻き上げ施設を造ってくれというふうで、色々村としても検討はずっと続けてたんですけど、まだ平島からも似たような要望がございまして、どちらの方を先行しようかというふうで色々考えてたんですけど、やはり平島の方がちょっと、地元の要望というか、大分巻き上げ施設そのものが、鹿児島にも例の無いエスカレーター式みたいな感じのやつを提案してるようでございまして、事業費とかそういうのを調べたところ、大分上がるということでした。

で、諏訪之瀬島の方もやはり当初は考えてたんですけど、場所とかそういうのが無くて、今回切石港の奥の方に、どうかして用地が確保出来そうでしたので、諏訪之瀬島に決定した経緯でございます。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番(用澤満男君)

座談会等で要望してるのは間違いは無い。ただし、フォークリフトを使っちゃ駄目だというような現実がそこにある訳ですよ。そうしたら、船を引き上げるものが何も無いんですよ、そこに。それでは、どうして船を引き上げるのと言った時に、そこら辺を。船舶関係と経済課とは、今は同じ課になっているでしょう。そこら辺の意思疎通が図れてないのかな。現実にはフォークリフト使わなければ、引き上げることは出来ないんです。台風が来てもそのままという形になるんですね。そこら辺も含めて、早急に何らかの対策を講じなければいけないんじゃないかなと思うんですが、その点については。

諏訪之瀬島は現在、巻き上げ施設は任地があるんだよね。アレを使ってはいけないとか、そういうことじゃないんですよ。平島の場合には、フォークリフトは使ってはいけないという、そういう話が

出てきたものだから、急遽それは急がなきゃいけないのかなという思いがするんですが、出来るまではフォークリフトも使わざるを得ない。そういうふうに捉えて宜しいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

船を上げる、そういう手立てが無ければそれはもう特例で、確かな（聞き取り不能）無いんではないかと思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

この計画は 21 年度までの記載のようですので、後年度の分については記載はされていないというのが、まず 1 つ。それから、先程からフォークリフトの関係ですけれども、用澤議員の方から、過去にも今荷役中の平島にある物については、そういう措置をしてるんだそうですけれども、それが世間辺りに出した時の対応として、本船に積んでる物をフォークリフトの先ちょに穴を開けて欲しいというような要望も頂きましたけれども、船舶の関係者と協議したところが、「フォークリフトは荷物を持ち上げるもので、引っ張る物ではない」というようなこと等の指摘を過去にも受けてるというようなことで、なかなか話し合いが進んでおりません。

そういうようなことで、他にそこに穴を開けなくても引っ張るところがあるんじゃないのと言って、そのような協議もしましたけれども、何か後向きですかね。何処かにはあるんだということですが、そこら辺りをまた検討して頂ければありがたいなと思うんですけれども。それが不可能であれば、本船に搭載のフォークリフトについては、そういう手立ては出来ないと。こういうような状況であります。先程も今使っている、平島にある分については、先程も話がありましたように、もう既に使ってる訳ですので、そういう形で一応は忍びをして頂きたいなと、そういうふうに思っております。

それから、ご要望の船巻き上げの関係については、過去にも担当に「熊本の天草まで行って、見てこい」と、「あの方式を希望しているんだ」と。ですから、平島の場合は用地が非常に狭い関係で、そういうものが出来るのか、出来ないのか。そこらをきちんと整理をなさないと、そういう指示をしておきましたけれども、今回はそこらを聞いてきておりません。

私も出来れば、大変、施設が込み入っていると行って良いんですかね。そういうことですので、出来れば、行ってなければ一緒に行って見てきたいなと、そういうふうに思っておりますので、暫く猶予を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

この 5 ページに、温泉センターで悪石島・小宝島というふうに記載しておりますが、これはもう既に 20 年ですかね。悪石島が主ということではないかというふうに理解するんですが、ここに小宝島地区というふうに入っておりますので、あえて記載と思っております。

議会前に小宝島温泉保養センターについての指導と言いますか。強いてはもうちょっと、使われていないと。5 年ほど使われていないということでもあります。原因は、一応業者ですかね。聞いて、こういうことで使えないということのようです。今現在、露天、まあ既存と言いますか。物を使って、私も昨日 6 時頃、朝早く行ったんですけども、将来的にも保養センターの温泉については、どのように考えておられるのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

小宝島の温泉施設につきましては、蒸気ですか。その蒸気がどうも一定しないと、出ている所がちこち移ったりして、なかなか活用が出来ないという状況にあります。今あそこの、露天の方には今シャワーの方を設置しております。

また、担当が言うには、なかなか蒸気の方が安定していかないものですから、その温泉活用が出来ないということです。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

折角、平成6年ですか。立派な保養センターというのが出来て、残念ながらそういう事情で、そこが温泉センターとして使えないという訳ですけど、まあ、5年ぐらい使えないということなんですけども。今説明があったもの、私もその説明経過等を持っておりますが、今説明があった通りだと思うんですが、座談会でも地元で色々聞きますと、座談会でも話はしてるんだけど出来ないというふうに言われたと。

その理由はたぶん、お金が無いからだろうというふうに聞いております。それはそれとして、新しくボーリング等をするにあつたぐらいなお金が掛かることも、住民の皆さんもよくご存知だと。お金がかかるということも充分理解されてるようですが、他に方法は無いのかと。

というのは、露天。冬場、皆さんよく考えて頂きたいと思うんですよ。副村長も村長も行かれたと思いますけれど、今の時期ならそれでも充分使えると思うんですよ。この真冬にあの場所に、特に高齢の方が温泉に裸になって入る。非常に厳しい情景じゃないかというふうに思います。副村長も話をしていました。「非常に良い温泉だ」と。確かに、その通りだと。勿論、露天はその点で自由な通り致すことは考えなければなりません。

しかしながら、ある保養センターをボーリング意外に使うことは出来ないのかということ、検討したことは無いのか。そういうものが過去にあったのであれば、話を聞かせてください。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

先程、経済課長の方からも話がありましたように、当初は非常にその蒸気で良かった訳ですけども、これがもうあっちこっちに移動して1つの吹き出しが統一されない。そういうような状況の中で、何回も過去には修理をしたり、また、掘削をし直したりというようなことでやりましたけれども、これがなかなか身にならなかった経緯があります。

そういうようなことで今、湯泊のあそこに出ております、あの湯を引くことは出来ないのか。それから、湯泊のちょうど降り口のあそこにボコボコやってる溜りがあるんですけども、あれに海水、あるいは水を貯めて、その熱で沸かしたものを引っ張る方法は出来ないか。そういう検討もしてみました。だけど、やはり温泉場に引くということになりますと、おそらく水量が足りないだろうと。そういうようなことで、水道屋にも量の計算もしてもらいましたけれども、そういうことで、どうもあそこをやっても、それだけの対応は出来ないだろうと。こういうようなことになっております。

昨日も何とか、「もうそれが駄目であるならば、何か他に活用は出来ないのか」ということで、総務課長とも語った訳ですが、何か話を聞くと太陽ソーラーかなんか送っているんですかね。ですから、そういうもの辺りでシャワーでも活用が出来るような取り組み、そういうことが出来れば何とか冬場は浸からないと。やはりシャワーでは、ちょっと無理かもしれませんが、ソーラー辺りで活用が出来るのであれば、もうちょっとその数を増やして風呂にするとか、そういうのは可能ではないのかなと思っておりますが、もうちょっと検討をやはりしなければいけないし、地元との協議を重ねる必要があろうかと、そういうふうに思っております。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

私も色々この話を聞いてから、業者等々、ある程度専門の方だと思いますが、聞きました。霧島にも、今村長が言われた通り、沼ですか。ブツブツしてる所を利用してる。霧島にも何箇所か。何箇所かという、かなりあるそうなんです。まあ、私もそれを是非見に行つて、9月まで、定例会辺りまでにはそれを見に行きたいと。そしてまた、そのことをお話ししようかなと思って。確実な情報を持っておりませんが、今言われたあそこを利用することは可能だというふうに聞いております。

ただ、私もビックリしたんですけど、前来た時は何か水位が付いてますかね。あれが非常に高い印象を持ってましたけど、今度来て見ますと下がってるような感じが致しますが、見に行きますと、それは結構あるんだというふうに聞きました。あそこに木の枠を、特殊というか松材らしいんですけど、

そういうもので囲って、今村長が言われたように海水が入り込むと。一応それをポンプアップと。

海水は今、確か止まっている淡水化のたぶん流し込んでるんだと思いますけども、それを利用して、そこへ流し込んで、それでポンプアップするというようなことを聞きましたが、しかしあっちの方も持っておりませんので、改めてまたそのことはアレしたいと思いますが、もう1つ、下にその2つを潮の中で階段を作っていると。確かに階段がありました。昔は無かったと思いますが、アレがやはりまた、相当足場が悪いというふうに聞いております。特に郡のことですね。で、何かの中の方法をしてもらいたいと。

そういう気にして貰いたいというふうに思ってますので、色々検討をしてもらいたいというふうに思います。その方法については、また、私もある程度の資料を出来れば情報を集めて、もう1回、次の定例会で自分の知ってる情報を、また出せたらなというふうに思ってます。

もう1点、宝島の中原線。これも21年度ですかね、計画。これは全長どのくらいになるんですかね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中原線のコンクリート舗装工事という、備考欄の方に村単独で書いている分でございます。全長340m。これは村単独じゃなくて（聞き取り不能）。

宿の方でもそういう情報が入りまして、早速現地を見に行ったところが、高齢者の方には大分きついという感じです。手摺等が必要じゃないのかなと、現地を見て考えましたので、また何かの折に予算でも計上しまして、安全対策を講じたいと思っております。

○議長（日高通君）

平田傳義君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但し書きの規定によって、特に発言を許可します。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

一応、何らかの対策をするということですので、これが勿論、財源、必要だと思います。しかし、やはり場所がああいう場所ですので、出来るだけ早くやるというのが重要だと思います。安全対策を、階段もたぶん改良するとか、地元によく相談して治水等々出来るだけ早急にするように要請しておきます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

3点ほどありますけれども、1番目に定期船のバリアフリーを17年度に行っておりますよね。エレベーターを降りてからの升降機があるんですけども、先月でしたかね。たまたま上った折、身障者を私が連れて下りようと思いました。そうしたら、船員の方が「おかしい、おかしい」と言って、待たされることが20分ぐらいでした。「そこで待ってください」ということで、長い間待たされて降りることも出来なかったという事例がありました。で、やはり船員の皆さん方が全員、升降機を取扱いが出来るような体制を作って欲しいと、私は考えます。

で、もう1点が、身障者用のトイレに花を、多い時はいっぱいあるんですよね。身障者をやはり車椅子を押してトイレに入ります。あれもちょっとどうかなと、私は思っておりますので。花のやはり専用の置き場なり、コンテナ等を整備を図ってもらいたいと思っております。

2点目ですね。教育費ですよ。浄化槽が当時の住宅に6機整備ということでもありますけれども、他にも未整備の地域があるのか伺いたいですね。

それと最後に、特産品の宣伝対策費ですね。NPOに委託ということを聞いておりますけれども、どのような経過で事業を行っていくのか、説明を願いたい。特産品の宣伝販売につきましても、長年言い続けてるんですけども、NPOに丸投げをするのではなくて、村のトップの皆さんが本腰を入れて、こういう特産品の宣伝販売というものを行ってもらいたいと私は考えております。

近年、なかなか皆さん方は、事務処理に追われて、そういう特産品の販売とか宣伝等に少し興味が無くなったのかなと、私は考えております。で、村長、トップですから、もう少し元気を出して、ト

カラの特産品をPRして、もっともっと売り込んで欲しいと私は思っておりますので、そこら辺の意気込みを聞きたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、1点目のバリアフリーのエレベーターの故障の件でございます。これは私の方にまだ報告が入っていないので、早速その原因等を調べまして、なぜ20分も客を待たせたかというふうにして、改善を進めて参りたいと思います。

それから、身障者用のトイレの所に花を置いているということ。やはりそういうことがあれば、車椅子とかそういうのなんかに邪魔になりますので、そういうこともまたしまの船員と、それから、航路対策室ですね。集めて検討したいと、思っております。

それから、4番目の、トカラの伝統づくりのNPOの件でございます。これは特定離島ふるさとおこし推進事業というのに、こちらの方でもやはり申請致す関係上、そのNPOに丸投げするようなことは出来ませんので、担当職員とちゃんと、NPOさんと話をして、完全なPR活動に進めていきたいと思っております。中身としましては、筍と田芋のつわぶき等の農産物がある訳ですので、その食材として活用されていることから、付加価値も高めながら販売戦略を行っていかうという計画でございます。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

教育施設の関係でございますが、教職員住宅の浄化槽設置、小宝島、本年度21年度特定離島で実施致します。全島7校の建築の部分につきまして、小宝島の6棟が完成しますと、全ての学校が浄化槽を設置が出来たということになります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

特産品の関係が出ましたので申し上げますけれども、私共は決して特産品の関係について無頓着ということではありません。ただ、以前はそうした関係。特に、取り扱う人たちもいなくて、MBCがやっていた、ああいうものに出したりして、PRをした経緯もありますけれども、出してもらえ物が限られておりましたので、それらのイベント辺りも、今のところは参加をしていないのが実状です。

従って、今取り扱っておりますNPOの皆さんが一生懸命やって頂いておりますので、彼らに頼りきっているという訳ではありませんけれども、一応の販売等を庁舎を提供してやっておりますから、そこに届く品物程度なのかなと。特に、その量を多くする販売出来るような農畜産・農林漁業の品物については、また特別に村が関係をして販売をしているということですので、そこに店を出してやっていることによって、やはり大きな効果はあるのではないのかなと、そういうふうに思っております。私共も努めて、島の品物を買うということで、特に私は塩とめんつゆですか。そういうような物については、よそでは買わないというようなことで、また、あちこちで話題になることもありますので、大いにそういう場を借りてPRはしているつもりでおります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

十島村の昇降機ですか。1回じゃないんですよね。過去においても何回もありますから、厳重に対策してください。

最後の特産品の販売の件ですけれども、やはり景気が低迷中でありますので、住民の皆さんの雇用対策にもなるんですよね。つわを10kg送ったら6千円になるとか、そういう現金の取扱いにもなりますから、本腰を入れてPRを図ってもらいたいと思っております。

特産品と言ってもいっぱいあるんですけれども、販売後の流通の開拓を図らないと駄目だと思います。ですから、皆さん方が東京とか大阪とか行った折に、十島村の特産品を持って行って、そこで皆さんにPRを図るとか、そしてまた村の事業で特産品の、そういうものを組み込んで、そういうもの

をするとか。やはり本腰を入れないと、私は特産品は長続きはしないと思っておりますので、住民と一体となって対策を図ってもらいたいと考えております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

19年度実施している吹流し工事の件なんですけど、消防施設ですね。この前もヘリポートへ行ってみたんですが、全然役に立たないというか、「何であんな吹流しを立てたのかな」って、今思ってるんですが、この前、水道工事で来たパイロットの方も言っていました。それ全然役に立たない物だから自分たちで判断して動いている。で、やはり危険を伴うので早急に改善すべきじゃないかなと思いますね。

それと、水産振興事業。悪石島の製氷施設なんですけど、これはいつ頃着工というか、取り替える計画をしていますか。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今初めて私も聞くことなんですけども、各島にはそれぞれの十島村消防団の分団長ということを配置しております。その中で何か消防施設等で不備があった場合には、必ず報告するようにということは毎年実施します分団長会議の中で連絡を取っているんですけども、担当に来てるのかどうか分かりませんが、私の方までは来ておりません。また、皆既日食まで、来月に控える中でヘリポートの活用というのは、特に悪石島辺りは出ますので、そこは早急に対応致します。

それから、この分団長会議で3年に1度の割合で分団長という役職の方が変わる訳なんですけども、こういうケースがよくあります。で、分団長会議の中では報告の義務を課しているんですけども、なかなか残念ながら報告が届かないということ等は、私共の方の指導が徹底されていないということがありますので、今月の28日、29日ですかね。今月最終の月曜日に分団長会議を予定しておりますので、その際にも徹底した連絡義務等を周知していきたいと思います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

悪石島の製氷施設の件でございます。これは今のところは、大体設計の方は終わってるようですので、今月を目途に早めに発注したいと思っております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

教育振興の部分で、小宝島が1番最後に体育館の整備の部分が残っている訳ですが、今小宝島においては児童生徒数も8名と、他島に比べましても、一生懸命地域一丸となって、学校存続等に頑張っておられるという部分において、そういった中で児童生徒の皆さんが、施設整備がなかなか遅れている中で、教育の現場においても、教育活動にも制限を受けているというか、なかなか事業においても、色々弊害が出ているかと思っています。そういった中で地域に取りましても、非常に大きな文化盛衰になるかと思っています。そういった部分で色んな問題をクリアしていかなければ、実現に向けては厳しいもの分かっておりますが、今後の村としての考え方を伺いたい。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

最後の、小宝島の体育館建設の構想についてでございます。現在の過疎計画の中では、21年度というところの項目に一応載っております。これは、財源的な問題もありまして、諏訪之瀬島の着工につきましても、丸2年程遅れて着工した部分もありまして、たぶん工期の部分では、また新たに計画を練り直して載せることになるかと思っています。現時点では、いつという判断は出来ませんが、補助の要件。まずは、隣接地等の地権の関係ですね。

それから、土地の関係。そういったもの等の部分が先にクリア出来れば、それなりに教育振興計画の中の計画で、真っ先に教育委員会とすれば優先順位は1番という形で整備されるものだと思っております。まずは住民の方とも話す場を持ち、場所を選定し、それから進めていきたいと思っております。

ですから、今年度の着工なり、そういった部分ではお約束出来ませんが、来年度以降、22、23。こういった形で、徐々に煮つまってくるのではないかと、教育委員会の方では思っております。

○議長(日高通君)

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

諸問題をクリア、早急に出来る様な形で努力をして頂きたいと。児童生徒の皆さんも地域の皆さんも待ち望んでいる施設だと思っております。今後、執行部として精一杯の努力を期待しております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番(平泉二太君)

この施設なんですが、5か島整備されているんですけど、他の2島については考えていないのかどうか、お願いします。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

これは19年度までで5か島整備したということでございますね。これは、あと中之島だけで。中之島の方も近々調査に入るということでございます。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第51号、過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第2、議案第51号、過疎地域自立促進市町村計画の変更についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより昼食の為、休憩致します。

午後は1時30分に、お集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第3 議案第52号 平成21年度十島村一般会計補正予算第1号についての件

○議長(日高通君)

日程第3、議案第52号、平成21年度十島村一般会計補正予算第1号についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第52号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、平成21年度十島村一般会計補正予算第1号でございます。

2ページの予算書ですけれども、一般会計補正予算第1号につきましては、当初予算に633,777千円を追加致しまして、歳入・歳出の予算総額が3,743,566千円と定めてございます。今回の補正予算の主なものにつきましては、国の経済危機対策を受けた事業と致しまして、住民向けのブロードバンド整備となる情報通信基盤整備事業、216,898千円。

それから、学校情報通信技術環境整備事業40,038千円と、今年度の特定離島ふるさとおこし推進事業が確定した為に、当初予算に計上の残り分の事業費277,367千円。それと、『ななしま2』の主機関係換装工事70,000千円が、主なものとなっております。

それでは、歳入から順次ご説明を申し上げますが、まず、11ページから15ページが歳入関係になっておりますので、11ページから順に説明を申し上げます。

まず、村税につきましては、10,712千円を増額しております。増額の主な要因は、個人村民税の特別徴収分が確定したことによる、1,439千円と過年度滞納繰越分の713千円。それから、固定資産税で償却資産分の課税対象資産が急増した為に、7,834千円が主なものとなっております。

2つ目の地方交付税につきましては、財源調整の関係から普通交付税を62,000千円措置しております。

次に、使用料及び手数料では、診療所の使用料及び村営住宅使用料の過年度収入分と、教員住宅収入の現年分等を1,109千円増額してございます。

次に、12ページの国庫支出金につきましては、334,656千円を増額しております。住民向けのブロードバンド整備となる情報通信基盤整備事業として、72,299千円。これは3分の1の補助であります。

それから、名瀬寄港増便対策である地域公共交通活性化・再生事業、18,182千円。これは100%の補助でございます。国の21年度追加経済対策分として、地域活性化・経済危機対策臨時交付金と同公共投資臨時交付金。これが設けられたことから、事業計画に基づく財源を114,000千円と130,139千円を、それぞれ措置しております。

次に、県支出金につきましては、171,547千円を増額計上しており、ほとんど特定離島ふるさとおこし推進事業の補助確定分でございます。

それから、総務費の補助金で、緊急雇用創出臨時特例基金補助金3,775千円を計上しているものにつきましては、本庁の臨時職員の雇用に対する財源として措置したものでございます。

特定離島事業の補助金の内訳は、中之島地区塵芥処理車の導入、中之島地区生活改善施設整備、牧道川之上線整備、宝島地区の畜産振興施設整備、宝島漁船上架施設整備。

それから、東之浜港及び小宝島港防舷材整備、小宝島地区の教員住宅浄化槽の整備、口之島・諏訪之瀬島・悪石島地区学校の校舎・渡り廊下整備等で219,991千円を計上してございます。

それからまた減額分として、飼料基盤活用促進事業につきましては、今年度国庫事業を見送ることから32,727千円を減額してございます。

14ページの財産収入は、過年度分の旧庁舎貸付収入分で1,248千円を計上してございます。

次に、繰入金につきましては、介護保険会計の前年度精算処理による繰入金を506千円。昨年の第4四半期、9月から12月分の子牛セリ価格が暴落したことから、価格補償の為に肉用牛子牛価格安定

基金から 1,280 千円を繰り入れるものでございます。繰越金につきましては、平成 20 年度実質収支額の中から、基金繰入 29,000 千円を除いた額を、今回の補正財源として 28,706 千円を繰り入れたものでございます。

諸収入につきましては、7,602 千円の増額でございます。内訳は、過年度分の定住促進貸付金 855 千円、防災行政無線の落雷災害保険金が 787 千円、過年度分の県有牛貸付償還金 882 千円と各種施設の増設並びに補修等に対する受益者負担金 5,078 千円を計上してございます。

それから、15 ページの村債につきましては、村民向けの情報通信基盤整備事業の国庫補助分に辺地対策事業債を充当する為、14,400 千円を計上してございます。

次に、16 ページから 32 ページにかけて歳出を掲示してございますが、まず、16 ページの議会費につきましては、村内議会開催に伴う職員の旅費等を 39 千円計上しております。総務費は、252,414 千円の増額でございます。主なものは、17 ページの財産管理費の委託料において、鹿児島大学学術情報基盤センターが実証実験中のコミュニティーブロードバンドを、口之島地区に導入する為の経費 1,000 千円。工事請負費で本庁舎の空調施設が、築 30 年近くとなっております、機能不全状態となりつつあることから、換装工事として 7,875 千円。

それから、備品購入費で職員用のパソコン入れ替えが 2,211 千円を計上してございます。

また、18 ページの企画費で、住民向け的高速インターネット環境整備となる情報通信基盤整備推進事業 216,898 千円。国庫補助事業の地域イントラネット基盤整備事業で、一部補助対象外になるのではと思われるテレビ会議。

それから、議会中継・港湾監視・気象情報システムのアプリケーション開発等経費は、単独で整備するための事業費で 5,388 千円。歳入でもご説明申し上げました、地域公共交通活性化事業 18,182 千円を計上しております。

19 ページの民生費につきましては、民生委員の選任換えの経費と介護保険特別会計への財源繰出を 1,087 千円措置してございます。衛生費につきましては、14,836 千円を増額しております。主なものは、20 ページの保健衛生総務費において、工事請負費で小宝島診療所のトイレのタイル落下の補修費 1,394 千円、繰出金で簡易水道会計の財政支援分として 3,065 千円、環境衛生費でブヨ駆除の特定離島事業対象外経費 392 千円を計上してございます。

また、塵芥処理費については、村内の最終ゴミ処分場 8 箇所に投棄禁止の看板設置費 336 千円、備品購入費で中之島地区塵芥処理車・し尿処理車導入を 9,751 千円の事業費で計画しております。

21 ページからの農業水産業費については、36,365 千円を計上しております。農業委員会費で 9,973 千円減額しておりますのは、本年 3 月 31 日付で退職した職員が発生したものであります。農業振興費の備品購入費で 19,278 千円を計上しておりますのは、現在建築中の中之島コミュニティーセンター内に生活改善施設を設置しようとするものでありますが、この施設の備品類を特定離島事業を活用して整備するものでございます。

22 ページからの畜産業費においては、飼料基盤活用促進事業を当初計画していたところでございますが、一連の会計検査の関係で、その事後処理等で申請事務が出来なかったこと等から、事業費を減額しております。しかし、畜産振興に支障が無いように村単独草地事業として、全島対象に 13,988 千円を措置してございます。

23 ページの工事請負費で、諏訪之瀬島川之上地区牧道整備と宝島地区の畜産振興用の機械格納庫整備を 24,270 千円。備品購入費で畜産振興用の機械を宝島地区に 2,878 千円を特定離島事業で計画をしてございます。

また、24 ページの負担金補助で肉用牛子牛価格安定化基金を活用して、歳入でも説明申し上げました通り、昨年第 4 四半期の子牛価格暴落に対し、149 頭分を対象と致しまして、補給金を交付する為に 1,280 千円を計上してございます。

林業振興費は、林道口之島線の整備箇所をセランマ温泉側から施工する為に、設計管理費に工事請負費から組み替えを行っております。

水産振興費につきましては、宝島地区の漁船上架施設整備 13,388 千円と小宝島製氷施設補修・諏訪之瀬島元浦港デリック補修費等を計上しております。

25 ページからの観光費につきましては、87,306 千円を計上しております。主なものは、皆既日食対策事業と致しまして、最終ゴミ処分場の覆土処理・安全対策集落内観光施設等の清掃等経費で

13,211 千円を見込んでおります。

また、26 ページで、先の議会でも協議を致しました『ななしま 2』の機関換装事業として、設計・管理を含め 73,486 千円を措置しております。

27 ページからの土木費につきましては、162,821 千円を増額してございます。港湾管理費の工事請負費で平島東之浜港・小宝島港防舷材整備で 25,000 千円。諏訪之瀬島元浦港の防波堤整備と切石港の船上場整備で 133,255 千円を特定離島事業で実施するものでございます。また、人件費の増減は人事異動に伴い、調整をしたものであります。

28 ページの住宅費で、村営住宅のドア等補修経費で 901 千円を計上しております。消防費は消防ホースの購入費を含め、722 千円を増額してございます。

29 ページから教育費につきましては、72,602 千円を増額してございます。主なものは事務局費の委託料で、山海留学生の増加等に伴い、1,344 千円を増額し、今年度の山海留学事業は 8,448 千円となっております。工事請負費につきましては、小宝島地区教員住宅 6 棟分の浄化槽整備として、14,791 千円を計上してございます。

30 ページの小学校管理費で、校舎の渡り廊下設置事業、口之島・諏訪之瀬島・悪石島、13,602 千円と、特定離島事業等で計画している事業の設計委託料 1,387 千円を計上してございます。中学校の教育振興費で、国の追加経済対策事業を活用して、学校の情報通信技術環境整備に取り組むこととしてデジタルテレビ。それから、電子黒板、教員・児童生徒のパソコン等の整備。それから、校内ラン工事等で 40,038 千円を予算措置しております。

その他につきましては、児童生徒の増加により関係経費を増額しております。災害復旧費につきましては、中之島キン岳の防災行政無線施設が落雷災害を受けたことに伴いまして、その復旧事業として 788 千円を計上してございます。予備費として、4,797 千円を増額してございます。

次に、7 ページに戻りまして、繰越明許費の補正として『ななしま 2』の主機関換装事業で工期が今年度を超える可能性があることから、繰越議決を受けようとするものでございます。

地方債の補正につきましては、8 ページに記載してございますが、地方債の補正を第 5 条で行っている訳ですけれども、住民向け情報通信基盤整備事業の国庫補助裏分を辺地対策事業債を充当する為に、地方債補正を行うものでございます。尚、現時点の本年度地方債は 404,500 千円となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3 番、前田功一君。

○3 番(前田功一君)

これは 3 月 1 回にもちょっと、たぶん私は言ったような記憶があるんですが、各島にある色んな施設。水産施設ですね。水産施設だけに関わらず、今回も製氷施設やら浄化施設等の工事をするに当たり、受益者負担金というのがあがってきている訳ですが、確か 3 月にも、「これのあり方を、もうちょっと考えて頂けないかな」という話をしたと思うんですが、その辺りの話を執行部の方でされたのかどうか。このまま、そのままの考え方で、今まで通りのやり方で、やはり受益者そのものの負担をして頂くという考え方でいくのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

利益を伴う施設につきましては、受益者負担を取りましょうということ等は、議会と執行部の間で数年前に決めたかと思うんですね。数年前と言いましても、19 年度事業からでなかったかと思うんですけれども、そういう形で特定離島事業でいきますと、村負担の 4 分の 1、25%を受益者から頂きましょうということ等で、19 年度から今日まで来ているということ等で住民並びに議会にも、これまで説明してきたということになります。

それに伴って今回の補正の方にも、雑入の中での受け入れということ等は措置しています。

○議長(日高通君)

3 番、前田功一君。

○3 番（前田功一君）

確かに、議会でもそのような話し合いがあつて、それで良いんじゃないかという話だったんですが、実際にこういう施設を運営していくので1つの例としてですが、製氷等、私なんかは運営している訳ですが、黒字になるということが、まず無いんですね。当初は良いんですが、だんだん機械が老朽化してきますと効率が悪くなる所以もあつて、どっちかというところ赤字経営にほぼ近い状態になってしまうと。だからまず、お金はその機器の維持費にほとんど飛んでしまつて、プールするお金が無い状況にあるというのがどこの島の施設を聞いても、たぶんそうであると思う訳ですね。

だから、その施設自体が莫大な、それなりの利益を上げているのであれば、私もそれで良いと思うんですが、やはりそうでない所は今まで通りでやるのはどうかなと。それをまたもう1つやる条件の1つとして、毎年運営状況等を提出するようになってますよね。それをちゃんとやってる所に関しては、ちゃんと一考をして頂ければなというような気持ちがあるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに議員が言われますように、老朽化の施設についての補修というのは、相当な額の支出が伴うんじゃないかと思います。例えば、今回宝島の関係の部分でも、水産関係施設で約370千円程の負担ということになるかと思つてます。

それ以外にも、悪石島。それから、小宝島でも水産関連施設の補修ということ等で、受益者負担というものが出てきている訳なんですけども、考え方は色々あるかと思うんですけども、例えば受益の対象人員といいましょうか、組合の人員が何名程度で組織されているかにも寄り切るかと思うんですけども、補修用の為のいくらかの積立金みたいなものも、その受益者の方でやる必要があるんじゃないかなと思うんですね。

ただ、先程のような形で300千円、400千円。高額ということ等もかなり大きなものが出てくるかと思つたので、ここはまたいずれかの場を変えて、何らかのどういう形が良いのかということ等は協議する必要はあるかと思つた。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

雇用対策なんですけれども、国の方から緊急の雇用創出の臨時というものは、交付ということでありまして、住民の生活ですね。直接住民の生活にかかってくる対策は、全然この中に入っていないんですね。というのは、毎日生活が厳しいんですよ。12月ね。

工事関係の予算をいいますと、年間に半年しかないのが現状です。4月から8月お盆までの間が、全く遊んでる状態なんですよね。その間を村としてももう少し状況を見極めて、村道辺りの維持管理ですね。そういう対策とかですね。

そして、日食関係で伐採がありますけれども、500千円程度ですかね。ありますけれども、やはり半年飛んでいく経済も生活が成り立っていないのが現状なんですよ。

ですから、昨年決算委員会でも私は言っておりますけれども、村長は「村の方で出来る範囲で出来ます」と回答をしたことを、私は覚えておりますけれども、もう少し住民の苦しい痛みを予算に表してもらいたいと思っております。そこら辺の回答を願います。

もう1点が、畜産関係の事業が中止ということで、畜産農家の皆さんがJAから飼料等を取っておりますけれども、一部供給を止めるという文章等が入っております。その厳しい経済、畜産の厳しい中において、村として緊急の貸付金を出してもらった方が良いんじゃないかならうかと思っております。

牛を飼うには、それだけの経費がいる訳で、売値と飼料等の購入がアンバランスなんですよね。牛は売るけれども、飼料代が入らないというような、非常に緊迫した状態にありますので、なにか良い対策を講じてもらいたいと思っております。

もう1点がですね、資料を頂いておりますけれども、バックホウの件なんです。村に2台のバック

ホウがありますよね。13年と14年に購入しておりますよね。8年ぐらい経っておりますけれども、これが以前牧野の方で使いまして、チョッパーを付けて草地を伐採を行っておりますけれども、このバックホウの能力とチョッパーの重量が、私は適正であるとは思っていません。チョッパーが重量が重いものですから、バックホウの方に非常に負担がかかって、旋回の時のモーターとかギア関係が焼けておるといのが現状だと思っております。そこら辺をやはり専門家と取り合わせて、適正であるかどうか確めて欲しいと思っております。

また、オペレーターの関係も、やはり熟練したオペレーターに使わせるというような方向性をはっきりと出して、日報とか、解れとか、点検の整備等も徹底した管理を行って欲しいと思っております。

そこら辺の回答を願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

雇用対策かどうか分かりませんが、一応予算の関係をちょっとだけ説明致します。集落内の村道等を中心にしてます賃金につきましては、当初予算で例年ですと、その道路延長等での判断で1,500千円程組むものを別個に、今回当初予算で3,500千円計上しております。

それから、今回の補正の中で、また、皆既日食の関連ということもありまして、更に3,500千円、一応周辺の清掃経費ということ等で予算措置をしております。

それから、国の方の緊急雇用の基金創出の関係なんですけれども、先程村長の説明の中にありますように、本村の場合、事務職員を雇用する為の財源ということで、今回3,500千円程度の予算措置をしております。更には、飼料基盤の国庫事業等を取り止めるということ等で、整理中なんですけれども、そのカバーをする財源を一般財源で13,000千円程この予算に乗せている訳なんですけれども、これも国の緊急雇用のふるさと雇用再生事業という基金の中で、一応充てたいということ等で考えているところです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

飼料等の出荷を止めるというふうにJAさんが、これは未納の方ですよ。滞納されてる方ですよ。通常、JAの方も再三に渡って請求をするんだけど、それを未納になるということだと思います。

今回、国庫補助事業の団草事業をやめたことに対しまして、村としては単独の草地改良事業で賃金もちゃんと組んでありますので、各島既に面積によって賃金等も割り振っておりますので、この予算が通り次第、また、畜産組合の方にはそういう飼料を渡しまして、賃金等の、それでもっていくらかは賄われるんじゃないかと思っております。

それから、バックホウの件でございます。これは、聞いてみれば大分各島から「バックホウを送ってくれ」と言っていて、送ったら「前の島ではどういう使い方をしてたんだ」と。もう全然旋回も切れなくなっていると。そういう状態で、「また、そういうのを送られたな」等で色々聞いてみれば、ブッシュチョッパーそのものというのも勿論、先が重いですから、あれは大体そんなに傾斜の強いところで使ったりすれば自然と、前が重い訳ですので、旋回も利かなくなると。そういう大分無理をしてるんじゃないかと。

で、重機を買った購入先に相談してみれば、この大きさにこのチョッパーはちょうどなんだと。ちょうどだけど、使い方そのものが大分傾斜のきつい所で使って、荒い乗り方をしてるなというふうに聞いております。

やはり、チョッパーそのものというのも先が重いですので、そういうことを勘案したりして、なるべく平坦な所はブッシュチョッパーでやって、そういう急傾斜の所は人力でやれるような形を取った方が良くないかと思っております。

それから、オペレーターの使用でございます。今回また、建設機械の方が今まで条例に基づいてホイトラクター。それから、ミニバックホウ。ショベルドーザーとか、建設機械があつて、その中にバックホウが入っておりませんでした。で、今回新たにバックホウを設けまして、その中に小型特殊、または大型特殊とか、そういうちゃんと必要な免許・修了書を持った方でないと、運転させないような形を取っております。

また、次から次へ借りる方が多いものですから、今どういう使い方をしてるとか、はっきり言って私なんか島に送った所が、誰が使っているのか把握が出来ませんでした。今回は必ず申請を挙げて、その申請があって、こちらから許可をした者に限って何日間というふうに使用させるということを改めまして、厳しくして、村に2台しかないバックホウですので、大事に扱って頂きたいと思っております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

雇用対策で7,000千円程計上ということでありますけれども、これは日食のおかげでこのような税金費が出してある訳ですけれども、来年度以降もやはりこの時期には皆苦しいんです。ですから、賃金で月に10日でも良いんですよ。仕事があればですね。

税金を払ったりとか、電気代・水道代、諸々の予算の支払いはあります。ですから、少しでも皆さんが生活が出来るような方法で、計上をお願いを致しておきます。

次に、畜産関係の飼料のストップという文書なんですけれども、価格は上がれば良いんですけども、売っても追いつかないそうなんです。ですから、まず何とか子牛の貸付金を出してもらえないだろうかという意見もあります。

ですから、そこら辺の実態をJAとも話して、もう少しスムーズな安心出来る畜産の経営が出来るように、何らかの対策を講じなければいけないんじゃないかと思っております。本当に皆さん緊迫しておりますよ。このままでは農家も減ると思いますよ。ですから、もう少しバックアップも大事じゃないかと思っております。

個人的な能力もありますけれども、実態はそれであります。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

昨今の子牛の価格低迷というのは、私も重々セリ市の結果表なんかを見て分かっている次第でございますけど、飼料等を止めればJAの方にも、勿論迷惑がかかることですので、ちゃんと飼料を送っているのにお金を払わないというのは、JAさんの方も大分迷惑をしてるかと思いますけど、村としてもやはり、低迷する中に飼料は食わせなきゃいけない、注文してもJAさんが止めると言ってるのでお金の支払いの関係なんですけどね。そういうのを何か、やはりこういう状況であるから、JAさんの方にお願ひして、どうにかいくらかでも待ってもらえないかなという、そういう協議は出来るかと思ひます。

しかし、貸付金等。そういうのなんかは、どんなものでしょうかね。今の、うちの方の貸付金制度そのものには、そういう貸付けるというアレが、飼料等、産業資金なり、そういうのを借りる手立てが無いことも。ちょっと私の方が勉強不足かもしれませんが、確か産業資金等ではちょっと難しかったのではないかなと思っております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

深刻な問題ですよ。資金の制度が無いということですから、作ったら良いんですよ。作れば良いんですよ。緊急の場合ですから。

村長、どういうふうに考えておりますか。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

おっしゃることは、分かるんですよ。おっしゃることは分かりますけれども、大体その飼料代を払わないことに問題が。

追いつかないかもしれませんが、そこらが問題なんです。今ここでそういうことを言われても、我々も金のなる木を持ってる訳じゃありませんので、「はい、こうします」ということは、なかなか言えませんが、そういうこと等があるのであるならば、これは検討していかないとはいけません。

そういうことで、ご理解を頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

これより、暫く休憩します。
協議会へ移します。

協議会

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。
7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

バックホウの件で伺いますけど、その島間の移動なんですけど、これは経済課長の方で指示は出しているのかな。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

バックホウの方の担当は源になって、源の方に連絡を言って、それでバックホウがどこにあるかというのを確認をしますので、そこが大体何日ぐらい使うということで、それから空いとけば、そちらの方に送るような形を取っております。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

今回のユンボウの移動の仕方についてですよ。ちょっと、村長直々で連絡が来たということで、ある島に送ったんですが、送ったまでは良かったが、送った目的に使用して、その後今度は最後までやらないうちに故障してる訳ですよ。やはりそういうことがあってはいけないから、利用目的がちゃんとはっきりしてる訳ですから、そっちが終わってから他の仕事をして済ませるような形を取らないと。そうしないと他の島も使いたい訳ですよ。他の島が使ってる途中で他の島に送って、故障したら今度は、待ってる島の仕事はほとんど出来ない状態で、この前も悪石島に関してもそういう状態でしたのですが、そこら辺の経緯をもうちょっと詳しく聞かせてください。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

その経緯と言いますと、今後そういうことが、今まで個人の名前であったりとか、そういうことがあったものですから、そういうことをしておけば、バックホウが何処にあるか分からなくなるということで、今回から6月1日付ですかね。建設機械の貸付申請書をFAXなりでも送ってもらって、それでもって、ちゃんとそこに使用期間とか、それから運転者を誰にするとか名前を書いてもらって、それを元に経済課の方で確認しまして、決定通知を出して、それでもって使用をさせるという形を取ってますので、今回から電話等とかそういうのが来た場合は、確実に申請書を出してくれというふうにして進めていきます。で、今まで通りの形で「すぐ、済んだらこっちへ」とかという、そういうのは今から先は難しくなる。申請制度を完全にとって。本来の姿なんですけど、今までそういうのがおざなりになって、これはまた元の体系に戻そうというふうにしております。

○議長(日高通君)

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

今回のユンボウの修理代ですが、分かっていたら教えてもらいたいです。
それと、オペレーターに対しても注意をするべきじゃないかと思うんですよ。大体オペレーターだったら、どのくらいまで使ったら破れるということ、壊れるということ分かっている訳ですから、

やはりそこら辺は無理な使い方をしてもらえば困るということで、やはり注意を促した方が良いと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回の修理代ですけど、今の見積で約 800 千円程度の見積が来ております。

で、今回はまた規則の方を一部改正しまして、そのオペレーターに対しても厳しくするような形で取っております。

○議長（日高通君）

審議途中ですけれども、これより 10 分間休憩致します。

2 時 50 分にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑は、ありませんか。

2 番、永田和彦君。

○2 番（永田和彦君）

歳入の方で、1 件だけ確認です。先程村長の説明の中で、固定資産税の関係で、課税対象が増えたという説明があったと思ったんですが、その増えた理由を説明を頂きたい。

それから、歳出の方では、ブヨの関係ですね。先週末から担当職員の方が中之島の方に入って、調査をされてるという部分で、色々大変な面も重々把握は分かっているつもりなんですけど、夏の皆既日食に向けて、それまでに早急な対応が出来ないとなった場合に、来島者等への周知。そういったものについて、どのように考えているのか伺いたい。

それと、衛生費の中の中之島におけるゴミ処理車。それから、し尿処理車の購入ということですが、し尿処理車。今現在、村内に何台が稼働していて、し尿処理車で対応となっている戸数がどれぐらいあるのか、伺いたい。

あと、資料要求で頂きましたインフルエンザ関係について、6 月 15 日付での対応案ですかね。これを頂いてるんですが、これについては一応案ということですが、今後こういった形で、このものを正式なものとしていくのか、対策会議等をどういった形で行っていく考えがあるのか、伺いたい。

併せて、各島における抗インフルエンザ薬の在庫状況等についての資料を頂いてる訳ですが、ここに「近いうちに抗インフルエンザ薬については、購入出来る状況にあると聞いております」とありますが、具体的に目途が立っているのかどうなのか。そして、住民分については備蓄をしておきたいということなんですけど、具体的にどれぐらい予算としてかかるのか、見込みがあれば教えて頂きたい。

以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1 点目の方の、固定資産税の償却資産の増加の関係ですけども、化粧品会社でありますノエビア化粧品のヘリコプターの在籍地を、十島村に 1 月 1 日時点で一応置くということ等で 2 機在籍地を本村の方に届けている訳なんですけども、その関係で 6,000 千円の固定資産が今回賦課するということ等で、既に 5 月中に全額納付されたということになっています。この在籍地につきましては、公共局の方に届出るだけで、特に本村の方に待機しなくても良いと定まっているらしくて、以前は枕崎市にあります枕崎空港にあったものを本村の方に、今回新規 1 機と中古 1 機を一応在籍させているというような状況です。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ゴミ処理車につきましては、中之島を今週中ということで計画しております。

それから、し尿処理については2台だったですかね。それを1台更新するんだったんですかね。

それから、戸数については、今浄化槽の設置ですが、大体97、8%となっておりますので、戸数が何戸だったかという記憶は無いんですけども、浄化槽の普及率はそういうことになっています。

それから、インフルエンザの計画についてであります。皆さん方に先程お配りしたのは、これは県の計画なんです。先般日食の関係で、医療機関の方々、先生方。それから、応援いただく先生方。それから、看護師の方ですかね。その時に集まって頂いた時に、県の考え方を伊集院保健所の方から説明頂いたと。それで、ここは私は出席していませんでしたので、説明が出来ませんけども、副村長の方が聞いておりますので、ちょっと説明してもらいたいと思いますけども。

それから、予防につきましては、インフルエンザの予防について我々が常に啓蒙をしているのが、まず、外から帰ってきたら手洗いをして頂くと。まず最初、流水で手洗いして頂いて、そして石鹸で丁寧に15秒以上かけて手洗いをして頂くと。そして、それを流水でまた流して頂いて、乾燥したタオルなりで拭いて頂くと。その時は、そのタオルを使い回ししないように、で予防して頂きたい。

それから、うがいも励行して頂きたいというふうに思います。うがいは、まず最初、第1回目口の中を軽くすすいで。これはうがい薬でなくても、お茶とかそういうので結構です。うがい薬の場合は、100ccに対して1滴なり、2滴。それが多いと、喉に炎症を起こすというふうに言われておりますので、軽く垂らして頂いて。それから、うがいをして頂いて。それから、口をすすいで頂いて2回ほどうがいをして頂くと。それだけで良いと言われておりますので、それを励行して頂きたいと。

それから、やはりこれから暑いので、休養も充分して頂いて、水分も取って頂きたいというふうに思っております。

それから、今村の方では3月の議会において、計画・ガイドラインを作成しますという話をしていましたが、なかなか日食の関係で計画が思うように進んでいません。それで、取りあえず案として、担当の方が持ってきましたので、皆さん方にお配りしたと思いますが、これについては私の方はこれじゃ納得出来ないと。住民の方にもっと具体的なことを書いたものを検討しようということで、本来ならお出しすべきじゃなかったかもしれませんが。そういうことで、日食が終わってからですね。これから、秋から冬にかけて、季節性インフルエンザ。それから、新型・鳥インフルエンザが流行る前に、村としてのガイドラインを作成していきたいというふうに考えています。

それから、タミフルにつきましては、これはちょっと薬が高いんですけども、100錠あたり30,400円ですかね。これが10人分なんですけども、現在は皆さん方のお手元に配布しました通り、20人前後の部分が配布されてると、置かれてると。診療所にですね。これをなるべく、これが全部入るかどうかわかりません。今でも、このタミフルについては流行地域が多くて、我々の所に入ってくるのも長くかかると。

それから、消毒液ですね。これにつきましても、インフルエンザが流行った当時に、新型が流行った当時に3つ、4つでもと思って発注しましたが、未だに入りません。それから、村の方としては薬とか、そういうのは消毒液とかいうところに、やはり公共施設とかには配置したいと思っておりますが、出来れば各家庭でもマスク等は準備して頂きたいと。マスクも診療所の方に、私の方がそれも予約したぐらいですということで、1箱50枚ですかね。これも配置しておりますけども、これもなかなか入ってきません。ですから、これから大分落ち着くんじゃないかと思っておりますけども、湿気が出てきてですね。最近鹿児島でも、県外の方が入ってきて新型インフルエンザにかかったという情報もありますけども、村としては、なるべく1人でも多くの方にかかった時に、タミフルが行き渡られるような対策は取っていききたいと。このタミフルの有効期限が、大体3年というふうに聞いておりますので、残っても翌年度以降に活用出来ればというふうに考えてます。

それから、予防注射ですけども、予防接種につきましては、季節性インフルエンザの去年の実績が、49.3%。住民の方々の接種率が、50%っていません。それから、年齢区分上でいきますと、働き手であります青年から64歳ぐらいまでですかね。この方々の接種率が33%ということで、非常に低いです。村としては3月の議会でも、インフルエンザの接種をあげて、皆さんがインフルエンザにかかっても軽くて済むようなということで、接種料を3,500円から1,000円に引き下げて、皆さんが受け

易い体制を取っておりますので、是非、この接種率も上げていきたいというふうに思ってます。新型インフルエンザも大変ですけども、この季節性のインフルエンザにつきましても、死亡率がかなり高いんだそうです。特に高齢者の方々が、これにかかって肺炎とかいうことで死亡されるということが多いというふうに聞いておりますので、この接種率も向上させていきたいというふうに思ってます。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

ブヨの話は、この間の東京で観測者に対する説明会でも盛んにしております。

ただ、現実にはちょっとそこらの意識が難しいかなというような気がしております。ですから、たぶん、私もこの間口之島に行って、（聞き取れず）行って、大変足首やら。まあ、素足でサンダルを履いてセラマ温泉に行ったんですが、大分刺されて、火曜日に帰ってきてから熱が出て、というようなことになってしまったので、「短パンは駄目です。半袖は駄目です。」という話はしております。

ですから、（聞き取れず）色々そういうことは注意はしてるはずなんですが、ちょっとここはどうかと思うと、じゃあ、市販の薬で何か出来るかと言うと、それも出来ない。で、以前ブヨヌールとかいうのを、地元の校長先生か誰かが開発された。それを塗ってみたんですけども、あんまり効果が無いような気がしてまして。しかし、地元ではこんながありますよというようなことで、何処か中之島・口之島の民宿とかそういう所に、あるいは旅行の対策本部みたいな所に置いてやれば、気休めにはなるかなと思ったりもしてるんですけども、いずれにしても刺された後の対応策というのは無いですね。ただ、注意はしております。

それから、新型インフルエンザですが、これについては、まず厚労省から旅行業者に対して、こういう企画について、今のところ色んな制約とか、そういうものの話は無いと。政府も産業活動とか、経済活動とか、あるいは学校とか。そういうことについて、特に制約をしないというような方針を持っているものですから、今のところ政府とか、そういう所からの制約は無いと。じゃあ、「しかし、インフルエンザはどうするの」ということで、6月15日の私共の医師・看護師を集めた全体会議で県が示したのが、これであります。ここには、要観察対応としての十島村の対応。それから、患者対応としての十島村における対応。それから、もう1つは、接触者対応としての十島村における対応というのが示されております。これを見ると、特に大量に島外へ運び出すとか、そういう作業はありません。ただ、非常に宿舍とかそういうものが無い。限られていますから、そういうのが発生した場合に、何処に使用するかというような課題はありますけれども、何人かずつはそういう場所、クーラーの利く場所を確保しているというような形になっておりまして、今後また、どんどん、昨日現在ですか、鹿児島県にも2人目が出てきておりますので、今後どういう具合に推移していくのか、その辺も常ににらみながら、対応策は考えていかなきゃいけないと思ってます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ブヨの件がありましたけども、ブヨは先般、議員もおっしゃった通り、うちの担当と鹿児島大学の先生方・教授の方々に行って頂いて、調査をしてきましたけども、ブヨは種類が4つぐらいあるということで、先生方が採取した中には、蚊のやつはあまり見られなかったと。けども、ブヨが発生しているのは事実だというふうに報告を受けています。

それで、これから日食に向けて、今まで散布していたのを、やはり地域の方を重点にまきたいと。宮川とか殿川ですかね。その辺を中心にして、とにかく住宅地にと、海岸とかですね。皆さんが、人が集まるような所にあまり発生しない方法でいきたいということを、担当の方から連絡を受けております。それでまた、私共が帰りまして、何日でしたかね。大学の先生が対応について、副村長にも話をしたいということで、今朝、連絡がありました。ですので、まず先生の話聞いてから、また対応したいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ただいま新型インフルエンザの話が出ましたが、一般的にかかるインフルエンザ、それともよく定

期船の中でうつされるというパターンが多いんですね。ですから、我が村の「フェリーとしま」の船内においての手洗い、あるいはうがいと。そこら辺の設備、あるいはそういう呼び掛けを船内にもきちんとしておく必要もあるかというふうに思います。また、特に皆既日食においては、色んな県から来島されるということで、そこら辺は急ぎで対応策を考えるべきだろうというふうに思いますので、宜しくお願い致します。

あと、予算書の中の農業振興費で、中之島コミセンの新しく出来る所に生活改善室、色んな調理器具とかを入れるということで 19,000 千円。高額な備品購入なんですが、中之島におかれては、開発センターにも改善室があつて、今でも使ってると思うんですがね。そこら辺との整合性というのがダブるようなことは無いのか。また、コミュニティーセンターと開発センターの改善室の活用方法は、どのように考えているのかということで伺いたい。

もし、ダブるようなことがあれば、開発センターのやつは取り外して、下へ下ろすと。コミュニティーセンターに下ろして使うということは、考えられないのかということ伺いたい。

それから、先程チラッと出ましたが、人工授精の器具の購入。授精師に合わせて、村としては整備されたというふうに、私は理解してるんですが、改めてこれはどういったと、300 何十万という数字。これについての説明を求めます。

それから、水産振興の件で、中之島のコミュニティーセンターを新しく作るということで、十島村の漁業無線海岸局。それを移動せざるを得ないということで、漁協で平島の方へ移そうということで工事がされた訳です。

ところが、海岸局の無線電波が口之島・中之島へ届かないと。それは、アンテナの立てる位置が、お金が無くて選べなかったということもありまして、そうだと機能は果たさないんじゃないかと。むしろ、漁師の命を預かる連絡網ですから、そこら辺の村として、早急じゃなくても何とか出来ないものかなと。まあ、これは組合長もおりますが、聞こえなければ良いみたいな、そういう言い方をする人もおりますけど、ただ、いざとなった時に、その無線を使えるというような形だけは取っておくべきじゃなかろうかなという思いがするんです。金額等はいくらか、まだ分かりませんが、電波等を調査をした上で、出来るだけお金のかからない良い場所に設置するような、そういうような支援を漁協の方でもしてもらえないものかなというふうに思うんですが、その点について伺いたい。

それから、先程 3 番議員から出た受益者負担の件で、ここの雑入の中で 5,000 千円上がってるんですが、この 25%の内訳。5 件で 5,000 千円ですよね、受益者負担。これを個々に説明をお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

インフルエンザの関係で、またご質問ありましたので、ちょっとまた関連して申し上げますけども、まず、感染というか、発熱とか、そういう方が出たら、本人さんはやはりマスクをして頂いて、咳とかくしゃみとかがあった場合に、外に飛び散らないように、飛沫が出ないようにして頂きたいと思っています。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今回の特定離島事業の中で、中之島のコミュニティーセンターに生活改善施設の備品等を設けようということで、約 20,000 千円の事業費を投入する訳なんですけども、議員が言われますように、中之島には開発センターという所に、この生活改善施設が確かにあります。で、あの施設につきましては、ご承知の通り昭和 61 年に整備されまして、既に 23 年目を経過するという事等で、ボイラー等も毎年補償するというような状況になっております。かなり老朽化が進むというような事等で、地元の方の生活改善グループの方々には、かなりの迷惑をかけているような実態です。

それともう 1 つ、この開発センターの今後の活用な訳なんですけども、あるところから指定管理ということ等の話が出てきております。そうしますと、備品の中身については、老朽化しているもの等は処分するという方向になるかもしれませんが、まだ活用されるものも当然ありますので、そこを指定管理ということ等で一応委託というような方向に、今後進むんじゃないかなということ等は考

えられます。ただ、具体的にその関係者からの話が、正式に来ている訳ではございませんけども、一応口頭の中でそういう申し出が来ています。

それから、もう1つ。開発センターの関係なんですけども、地元の議員さんも当然見られて、かなり屋根とか、柱辺りの爆裂が見えます。今回、国の経済緊急対策事業の中の臨時交付金を活用致しまして、場合によっては約20,000千円近くの事業費が、おそらくかかるんじゃないかと思われますけども、危険施設の物等を取り払って、補修する必要があるんじゃないかなとは思ってるところです。

それから、漁業無線の旧中之島の振興センターから移して、平島の方のコミュニティーセンターに移した訳なんですけども、予算が不足して電波が届かないということ等は聞いてないです。先日業者の方から完成届も来まして、私も担当の方に、これはもう試験調査もしたのかという話をしたら、大丈夫だということで、私は聞いています。で、今議員が言われますように、一部予算不足で電波に障害があるということ等は聞いていませんので、それはもし、そういう状況であれば、当然漁業無線というのは目的の為に作る訳ですので、何らかの措置が必要じゃないかと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと答弁が前後するかもしれませんが。先程の受精卵の人工授精推進事業の人工授精師の機具一式ということで3,232千円。これには人工授精の機具一式と、それから特定離島の畜産振興整備で、これが2,878千円。人工授精師の機具は354千円、中に計上してあります。これは昨年度、人工授精師を取られた方がいまして、今まで人工授精というのは講習助成金を出してたんですけど、その講習助成金が一昨年から無くなったものですから、その代わりと言ってはアレですが、初めて人工授精をする訳ですので、その為の授精機具を一式購入して、畜産の振興を図るというものでございます。

それから、農林水産業費の受益者負担金の件でございます。これは上の方から、宝島製塩施設の濃縮基本負担金。これが116,900円。それから、小宝島製氷施設冷凍機負担金。これが55,125円。次の水産保持施設負担金。これは、当初では418,950円計上してあったんですけど、これがもう既に金額が確定しましたので、これはマイナスの31,500円でございます。それから、漁船漁業利便施設負担金。これが369,500円。それから、特定離島畜産振興施設負担金。これが536,200円でございます。それから、もう1つ。離島家畜衛生負担として、離島家畜衛生の対策事業として、バイチコールの購入を計画しています。その2分の1の3,937,500円を村でみて、残りの半額を受益者の方に負担して頂くということなんです。

船でのインフルエンザの対応ということで、航路の方では消毒薬を設置してるみたいです。それから、鹿児島で感染し、船内で感染して島に帰るといった人が確かに多いと思いますので、やはりマスクをして頂いて、飛沫が飛び散らないように。それから、空気感染は無い訳ですから、接触感染。手摺とか、トイレに行った後のノブとか。そういう所に行ったらやはり、綺麗に手を洗って頂くということが大事だというふうに思います。マスクについても、航路対策室の方では準備してあるというふうに聞いております。ですから、先程申し上げましたように、やはり接触感染等が多い訳ですので、充分な手洗いをして頂くというふうに思います。

それから、その期間中につきましては、船内で発熱とか、あるいはそれが無いとかということ、事務長の方から船内放送、あるいは窓口でも何処か具合が悪くないですかとかいう声掛けはするということに聞いております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

このインフルエンザの対策については、乗客が分かるような。張り紙なり、案内なり、きちんとやっていかなければ、そこまでは徹底されてないんじゃないのかというふうに思いますので、そこら辺も再度確認をした上で、案内をちゃんとするというふうに、お願いしたいというふうに思います。

それから、漁業無線の海岸局の場合には、私が立会ってテストもさせましたので、間違いなく繋がらないということです。しかも、それがコミュニティーセンターのすぐ上の裏の方へアンテナを立てたものだから、山の陰になって届かないということです。そういうことで、何らかの応援をお願いし

たいというふうに思います。

あと、会計検査員が入った中で、飼料基盤整備とか補助事業が出来なくなったということでは、村単独でやるしかないということなんですけど、勿論結果等がまだはっきりしてない中で、今年はこの形でやると、来年から先の考え方としては、どのような取扱いをしようとしてるのか。その点も含めて、考えがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のインフルエンザの船内における周知ですけど、まだ住民課の担当とも話をして、どういう啓蒙をするかというのを打ち合わせしまして、皆さんのお目に付く所に張り出そうと思っています。

それから、団草事業については、本年度色々な会検事業とかそういうので取り止めた訳でございますけど、来年度はこの事業を取り入れる、導入する予定でございますけど、その会計検査で様々な指摘を受けましたので、そういうことを畜産の写真を取られる方とか、それなんかが相当厳しい写真撮りをしろということですので、また畜産組合長会議なり、そういうのを開いた時に写真の撮り方とか、そういうのを、ちょっと今までと違う感じになりますので、どうしても証拠書類という形で残るものですから、そういうことを厳しく指摘されてましたので、また畜産組合長会議の折に写真の撮り方とか、そういうのを説明する予定でございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

歳出の方なんですけど、この職員研修。どの階級が何処に行くのか、何の（聞き取り不能）行くのか。まず1点。それから、宝島のコミセン周りの側溝蓋賃金と、それから側溝蓋と、2つ。賃金とその周りと。コミセン周り、分かりますかね、場所。西側と裏側の一部なのか。住民センターも含まれてるのか、確認をしたい。

賃金は、先程から出ておりますように、雇用対策の1つとして、住民を考えているのか、説明願いたい。その3点で。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目の方の研修の関係ですけども、離島企画担当者の研修ということで、千葉県にあります市町村アカデミーの方に約1週間、本村の企画を担当する職員が既に行っています。ここで予算措置したのは、他の一般財源で一般管理費の予算の中で執行した関係で、今回新たに旅費での予算措置をしたということ等での、後ほどでの組み替えという形で処理していこうと思っています。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島コミセン前の側溝蓋設置作業です。これは賃金と、それから原材料の方と、それぞれ予算を計上してあります。コミセン前の側溝に蓋を被せて、観測者の怪我を防止するということで、側溝蓋17枚を計上しております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

これは、何月か日付忘れましたが、総務の方が説明に来られた時に、私直々に「こうこう、いうことから、蓋を被せて欲しい」という話をさせて頂きました。コミセン横というのは、確か15cm程度の側溝が、およそですけど500m。また反対側、クレーの室外機を置いてありますけども、そこが3m、5mぐらいかな。その程度だと思います。1番危険なのは、住民センターの前の部分、道路側ですね。これが約10m。だけど、50何枚ですか。17枚ということは、そこは入ってないね。大きさは、17m。側溝蓋の大きさは、分かりますか。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

前に聞いた部分で、現時点で分かってるかちょっと分かんないんですが、中之島における東西両海岸の防潮扉の関係を以前聞いたことがあると思うんですが、その後、何らかの話が県の方から、振興局の方からあったのか、どうなのか。特に今回、港湾工事がほとんど終わって、海岸部分の消波ブロックが並んだ関係で、沖からの入り込みの波が大丈夫だと思うんですが、それが逆に逃げ道が無くなってあふれるというか、そういった心配があるものですから、そこら辺の部分について、もし分かっていたら教えて頂きたい。

それと、出張所における出張員の補助員の関係で、補助員を設置するのをお願いするに当たっての内部規定等があるのか、どうなのか。出張員の方にどのような形で支持がなされているのか、伺いたい。併せて、出張所における公用車の使用規程。そういったものがあるのか、どうなのか。その点についても、伺いたい。

以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

防潮堤のことでございます。それは担当を通しまして、振興局の方に話をしたら、振興局の方で調査はしてるそうです。その結果は、まだ来ておりません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

出張員の補助員の雇用規定の関係ですけども、あくまでも出張員が1週間に5日間の勤務となります。出張員が、基本的には月曜日から金曜日という勤務体系な訳なんですけども、当然定期船が土日祝祭日等での業務が発生するという事等で、出張員がその時にも対応すると。そうした時に、8週間以内に代休等の措置で代休を取るという形を取っています。

それから、年次有給休暇が発生する。これは出張員の場合は、中之島の出張員によりますと、2月1日からの雇用ですから、それが6ヵ月後を経過してから10日間の年次有給休暇が発生します。その際に、つまり出張員が出張所を開ける時に、出張所の補助員が出張員の支持の中で、一応雇用をさせると。ただし、朝の8時30分から夕方5時15分までじゃなくて、あくまでも忙しい時間帯ということ等で、必ずしも8時間勤務じゃなくて、場合によっては1日1時間、あるいは半日というような時間勤務での措置をさせています。

それから、特に今回3月の下旬から4月の始めにかけてまして、中之島の場合は、前職員であります者が急に辞めたということ等もあって、住民に支障が出るだろうということ等で、4月は2名の補助員の方にかなり負担をかけて勤務をさせたんじゃないかなと思っていますところですよ。

それから、公用車の規定につきましては、これはあくまでも出張員の管理と。財産管理は出張員ということになってますので、出張員の許可の中で。職員が使う場合も、出張員の許可を得て使うということ等は、各職員にも通知をさせております。

それから、もう1つ。外部の方が、公用車をどうしても使用させて欲しいというようなことがあります。本来ならば出来る範囲じゃないんですけども、本村の場合は、車の事情が無いということ等がある関係で、出張所の方で申請を受けて、本庁の方に許可を得て貸し出すということ等は、出張員外の、あるいは村の職員外の者が運転する場合には、使用する場合には、一時的には貸し出しをする措置も取ってはおります。その場合の使用規定につきましては、本村の建築機会の貸し出し規定というもの等で、燃料費相当での使用料を徴収するという事を取っております。

○議長（日高通君）

他に質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第52号、平成21年度十島村一般会計補正予算第1号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、議案第52号、平成21年度十島村一般会計補正予算第1号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

○議長(日高通君)

これより、5分間休憩致します。

3時40分になりましたら、お集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議案第53号 平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第2号についての件

○議長(日高通君)

日程第4、議案第53号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第53号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、平成21年度船舶交通特別会計補正予算第2号でございます。

2ページの予算書ですけれども、歳入・歳出それぞれ6,209千円を増額致しまして、総額が歳入・歳出それぞれ814,480千円ということで、お願いをしております。

それでは、歳入から順を追って説明致しますが、7ページからになります。

まず、営業収入で1千円を計上しておりますが、当初予算編成時に乗船切符払い戻しによるキャンセル手数料の計上漏れがありましたので、これを計上したものです。

それから、国庫補助金で1,050千円を計上しております。これは第2号補正に要する財源のうち、営業収益・県支出金・離島航路補助対象外収益を除いた額で、財源調整をしております。

それから、県支出金で1,050千円を計上しておりますが、これについては、特定離島ふるさとおこし推進事業で行う観光物産宣伝対策事業のボゼツアーを、本年度も9月の3日から5日にかけて実施する予定としております。県の補助金が1,050千円ということで、計上しております。

それから、離島航路補助対象外収益で4,108千円を計上しておりますが、これにつきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業で行う荷役車両の整備、平島に導入予定の荷役車両整備の県補助金

3,280 千円と村負担分 828 千円を計上したものでございます。

次に、8 ページの歳出でございますが、営業費用で 2,100 千円を増額し、計上しております。これの内訳につきましては、航路付属施設費で 558 千円を計上しておりますが、これは皆既日食ツアー参加者の手荷物管理の為にコンテナに入れるロールボックス及び 10 フィートコンテナの賃借料を計上しております。店費で 1,542 千円を計上しておりますが、これにつきましては、歳入でも説明を申し上げました通り、ボゼツアーの委託費及び旅費を計上してございます。

それから、航路補助対象外費用と致しまして 4,109 千円を計上しておりますが、これにつきましては、歳入でも申し上げましたように、平島に導入していた荷役車両。昨年の車検を受けた際に、今回の車検が合格する見込みが無いことから、今回切り替えるということで、導入を図るということでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

予算に直接アレなんですけども、先立ってもそうだったんですけど、金曜日の奄美出港が欠航になって、急遽住民課の要望で、月曜日出港が奄美に変えてもらったと思います。これからもですね、これは以前にというのか、そういう最初からそういう方法が取れるものなのか。金曜日出港が駄目。名瀬行きを欠航した場合に。まあ、欠航というのは、もう船は全然走ってない訳ですけども、その場合に、月曜日に変更するような認可と言いますかね。そういったのが出来ないのかどうか、念の為聞いておきます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

船の出入港につきましては、海運支局の方に申請を出しまして、それでもって決定を受けて、運航してる状態でございますので、通常ならば金曜日が欠航になれば、そのままそれが流れていく訳じゃなくて、月曜日には宝島折返し便というふうに申請してるものですから(聞き取れない)。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

前回の名瀬便の関係は、ちょうど支局に欠航した次の便を名瀬までやるということで、申請をしていたんです。

ところが、まだ向こうが受け付けてくれずに認可が来てなかったんです。ですから、大変困っているということで、私が担当に「支局と交渉しなさい」と。それで、もう書類を出してるんだったら、認めて欲しいということでやった訳でしたが、これからは金曜日出港で欠航した場合。その時は、月曜日出港を続けて名瀬にやると、そういうことになります。これは、やはり認可をもらわないと出来ませんので、そういう手続きは終わっているということです。

○議長(日高通君)

5 番、平田傳義君。

○5 番(平田傳義君)

色々、一生懸命やって頂いてると思いますが、やはり苦情と言いますかね。1 週間、2 週間、船が行かない訳ですので、確認の為に、まず 3 か月ぐらいですかね。認可取るのが。予定表がそういうふうに出ていますので、事前にそういうふうに、金曜日が駄目な時は月曜日出港が出来るというふうに報告して良いということで、理解します。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第53号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第4、議案第53号、平成21年度十島村船舶交通特別会計補正予算第2号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第5 議案第54号 平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算第1号についての件

○議長(日高通君)

日程第5、議案第54号、平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算第1号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第54号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算第1号でございます。

今回の補正予算につきましては、平成20年度決算見込みによるものでありまして、平成20年度の介護保険事業の決算見込みについては、歳入で88,322千円。歳出は86,129千円の措置引き2,193千円となる見込みでありまして、今回は2,193千円の繰越剰余金の処分が主なものでございます。歳入では、保険料で249千円を減額しております。これは、21年度に介護従事者分として3%の増額がございまして、この分を国は介護従事者処遇改善臨時特例交付金として基金を設置したものを、今年度分として基金から繰出す為、保険料を減額するものでございます。

それから、国庫支出金として、財政調整交付金に2,348千円を計上致しております。これは、財政調整交付金として、国からの内示の増額分を計上したものであります。国庫補助金で870千円の減額・計上をしております。これにつきましては、既に20年度出納閉鎖時に納入されましたので、減額をするというものであります。

それから、繰入金と致しまして、介護準備基金から1,490千円を計上致しております。これについては、20年度分の国・県支払基金等からの交付金が多く交付されたことに伴いまして、返還金の財源として繰入れるものであります。

次に、基金繰入金と致しまして、548千円を介護従事者処遇改善特別基金から繰入れるものでありまして、内訳と致しましては、先程も述べました通り、介護保険料の減額に伴う充当分と致しまして、248千円。制度の啓発・啓蒙分と致しまして、300千円を計上しております。それから、繰入金と致しまして、755千円を計上致しました。これは、事務費分でございます。繰越金と致しまして、2,193千円を計上しておりますが、これにつきましては冒頭で申し上げました、20年度剰余金であります。歳出では、総務費の一般管理で74千円を減額しております。これにつきましては、パソコンの保守についての契約満了による減額でございます。趣旨普及費で300千円を計上しておりますが、これに

については歳入でも申し上げました通り、介護従事者処遇改善特別基金からの繰入でありまして、300千円で制度啓発・啓蒙に伴うものを、計上したものであります。

それから、保険給付費で2,348千円計上しておりますが、これについては、国庫支出金の財政調整交付金の内示に伴う介護給付費が、今後支出されるものとして予想した費目に形状をしたものであります。積立金と致しまして、61千円計上しておりますが、これについては20年度中の介護準備基金の利子分を計上しております。支出金の償還金で3,346千円を計上しております。これは、国庫県費支払基金の返納分を計上したものでありまして、また、繰出金で179千円を計上しておりますが、これについては、20年度の一般会計から事務費分として繰入れた分の剰余金が生じたので、一般会計に返納をするものでございます。

以上が、介護保険事業にかかる分でございます。

次に、サービス事業についてであります。サービス事業につきましても、20年度の剰余金の処遇にかかるもの等であります。

歳入では、繰入金で189千円を計上しております。これは、事務費分として繰入れたものであります。それから、繰越金で327千円を計上しておりますが、これも20年度の剰余金の繰越分であります。

歳出では、総務費で189千円を計上しておりますが、地域包括支援センターのパソコンの改修で21年度介護保険法の改正に伴うものとして、計上しております。諸支出金では327千円で、20年度剰余金分を一般会計に返納するものでございます。

以上で、サービス事業の説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第54号、平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算第1号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第5、議案第54号、平成21年度十島村介護保険特別会計（介護保険事業勘定・介護サービス勘定）補正予算第1号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第6 議案第55号 平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第2号についての件

○議長(日高通君)

日程第6、議案第55号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 55 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましては、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計補正予算第 2 号でございます。

歳入・歳出予算の総額から、それぞれ 9,864 千円を追加致しまして、歳入・歳出の総額をそれぞれ 53,012 千円としてお願いをしております。

まず、歳入についてですけれども、県の補助金で 6,800 千円を計上しております。これにつきましては、特定離島ふるさとおこし推進事業で諏訪之瀬島地区に配水タンクを設置するものでございます。一般会計の繰入金で 3,064 千円を計上しておりますが、主なものは特定離島ふるさとおこし推進事業の村負担金及び簡易水道施設改良工事で単独請負工事を計上したものでございます。

それから次に、歳出について、説明を申し上げます。営業費用の一般管理費として、第 2 回水道運営協議会を予定していることから、委員報酬及び費用弁償を 140 千円計上を致しました。水源地、あるいは配水地の清掃として、賃金 213 千円を計上しております。

それから、建設事業費の簡易水道施設改良工事費の委託料で 300 千円を計上しております。補助事業の委託量の諸経費単価が改正されたことに伴う、増額分でございます。

それから、工事請負費を 300 千円減額致しまして、単独事業の平島地区ポンプ室発電機設置工事を 447 千円。中之島地区給水管調査切替工事を 642 千円計上致しております。簡易水道関連施設改良工事費で特定離島ふるさとおこし推進事業の工事請負費で、諏訪之瀬島のタンク設置工事を 8,500 千円計上したところでございます。

以上で、簡易水道特別会計についての予算の説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

この諏訪之瀬島の配水タンク設置。これは、皆既日食に向けての対応の一部と捉えて良いのか、元々これが無ければ住民の飲料水が足りないということで設置してるのか。その点について、伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは皆既日食関連よりも前。諏訪之瀬島の村政座談会で事務の方から、要望がございまして、民宿御岳の方に消防関係の水槽があるんですけど、それに圧がかからないということで。

今もし、周辺で火事が起こった場合なんか、その消火活動に支障を来すということで、このタンクを据え付けた訳でございます。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

その消防用の水に使うということであれば、持ち場が違うんじゃないですか。防火水槽タンクとしての取扱いで使う。

ということは、基本的には飲料水のタンクだということで、使うということですね。

それと、このタンクの容量は何 t ぐらいなのか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

20 t のパネル式のステンレスです。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

そうしますと、諏訪之瀬島は淡水化装置で水を作っていると。その中で、今現在給水タンクに作って貯めている中から、これまたプラス 20 t タンクが飲料水として使えるとなれば、例えば、当初の

淡水化装置を設置した時の住民の1人に対する水量の計算で、当初はそれで間に合うというふうを考えて造ったんですよね。とりあえず、この20tがあれば、ある程度は淡水化装置のアレが故障しても20t分は余分に蓄えがあるという方向で考えて宜しいですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

当初は、今度据えようとするこのタンクには、5tタンクが据え付けてありました。それがFRPタイプのやつで、もうボロボロになってしまって、昨年度からそうした要望があったものですから、「ならば、ある程度耐久性の強いステンレスのタンクに変えた方が宜しいんじゃないか」ということで、この20tタンクに変えております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

元々ヤマハがいた時に、飛行場の側に発電所を作っていますが、あそこに一応、そのタンクがあった訳です。

ところが、それがもうボロボロになって、しかもそこから水を消防用として取れば、後が足りずに何も使用が出来ないと。そういうような話もありまして、その改良として設置すると、そういうことになります。ですから、元々の集水地ですか。水を作った所のタンクとは違うんです。中継という解釈をして頂ければ、ありがたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

このタンクの費用が高いと。8,500千円ですか。水道特別会計が非常に苦しいという中で、それがまた水道料金が住民へ跳ね返るといふ、昨日もそういう話を色々しましたが、何か良い方法は無かったものかと。

ただ、消火栓の水圧が足りないということであれば、消火栓そのものは開けて、消防ポンプで引っ張るという形で対応は出来るのではなかろうかなと。私はそういう個人的な思いがするんですが、その点については、圧が足りなければポンプをつけて引っ張るという形での消火作業が可能ではないのかなと思うんですけども、その点については、どのように理解しておりますか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

諏訪之瀬島は、元々国庫事業で30tのタンクを作った訳ですね。これはいつ頃だったですかね。数年前に造って、その当時の人口状況と今の人口状況は、かなり変わってきています。Iターンなり、Uターンの方が増えてきています。そして更に、国庫事業で整備した後に、かなり降灰がありまして。確か平成12年頃じゃなかったかと思いますが、13年頃だったですかね。その時に、水を灰の処理の為に使い過ぎてしまったということ等で、急遽村の方で30tのタンクを造った訳です。

現在その、30t、30t、60tのタンクがある訳なんです。そうすると、淡水化施設の中で運用している訳なんですけども、最近また人口の増加もあつたり、一部漏水の問題もあつたりして、皆既日食のことも併せて、かなりここ2、3年前から住民の方からタンクの増設等の要請がありました。

それから、ヤマハの移動ですね。村が引き取ってそれを活用している訳なんですけども、その移動の方のポンプも一部かれるとかいう状況もあつたりしまして、また一部使えないということもあつたりしまして。で、先程村長が申し上げます、ヤマハから財産譲渡頂いた5tタンク。これはもう、タンクが殆ど腐った状態になってしまって使えないと。

そういうような中で、県の方の農業農村総合整備事業の中で、消火栓を付けた訳です。それが、先程経済課長が言います、民宿の前に消火栓を造ったんですけども、どうしても今敷設されている導水管と、上手くマッチングしないというようなことがあつたりしまして、仮にそういう今の消火栓から繋いだとなった場合には、その消火栓が吹き飛んでしまうと、口径の問題があつたりしまして。

そういうもの等もあつて、最終的に今の5tタンクを新たに20tタンクに変えようということ等で、

今回の特定離島事業で 8,500 千円という、大きな額を投入するようになった訳です。当然、水道会計の方は財源が無いということ等で、この財源についての、県の離島振興事業でもやる中で、残りの財源は全て一般会計からの繰入れになる訳なんですけれども、私も予算措置をしながら「5 t タンクで良いんじゃないか」ということ等で、議論もしたんですけども、ただ人口増も今後予想されるだろうというようなこと等も考えて、20 t ということで、地元からの要請も受けたというような状況になっています。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

維持管理費の件ですけども、賃金が 213 千円となっておりますけれども、例年この辺で足りているのか。

それと、備品の購入費が 78 千円の減額となっておりますけれども、以前、油圧式の、なんと言いますかね、挟むやつ。それを買うということで、あったんですけども、20 年度で購入したんですかね。

あと、うちの地域の備品等を入れるですけども、いつもは補修をする時に、タイプとか、備品が取れないんですよ。ですから、こういうのもやはり各島実態を把握して、備品が無い時には緊急を要しますから、調査して揃えるように対策してもらいたいと考えておりますけども、どうでしょうか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

この備品の減額は、当初予算で計上してあったものの執行算を処理したものでございます。

それから、賃金の今回計上したのは、平島・悪石島・諏訪之瀬島・宝島の水源地の清掃の為の賃金でございます。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

緊急の場合の維持補修費の賃金等の、例年どれぐらい上がっているのか。また、先程聞いたことは、緊急時に部品、ですね。タイプとか、ソケットとか。そういう器具類が足りないんですよ。

そういうのを、私は実態を把握してくれということを言ってるんですよ。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

パイプ等は備品に当たらない為に、消耗品等で予算は計上してあります。だから、そういうパイプとかが破れた場合は、水道の担当の方から、それなんかを送ってくれということで、消耗品で対応しております。

それから、賃金は大体今のところで 1,000 千円程度計上してあります。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番(日高助廣君)

消耗品ということでありますけれども、私は認識があまりって言うんですけども、本当に足りてるんですか。消耗品が。いつ行っても、聞いた時には無い時が多いんですよ。実態は把握していますか。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

こちらの方では、どのくらいあるかという在庫までは調べておりませんので、足りない時には常に要求してくれということで、水道係の方に入ってますので、そういうストック等も必要ですから、で、要望があがってない所は、足りない等が出てきます。水道係の方には、「いっくらかは備蓄しておけ」と、話しております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

中之島地区の給水管調査、切替工事というのは、おそらく以前から言ってる部分のことなのかなという気はしてるんですが、その水道水の濁り、泥が入るという部分の調査の部分なんだろうというふうに思ってるんですが、そこら辺の確認をしたいのと、今回調査だけなのか。調査だけであれば、今後の工事等については、どのように考えてるのか。その点について、伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

これは、里地区4件の現況調査と、今後の対策についてでございます。工事の施工も入っております。

○議長(日高通君)

他に質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第55号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第6、議案第55号、平成21年度十島村簡易水道特別会計補正予算第2号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△陳情の議員配布

○議長(日高通君)

ここで、ご報告致します。

福岡県久留米市、国土交通省管理職ユニオン九州支部、支部長、馬田晴夫氏より提出のありました、「安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める意見書」の提出に関する陳情第1号につきましては、議会運営委員長より「議員配布」と決定し、議員配布した旨、報告がありましたので、ご報告致します。

△日程第7 議員派遣の件

○議長(日高通君)

日程第 7、議員派遣の件を議題とします。

派遣目的、派遣期間、派遣場所、派遣議員などにつきましては、お手元に配布した通りですので、口答説明は省略します。

これから日程第 7、議員派遣の件について採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 7、議員派遣の件については、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(日高通君)

日程第 8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉会宣告

○議長(日高通君)

これで、本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 2 回 (6 月) 十島村議会定例会を閉会致します。